

ごあいさつ



わが国では、少子高齢化や人口減少、国際化が急速に進み、個人のライフスタイルや価値観、家族形態の多様化等、社会情勢や生活環境が大きく変化しています。その中で、誰もが互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別や年齢、障がいの有無、出身地、人種、信条等に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が求められています。

軽井沢町では、平成 21 年 3 月に「軽井沢町男女共同参画きらめきプラン 2」を策定し、「軽井沢の伝統と歴史を誇り、自然と風土を守り育て、心の休養地としてあり続けるために、男女が心と力を合わせ、その苦労も成果も共に分かち合う、軽井沢町の男女共同参画社会の実現」という将来像へ向け、男女共同参画に取り組んでまいりました。

また、平成 7 年 12 月に「軽井沢町差別撤廃と人権擁護に関する条例」を施行し、平成 29 年 4 月に「軽井沢町いじめ防止基本方針」を策定する等、あらゆる差別をなくし、人権を擁護するための取組を推進してきました。

この度、「軽井沢町男女共同参画きらめきプラン 2」の満了に伴い、計画内容の見直しを行うこと、また、軽井沢町の人権施策の今後の方向性を示すことを目的として、2019（平成 31）年度から 10 年間を計画期間とする「軽井沢町人権総合計画・第 3 次男女共同参画計画（きらめきプラン 3）」を策定いたしました。

「軽井沢町人権総合計画・第 3 次男女共同参画計画（きらめきプラン 3）」では、「誰もが自分らしく活躍できるまち 軽井沢」を将来像に掲げ、人権・男女共同参画に係る施策を推進する方針を定めています。

この計画に基づき、人権・男女共同参画に係る施策を展開してまいります。町民の皆様におかれましても、両分野に対する意識を高め、この計画に明記しております「各主体の取組」を行っていただきますよう、お願いいたします。

「軽井沢町人権総合計画・第 3 次男女共同参画計画（きらめきプラン 3）」の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、関係機関・団体の皆様、熱心にご審議いただきました軽井沢町人権同和教育推進委員の皆様、軽井沢町男女共同参画計画推進委員の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成 31 年 3 月

軽井沢町長 藤巻 進

目 次

第Ⅰ部 総論	1
1 はじめに	2
2 めざす将来像	3
3 計画策定の趣旨	4
4 計画の期間	4
5 計画の位置づけ	5
6 計画策定の体制	6
7 軽井沢町の人権・男女共同参画の状況	7
8 施策体系	8
9 計画の推進体制	10
第Ⅱ部 軽井沢町人権総合計画	11
重点目標1 役割に応じた人権教育・啓発と総合的な連携体制	12
重点目標2 社会潮流を踏まえた様々な人権問題への対応	13
基本目標1 こころを育む	14
基本施策1 子どもへの人権教育の実施	15
基本施策2 成人への人権啓発の強化	15
基本目標2 人を育てる	16
基本施策1 職員等の人権研修の強化	17
基本施策2 団体・企業への人権研修の実施	17
基本目標3 体制を強化する	18
基本施策1 相談支援体制の充実	19
基本施策2 人権を守る体制の整備	19
基本目標4 各問題へ対応する	20
基本施策1 女性・男性の人権	21
基本施策2 子どもの人権	21
基本施策3 高齢者の人権	22
基本施策4 障がい者の人権	23
基本施策5 同和地区出身者の人権	25
基本施策6 外国人の人権	26
基本施策7 感染症患者の人権	26
基本施策8 犯罪被害者、刑を終えて出所した人の人権	27
基本施策9 性的マイノリティに関する人権	27
基本施策10 インターネットによる人権侵害	28
基本施策11 その他の人権問題	28

第Ⅲ部 第3次軽井沢町男女共同参画計画（きらめきプラン3）	29
重点目標1 ライフステージを通じた意識改革 ～「女性活躍」の推進～	30
重点目標2 地域力を高める、女性が活躍できる機会づくり	31
基本目標1 こころを育む	32
基本施策1 子どもへの男女共同参画に関する教育の実施	33
基本施策2 成人への男女共同参画に関する啓発の強化	33
基本目標2 人を育てる	34
基本施策1 職員等の男女共同参画に関する研修の強化	35
基本施策2 団体・企業への男女共同参画に関する研修の実施	35
基本目標3 活躍したい人を支援する	36
基本施策1 女性の社会への参画促進	37
基本施策2 男性の家庭への参画促進	37
基本施策3 多様な働き方の実現のための環境整備	38
基本目標4 女性・男性の人権を守る	39
基本施策1 ハラスメント防止の推進	40
基本施策2 異性間での暴力の根絶、被害者への支援	40
基本目標5 体制を強化する	41
基本施策1 男女共同参画を推進する体制の整備	42
資料編	43
1 計画の策定経過	44
2 委員会設置要綱	46
3 委員名簿	49
4 用語解説	51
5 統計データに基づく軽井沢町の状況	54
6 軽井沢町人権に関する意識調査結果（一部抜粋）	57
7 軽井沢町男女共同参画に関する意識調査結果（一部抜粋）	68
8 人権総合計画策定に係る団体ヒアリング調査	85
9 男女共同参画計画策定に係る団体ヒアリング調査	89
10 女性活躍推進のためのワークショップ結果	92
11 参考資料	97

第 I 部

総論

1 はじめに

軽井沢町は平成 25 年度から「第 5 次軽井沢町長期振興計画」をスタートし、『自然と文化が奏でる軽井沢』を基本理念に、伝統とすぐれた自然を保全し、明るく健康的な国際保健休養地としてまちづくりを推進してきました。

また、軽井沢町は、世界有数の高原美を有する保健地であり、国際親善に貢献した歴史的実績があることから、「国際親善文化観光都市」として、国際親善と国際文化の交流や文化観光施設の整備・充実が進められています。

平成 26 年度には、50 年後・100 年後を見据えた未来構想「軽井沢グランドデザイン」を策定し、町民の手で軽井沢町の風景や文化を守り、風土の質を高めていくために、「軽井沢 22 世紀風土フォーラム」の活動を推進しています。

今後も日本をリードする「国際親善文化観光都市」として、人権教育・男女共同参画の視点からも、まちとしての国際的な感性を磨き、世界に発信できる『軽井沢ブランド』を創っていきます。

2 めざす将来像

人権・男女共同参画に関する社会的動向や軽井沢町の状況、これまでの取組（いずれも詳細は資料編に記載）を踏まえ、「軽井沢町人権総合計画・第3次男女共同参画計画（きらめきプラン3）」でめざす将来像を次のように設定します。

■めざす将来像

だれもが自分らしく活躍できるまち 軽井沢

推進

人権総合計画

第3次男女共同参画計画

（きらめきプラン3）

「軽井沢町人権総合計画・第3次男女共同参画計画（きらめきプラン3）」の策定、推進により、「だれもが自分らしく活躍できるまち 軽井沢」を目指します。

人権とは？

- 人権とは、だれもが生まれながらにして持っている「人が人として幸せに生きるための権利」のことです。
- 人権問題への取組は、一人ひとりが生きていることに喜びを感じ、家族や地域、仲間との絆を深め、人生の充実感に影響を与えるなど、まちの未来をつくり、豊かな地域をつくることにつながります。
- 人権は、人を思いやる心によって守られるものです。だれもが幸せに暮らすことのできる軽井沢町にしていきたいと思います。

男女共同参画とは？

- 男女共同参画とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができることです。
- 男女共同参画が推進されることで、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担にとらわれず、男性も女性も自らの意志に応じて、あらゆる分野で活躍することが可能になります。
- 男女共同参画の考え方を理解し、積極的に行動に移すことで、性別を問わず、あらゆる人が個性を発揮し、「自分らしく」生きることのできる軽井沢町にしていきたいと思います。

3 計画策定の趣旨

「軽井沢町人権総合計画」は、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」等の人権に関する法律や、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティに関する人権問題等の人権をめぐる社会情勢、軽井沢町の人権に関する現状・課題やこれまでの施策・取組を踏まえ、今後の人権施策を総合的かつ計画的に進めることを目的として策定します。

「第3次軽井沢町男女共同参画計画（きらめきプラン3）」は、平成21年に策定した「軽井沢町男女共同参画きらめきプラン2」が計画期間の満了を迎えたため、男女共同参画に係る法律の改正や社会情勢の変化、軽井沢町の男女共同参画に関する現状・課題やこれまでの施策・取組を踏まえ、男女共同参画のより一層の推進を図ることを目的として策定します。

人権・男女共同参画の両分野は相互に関わりあうものであることから、施策を効果的に推進するため、両計画を一体的に策定します。

4 計画の期間

「軽井沢町人権総合計画・第3次男女共同参画計画（きらめきプラン3）」の計画期間は、2019年度から2028年度までの10年間とします。

計画期間中において、社会情勢の変化や国の方針変更等により、修正の必要が生じた場合は見直しを図ります。

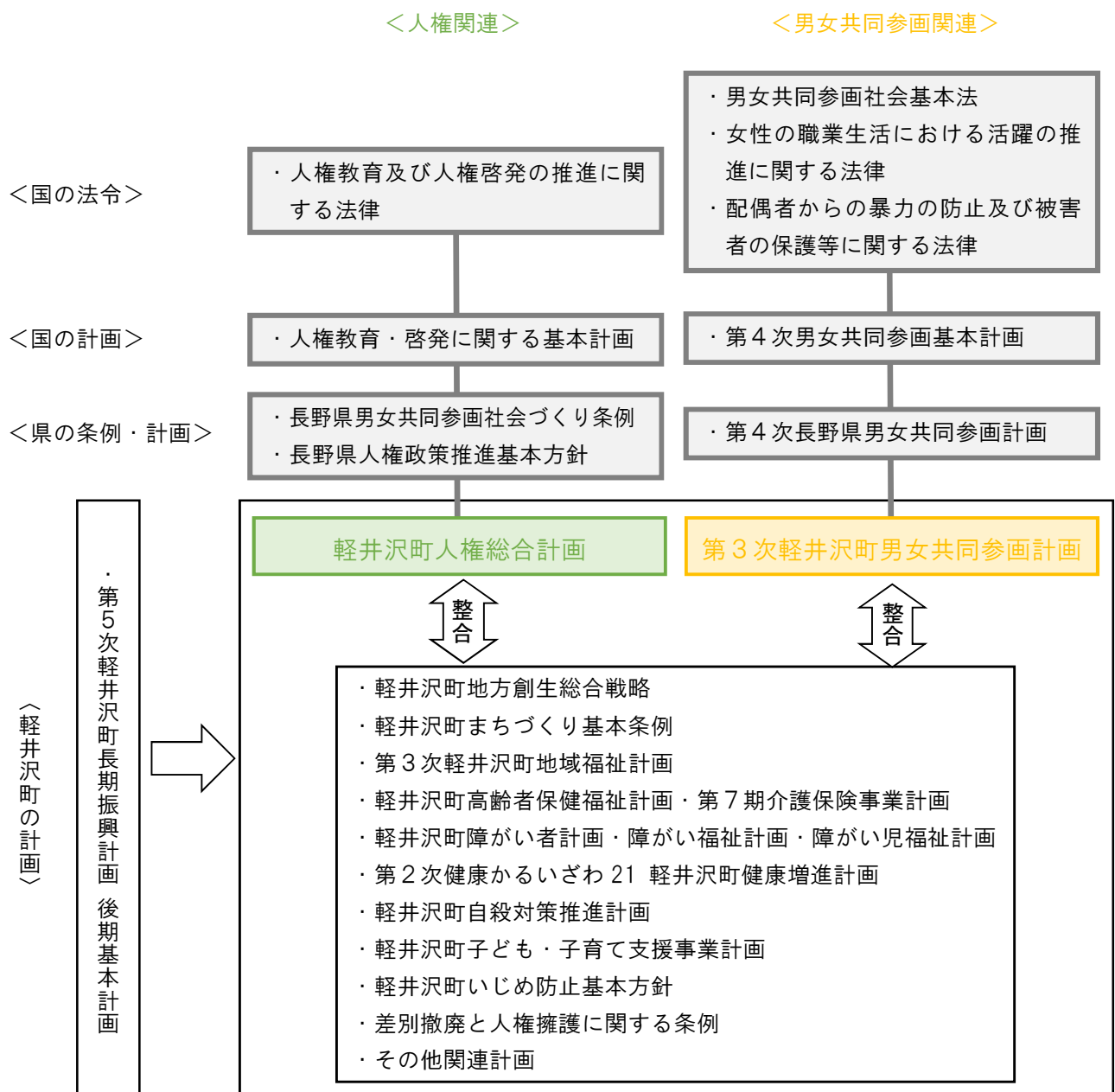
■計画の期間

西暦（年度）	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
軽井沢町人権総合計画											
	策定	計画期間：2019年度～2028年度（10年間）									
											改定
第3次軽井沢町 男女共同参画計画 （きらめきプラン3）											
	策定	計画期間：2019年度～2028年度（10年間）									
											改定

5 計画の位置づけ

「軽井沢町人権総合計画・第3次男女共同参画計画（きらめきプラン3）」は、「第5次軽井沢町長期振興計画 後期基本計画」を上位計画とし、「軽井沢町人権総合計画」は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき策定します。「第3次軽井沢町男女共同参画計画（きらめきプラン3）」は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。また、「第3次軽井沢町男女共同参画計画（きらめきプラン3）」の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。

■計画の位置づけ



6 計画策定の体制

(1) 軽井沢町人権同和教育推進委員会

学識経験者、各種団体の代表者等により組織し、「軽井沢町人権総合計画」案について検討し、提言を行いました。

(2) 軽井沢町男女共同参画計画推進委員会

学識経験者、各種団体の代表者等により組織し、「第3次軽井沢町男女共同参画計画（きらめきプラン3）」案について検討し、提言を行いました。

(3) 軽井沢町人権総合計画・男女共同参画計画策定委員会

町職員により組織し、「軽井沢町人権総合計画・第3次男女共同参画計画（きらめきプラン3）」案に関する庁内の意見等を取りまとめ、提言を行いました。

(4) 軽井沢町人権に関する意識調査

軽井沢町在住の18歳以上の男女1,100人を対象に実施し、人権に関する町民意識や生活の実態等を把握し、施策立案のための基礎資料としました。

(5) 軽井沢町男女共同参画に関する意識調査

軽井沢町在住の18歳以上の男女1,100人を対象に実施し、男女共同参画に関する町民意識や生活の実態等を把握し、施策立案のための基礎資料としました。

(6) 団体へのヒアリングの実施

軽井沢町内の各種団体に対して、人権や男女共同参画への取組実態を調査しました。団体の人権や男女共同参画に関する意識や取組等を把握することで、施策立案のための基礎資料としました。

(7) パブリックコメント

町民に対し、「軽井沢町人権総合計画・第3次男女共同参画計画（きらめきプラン3）」案の公表と説明・意見の募集を行いました。行政運営の透明性の向上を図り、町民との協働による施策の推進を図ることを目的として実施しました。

7 軽井沢町の人権・男女共同参画の状況

軽井沢町の人権・男女共同参画の状況の詳細は資料編に掲載しています。

(1) 人口等の状況

- 国勢調査によると、軽井沢町の人口は、近年増加傾向にありましたが、平成27年（2015年）は18,994人となり、平成22年（2010年）と比較してやや減少しています。（p. 54）
- 外国人住民人口の推移をみると、年々増加傾向にあり、過去4年間で約1.7倍となっています。（p. 54）
- 性別・年齢別の転入・転出の状況をみると、若者世代における転出入が多くなっています。（p. 54）

(2) 就労の状況

- 女性の労働力率についてみると、平成17年（2005年）時点では、いわゆる「M字カーブ」を描いていましたが、労働力率が上昇し改善されつつあります。一方で、20代から30代にかけて女性の労働力率は依然男性の労働力率に比べて低いことから、未だ結婚・出産を機に離職する女性が多いことがうかがえます。（p. 55）
- 子どもをもつ保護者の就労状況について、母親のうち5.0%は「産休・育休・介護休業中である」、22.0%は「以前は就労していたが、現在は就労していない」と回答している一方で、父親のほとんどは「就労しているが、産休・育休・介護休業中ではない」と回答しています。（p. 55）

(3) 役場等における男女共同参画の状況

- 審議会等の女性委員構成割合の推移は、長野県平均を下回って推移しており、平成27年（2015年）以降下降しています。（p. 56）
- 管理職における女性の登用率は、長野県平均と比較して高くなっていますが、過去5年間で大きな変化はありません。（p. 56）

8 施策体系

■軽井沢町人権総合計画 施策体系

計画	重点目標	
軽井沢町人権総合計画	1 役割に応じた人権教育・啓発と総合的な連携体制	
	2 社会潮流を踏まえた様々な人権問題への対応	
	基本目標	基本施策
	1 こころを育む	1 子どもへの人権教育の実施
		2 成人への人権啓発の強化
	2 人を育てる	1 職員等の人権研修の強化
		2 団体・企業への人権研修の実施
	3 体制を強化する	1 相談支援体制の充実
		2 人権を守る体制の整備
	4 各問題へ対応する	1 女性・男性の人権 ※「男女共同参画計画」の基本目標4へ掲載
		2 子どもの人権
		3 高齢者の人権
		4 障がい者の人権
		5 同和地区出身者の人権
		6 外国人の人権
		7 感染症患者の人権
		8 犯罪被害者、刑を終えて出所した人の人権
		9 性的マイノリティに関する人権
		10 インターネットによる人権侵害
		11 その他の人権問題

■第3次軽井沢町男女共同参画計画（きらめきプラン3） 施策体系

計画	重点目標	
第3次軽井沢町男女共同参画計画（きらめきプラン3）	1 ライフステージを通じた意識改革 ～「女性活躍」の推進～	
	2 地域力を高める、女性が活躍できる機会づくり	
	基本目標	基本施策
	1 こころを育む	1 子どもへの男女共同参画に関する教育の実施
		2 成人への男女共同参画に関する啓発の強化
	2 人を育てる	1 職員等の男女共同参画に関する研修の強化
		2 団体・企業への男女共同参画に関する研修の実施
	3 活躍したい人を支援する （軽井沢町女性活躍推進計画）	1 女性の社会への参画促進
		2 男性の家庭への参画促進
		3 多様な働き方の実現のための環境整備
	4 女性・男性の人権を守る （軽井沢町DV防止基本計画）	1 ハラスメント防止の推進
		2 異性間での暴力の根絶、被害者への支援
	5 体制を強化する	1 男女共同参画を推進する体制の整備

9 計画の推進体制

(1) 施策の推進体制

人権・男女共同参画に関連する施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり等、広範囲の分野にわたります。そのため、担当部署のみならず、全庁一体となって施策を推進します。

人権・男女共同参画の両分野ともに町民が内容を理解し、日々の行動に移すことが重要であるため、町民・地域・行政が連携・協働し、人権・男女共同参画に関連する施策を町を挙げて取り組みます。

(2) 計画の進捗管理

計画の進捗状況について、定期的に調査・把握を行い、学識経験者、各種団体の代表者等により組織される軽井沢町人権同和教育推進委員会と軽井沢町男女共同参画計画推進委員会において、達成状況をチェックし、PDCAサイクルのもとに計画を推進します。

また、社会経済状況の変化や、制度改正の動向をふまえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

(3) 広域的な連携

地域全体で人権・男女共同参画に関連する施策を推進するため、国や県、近隣市町村、関係機関との連携を強化します。

第Ⅱ部

軽井沢町人権総合計画

重点目標 1

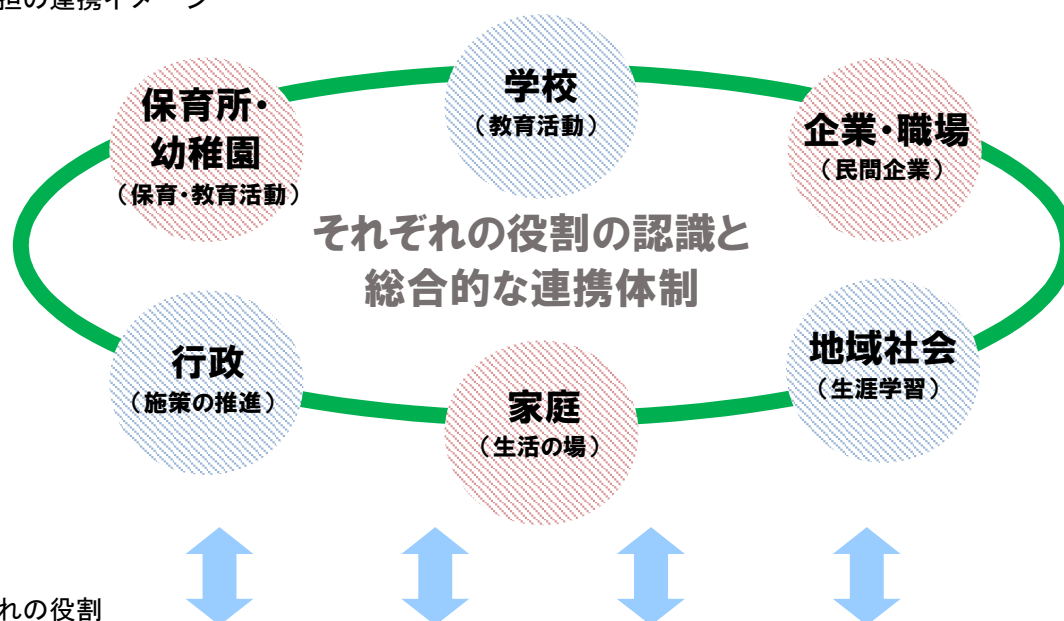
役割に応じた人権教育・啓発と総合的な連携体制

軽井沢町では、人権講座上映会や人権教育講演会の実施など、町民に対する人権の周知・啓発活動を実施してきました。一方で、これらの講演会に参加する人は日頃から人権に対する関心が高い人であり、今後の人権問題における意識啓発では、人権問題に関わっている層だけでなく、無関心層を含めた働きかけが重要です。

人権に対する認識や直面する課題は、性別、年齢、立場、環境などによって異なることから、すべての町民がそれぞれの課題意識をもって行動に移せるよう、人権問題に関わる主体それぞれの役割を明確化することが不可欠です。そのためには、行政による周知・啓発だけでなく、学校や企業、地域社会など様々な関係機関がそれぞれで役割を認識し、連携していくことが大切です。

「参画したいと考える人が参画できる」環境はもちろんですが、今後は、これまでの無関心層に向けても啓発することで、あらゆる機会を通じて、「誰もが参画しようと思える」環境づくり、意識づくりを行います。

■役割分担の連携イメージ



■それぞれの役割

行政	家庭	地域
・ 人権施策の推進 ・ 相談体制の整備 ・ 人権問題の周知・啓発	・ 家庭教育の促進 ・ 子どもの学習環境づくり ・ 親の人権への理解	・ 人権啓発活動の実施 ・ 地域住民の交流 ・ 住民参加型の人権教育
保育・教育機関	職場	
・ 人権学習の実施 ・ 保護者への相談活動 ・ 関係機関との連携	・ 人権研修の実施 ・ 人権意識をもった職務へのあたり方 ・ 関係機関との連携	

重点目標 2

社会潮流を踏まえた様々な人権問題への対応

人権侵害を受ける人をなくすためには、啓発や教育、相談・情報提供等の分野横断的な取組を進めるとともに、同和問題や障がいのある人、女性、外国人等、分野別で人権問題に対応することが重要となります。また、軽井沢町では外国人住民が年々増加していることも踏まえ、外国人の人権に対する施策も強化します。

■計画で踏まえる分野・取組

子どもの人権では…

- ・啓発の推進と意識の高揚
 - ・保健福祉の充実
 - ・人権教育の推進と社会環境の整備
- 等

障がいのある人の人権では…

- ・心と行動のバリアフリーの推進
 - ・自己選択の尊重
 - ・地域生活の支援
 - ・自立と社会参加の促進
- 等

高齢者の人権では…

- ・介護保険・介護サービスなどの提供
 - ・認知症高齢者対策の推進
 - ・地域の相互支援体制の充実
 - ・生活環境の整備
 - ・社会参加の促進と交流
- 等

女性の人権では…

- ・男女共同参画の視点に沿った意識改革
 - ・あらゆる分野への男女共同参画の推進
 - ・多様な生き方を選択できる条件の整備
 - ・女性の相談・支援体制の充実
- 等

外国人の人権では…

- ・学校・地域等での多文化理解の促進
 - ・ヘイトスピーチへの対策
 - ・外国人町民への公的サービスの提供
 - ・外国人就労者の不当な就労状況の改善
- 等

基本目標 1 ころを育む

■各主体の取組

町民・家庭の取組
○ 自分や家族の考えを理解し、尊重しましょう。

地域・団体の取組
○ 周りに住む様々なバックグラウンドをもつ人と積極的に交流しましょう。

■軽井沢町の方性

人権について関心を持ち、
他人を思いやるころを育みましょう。

■各主体の取組

学校の取組
○ 人権に対する意識を育みましょう。

職場の取組
○ 職場で人権について学ぶ機会を設けましょう。

■アンケート調査結果からの現状・課題

- 過去5年間の日本社会で人権侵害や差別の件数について、「少なくなってきた」が19.8%、「あまり変わらない」が48.5%、「多くなってきた」が9.6%となっています。（p. 57）
- 人権に対する考えについて、「一人ひとりの人権は、何よりも尊重されなければならない」が45.2%と最も高く、次いで「できる限り、一人ひとりの人権を尊重すべきである」が37.4%となっています。前回の調査と比較すると、「一人ひとりの人権は、何よりも尊重されなければならない」が6.0ポイント増加しており、人権尊重の意識の高まりがみられます。（p. 58）
- 日頃から他人の人権を意識して生活しているかについて、「いつも意識している」「ときどき意識することがある」をあわせた割合が68.2%、「あまり意識していない」「全く意識していない」をあわせた割合が27.8%となっています。（p. 58）
- 過去5年間の人権に関する研修会や講習会等のイベントへの参加の有無について、「参加した」が22.5%、「参加していない」が69.5%となっています。（p. 59）
- 必要な人権啓発、教育について、「学校・職場・地域等の単位での研修会の開催」が63.2%と最も高く、次いで「広報紙、ラジオ等による啓発」が24.0%、「講座、研修会等の開催」が19.2%となっています。（p. 59）

基本施策１ 子どもへの人権教育の実施

① 学校等における人権教育の実施

■行政の取組

No.	内容	担当課
1	保育園での体験学習等を通じて、人権尊重を意識した保育を行います。	こども教育課
2	小中学校の授業において、副教材「あけぼの」を活用し、人権について学ぶ機会を設けます。	こども教育課
3	情報モラルやインターネット上の人権について教育を行います。	生涯学習課

② 地域等と連携した人権教育の実施

■行政の取組

No.	内容	担当課
4	人権感覚を養うことを目的として、地域との交流を図ります。	こども教育課
5	「UWC ISAK JAPAN」との交流等、異文化を学ぶ場を設けます。	こども教育課

基本施策２ 成人への人権啓発の強化

① 成人への人権啓発の実施

■行政の取組

No.	内容	担当課
6	ホームページや広報「かるいざわ」等を通じ、町民に対して人権啓発を行います。	生涯学習課
7	国で定める「人権週間」（毎年12月4日～12月10日）や県で定める「人権について考える強調月間」（毎年7月）において、人権に関する啓発活動を推進します。	生涯学習課
8	長野県人権啓発センターからの人権に関する情報を町民に周知します。	生涯学習課

② 社会教育・生涯学習を通じた人権教育の充実

■行政の取組

No.	内容	担当課
9	人権問題をテーマとした人権教育講演会や人権講座上映会等を開催します。	生涯学習課
10	公民館・分館において、人権に関する研修会を開催します。	生涯学習課
11	図書館において、人権に関する図書や資料の充実を図ります。	生涯学習課

基本目標 2 人を育てる

■各主体の取組

町民・家庭の取組
○ 家庭で人権について話し合しましょう。

地域・団体の取組
○ 集会等で人権について学習しましょう。

■軽井沢町の方針

人権問題に主体的に関わる人を
まちぐるみで育成しましょう。

■各主体の取組

学校の取組
○ 子どもの頃から人権について正しい知識と理解を深めましょう。

職場の取組
○ 様々なバックグラウンドにより、不当な扱いをしない、させないようにしましょう。

■アンケート調査結果からの現状・課題

- 地域や学校、職場等の各場面において受けたことがある人権侵害、他人にしてしまったと思ったことがある人権侵害、周囲で起こっている人権侵害は、以下の結果となっています。人権侵害の当事者になったことがある人は少ないものの、いずれの人権侵害も周囲で起こっている割合が15%以上となっています。（p. 60、61）

	受けたことがある 人権侵害	他人にしてしまったと 思ったことがある 人権侵害	周囲で起こっている 人権侵害
地域社会での嫌がらせ	6.6%	1.5%	18.3%
学校でのいじめ	16.5%	8.4%	29.0%
職場での嫌がらせ	16.5%	2.4%	24.6%
使用者による時間外労働の 強制等の不当な待遇	10.5%	1.2%	21.6%
社会福祉施設等での施設職員 からの不当な取り扱い	1.2%	0.6%	15.0%
警察官等の公務員からの不当 な取り扱い	9.3%	0.9%	17.4%

基本施策１ 職員等の人権研修の強化

① 行政職員に対する人権研修の実施

■行政の取組

No.	内容	担当課
12	行政の職員を対象とした、人権に関する研修会を定期的実施し、窓口対応の質の向上を図ります。	総務課 生涯学習課
13	病院の職員や医療、福祉分野に携わる職員を対象とした研修を行い、子どもや高齢者、障がい者等の人権保護、福祉サービス利用者に関する情報の守秘義務等について知識を身に着けます。	総務課 保健福祉課 軽井沢病院
14	町議会議員に対し、人権に関する研修会等を通じて人権に対する意識を高めます。	議会事務局 生涯学習課

② 教職員に対する人権研修の実施

■行政の取組

No.	内容	担当課
15	人権に関する講習会を開催し、教員の人権意識の向上を図ります。	生涯学習課
16	各学校において、人権同和教育を担当する教職員を選任します。	こども教育課
17	人権同和教育に関する情報交換や情報共有を促し、人権同和教育の円滑な推進を図ります。	生涯学習課

③ 人権擁護委員・人権同和教育推進委員の育成

■行政の取組

No.	内容	担当課
18	人権に関する研修を通じて人権擁護委員や人権同和教育推進委員の人権意識の向上を図ります。	保健福祉課 生涯学習課

基本施策２ 団体・企業への人権研修の実施

① 団体・企業への人権啓発の実施

■行政の取組

No.	内容	担当課
19	団体・企業に対して、人権に関する情報提供や啓発資料の配布等により、職場における人権に対する意識の醸成、向上を図ります。	生涯学習課
20	医療、福祉分野に携わる専門職に対して、人権や個人情報保護に関する研修を行う機会の提供や講師の派遣を行います。	生涯学習課
21	軽井沢町企業機会均等推進協議会に対して、支援・育成を行います。	生涯学習課

基本目標 3 体制を強化する

■各主体の取組

町民・家庭の取組

- 人権侵害を受けた時の相談先を知りましょう。
- 家族が人権侵害を受けた場合、話を聴きましょう。

地域・団体の取組

- 地域で人権侵害を受けた人を見かけた場合、声をかけたり、適切な相談先を教えましょう。
- 地域で相談しあえる関係を築きましょう。

■軽井沢町の方向性

人権侵害に対し、適切に対応できる体制を整備します。

■各主体の取組

学校の取組

- 先生やスクールカウンセラーとの面談等により、子どもの異変に気づき、適切な支援ができる体制を強化しましょう。

職場の取組

- 専門家との面談等、人権侵害の早期発見、対応できる体制を整えましょう。

■アンケート調査結果からの現状・課題

- 差別を受けた時の対応について、「黙って我慢した」が49.2%と最も高く、次いで「身近な人に相談した」が41.3%となっています。一方、「町役場や県などの公的機関に相談した」が3.7%、「法務局、人権擁護委員に相談した」が0.5%と低くなっています。（p. 61）
- 必要な人権侵害に対する相談や救済に関する制度について、「児童虐待やドメスティック・バイオレンス（暴力行為）などからの緊急避難施設」が50.6%と最も高く、次いで「人権に関するオンブズマン・オンブズパーソン（中立の立場から調整・調停を行う制度）」が37.7%、「人権侵害の被害者を救済するための、全国共通の法律・制度」「24時間利用可能な人権相談窓口」が36.5%、「電話やインターネットなど、在宅のままで人権相談ができる制度」「法務局・軽井沢町・警察など、複数の窓口のネットワーク」が35.9%となっています。（p. 62）

基本施策 1 相談支援体制の充実

① 相談支援体制の充実

■行政の取組

No.	内容	担当課
22	人権擁護委員による人権相談を実施します。	保健福祉課
23	ホームページや広報「かるいざわ」等を通じ、町民に対して相談窓口や相談支援事業の周知を行います。	生涯学習課

② 一時的な保護施設の確保

■行政の取組

No.	内容	担当課
24	虐待や暴力等の人権侵害があり、緊急性の高い対応が必要である場合、児童相談所や一時的な保護施設と連携し、人権侵害を受けた人の保護を行います。	保健福祉課 こども教育課

基本施策 2 人権を守る体制の整備

① 庁内外の連携体制の強化

■行政の取組

No.	内容	担当課
25	窓口において、人権に関する問い合わせや相談、困りごとを受けた際、迅速かつ的確に対応するため、関係課と連携します。	生涯学習課
26	「軽井沢町自殺対策推進計画」を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのないよう、こころの健康づくりや自殺対策を推進します。	保健福祉課
27	国や県、専門的な相談機関との連携を図り、相談体制の充実を図ります。	生涯学習課

基本目標 4 各問題へ対応する

■各主体の取組

町民・家庭の取組
○ あらゆる人権に関わる問題について関心を持ち、知識を身に着けましょう。

地域・団体の取組
○ 周りに住む様々なバックグラウンドをもつ人に対する差別を地域ぐるみでなくしていきましょう。



■軽井沢町の方角性

あらゆる人権に関わる問題について認識を深めた上で、
行動できる人になりましょう。



■各主体の取組

学校の取組
○ あらゆる人権に係る問題について学ぶ場を設けましょう。

職場の取組
○ 職場で様々なバックグラウンドにより、不当な扱いをしない、させないようにしましょう。

■アンケート調査結果からの現状・課題

- 各人権に係る問題について、人権が尊重されているかは、以下の結果となっています。いずれの人権問題も「あまり尊重されていない」「全く尊重されていない」の割合が高くなっています。特に、インターネット等による人権侵害は48.8%となっています。（p. 63）

	非常に尊重されている ある程度尊重されている	どちらともいえない	あまり尊重されていない 全く尊重されていない
子どもの人権 （いじめ・虐待）	36.2%	21.0%	35.9%
高齢者の人権	47.9%	24.0%	21.3%
障がい者の人権	42.8%	17.4%	30.5%
同和地区出身者の人権	25.5%	24.9%	8.7%
外国人の人権	33.8%	26.6%	14.1%
インターネット等 による人権侵害	7.2%	19.5%	48.8%

※他の選択肢として「わからない」があるため、合計は100.0%となりません。

基本施策 1 女性・男性の人権

「基本施策 1 女性・男性の人権」は、「第Ⅲ部 第 3 次軽井沢町男女共同参画計画（きらめきプラン 3）」の「基本目標 4 女性・男性の人権を守る」に掲載しています。

基本施策 2 子どもの人権

① 子どもの人権に関する啓発

■行政の取組

No.	内容	担当課
28	ホームページや広報「かるいざわ」等を通じ、子どもの人権について周知・啓発を行います。	生涯学習課
29	国の「子どもの人権 110 番」や県の「子ども支援センター」等、子どもの人権に関する相談窓口の周知を行います。	生涯学習課

② いじめ・不登校に対する取組の推進

■行政の取組

No.	内容	担当課
30	小中学校において、定期的にスクールカウンセラーによる相談対応を行います。	こども教育課
31	中学校において、心の相談員による相談対応を行います。	こども教育課
32	毎月 1 回の教育相談日に、教育相談員による相談対応を行います。	こども教育課
33	小中学校において、スクールサポーターによる相談対応を行います。	こども教育課
34	軽井沢町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの根絶に取り組めます。	こども教育課
35	小中学校でいじめに関するアンケート調査や児童・生徒との面談を定期的を実施し、いじめの防止や早期発見へつなげます。	こども教育課
36	教職員に対して、いじめ防止のための指導の手引の配布や講習会の実施を行うことで、いじめの防止や早期発見、いじめ発見後の対応について周知します。	こども教育課
37	不登校の児童・生徒に対し、家庭訪問や相談活動の実施により、学級への復帰を支援します。	こども教育課

③ 子育て支援・虐待防止に関する取組の推進

■行政の取組

No.	内容	担当課
38	軽井沢町子育て支援センターの周知・啓発を行うとともに、相談支援体制の強化を図ります。	こども教育課
39	佐久児童相談所との連携を図り、児童虐待に関する情報の共有を図ります。	こども教育課
40	「軽井沢町子育てガイドブック」等、子育てに関する情報の提供を通じて、子育て支援について周知を図ります。	こども教育課
41	子どもが幅広い人間性を身に着けることができるよう、地域で多世代交流や体験活動の場を設けます。	生涯学習課

基本施策3 高齢者の人権

① 高齢者の人権に関する啓発

■行政の取組

No.	内容	担当課
42	ホームページや広報「かるいざわ」等を通じ、高齢者の人権について周知・啓発を行います。	生涯学習課
43	地域包括支援センターや民生委員、サービス提供事業者と連携し、高齢者に対する虐待の防止、早期発見につなげます。	保健福祉課
44	高齢者を対象とした詐欺や消費者被害に関する情報を周知・啓発し、被害の防止や防犯意識の向上を図ります。	保健福祉課 住民課

② 高齢者の権利擁護に関する取組の推進

■行政の取組

No.	内容	担当課
45	成年後見制度に関する周知・啓発を行い、適切な利用促進を図ります。	保健福祉課
46	認知症サポーター養成講座等、認知症に関する研修会を通じ、認知症に関する知識の周知を図り、認知症高齢者に対する理解促進を図ります。	保健福祉課

③ 高齢者福祉サービスの充実

■行政の取組

No.	内容	担当課
47	介護や高齢者福祉に関する相談窓口を設置し、適切なサービス利用や支援につなげます。	保健福祉課
48	地域ケア会議等において、介護や高齢者福祉に関する課題や個別ケースへの対応について協議し、関係機関との情報共有を図ります。	保健福祉課

④ 高齢者の社会への参画促進

■行政の取組

No.	内容	担当課
49	小諸北佐久シルバー人材センターとの連携を図り、高齢者の就業を促進します。	保健福祉課
50	高齢者の地域におけるボランティア活動や、幼稚園や保育園の園児、小中学校の児童・生徒による高齢者福祉施設への訪問を通じて、多世代交流を図ります。	保健福祉課 こども教育課 生涯学習課

基本施策4 障がい者の人権

① 障がい者の人権に関する啓発

■行政の取組

No.	内容	担当課
51	障がい者との交流や講座の実施などを通じて、障がいや障がい者に対する理解を深めます。	保健福祉課
52	障がいに関する周知・啓発を目的とした、情報発信に努めます。	保健福祉課
53	障がいについて理解し、支え合いの心を養うため、保育園や幼稚園、小中学校での施設訪問等、福祉教育を推進します。	保健福祉課 こども教育課

② 障がい者の権利擁護に関する取組の推進

■行政の取組

No.	内容	担当課
54	障がい者虐待防止センターにおける障がい者虐待対応の窓口の充実と、虐待防止のPR活動に取り組みます。	保健福祉課
55	判断能力の不十分な人が不利益を受けないよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を進め、関係機関と連携を図り支援します。	保健福祉課

③ 障害福祉サービスの充実

■行政の取組

No.	内容	担当課
56	佐久圏域障害者自立支援協議会を通じて、関係機関・団体などと連携し、より質の高い福祉サービスが提供できるよう努めます。	保健福祉課
57	「軽井沢町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、事業の進行管理と適正な施策の推進に取り組みます。	保健福祉課
58	障がいの特性に応じ、適切な医療に関する情報提供や連携体制の整備を図ります。	保健福祉課
59	障がい者一人ひとりがその能力に応じた適切な「居住の場」を確保できるように支援します。	保健福祉課
60	障がい者一人ひとりの状況に合わせた対応が行えるよう、障がい者相談窓口の充実を図ります。	保健福祉課
61	民生委員・児童委員などの相談員活動の充実を図ります。	保健福祉課
62	障がい者のニーズに応じ、様々なメディアを活用し、障がい者福祉に関する情報提供に努めます。	保健福祉課

④ 障がい者の社会への参画促進

■行政の取組

No.	内容	担当課
63	日常生活を送る上で必要なサービスや助成制度について周知し、利用の促進を図ります。	保健福祉課
64	事業主に対し、障がい者の受入れを積極的に推進します。	保健福祉課
65	職業訓練や就労定着に取り組み、一般企業や福祉サービス事業所への就労を支援します。	保健福祉課
66	精神障がい者の社会参加を促進するため、サロン事業を実施します。	保健福祉課
67	日中活動の場を提供するため、ニーズに沿った障がい福祉サービスの提供体制づくりを進めます。	保健福祉課
68	障がい児が日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、発達支援を行います。	保健福祉課 こども教育課

⑤ 障がい者が住み慣れた地域で安心して生活することのできる環境の整備

■行政の取組

No.	内容	担当課
69	防災対策の充実や災害などの緊急時における支援体制の整備、防犯対策の充実を図ります。	総務課 保健福祉課
70	障がいがあっても自宅で生活ができるよう、住宅改修に関する相談や助成を行います。	保健福祉課
71	サービス利用にかかわる送迎を各福祉サービス事業所で行うよう働きかけるとともに、「移動支援事業」や「重度障がい者福祉タクシー利用助成事業」などにより、障がい者の移動を支援します。	保健福祉課
72	聴覚障がい者に対して、手話通訳・要約筆記の派遣などにより、コミュニケーションの支援を行います。	保健福祉課
73	公共施設などの改修・新設時には、障がい者でも利用がしやすいよう、バリアフリーへの適合に配慮します。	保健福祉課

基本施策5 同和地区出身者の人権

① 同和地区出身者の人権に関する啓発

■行政の取組

No.	内容	担当課
74	人権・同和問題に関する講演会などに、行政職員、教員、町民の積極的な参画を進め、人権意識を高めます。	生涯学習課
75	町主催の人権・同和問題に関する講演会などを開催し、町民の人権意識の醸成に取り組めます。	生涯学習課
76	ポスターの掲示やパンフレットなどの啓発用品の配布に取り組み、人権・同和問題に対する正しい認識と理解の促進を図ります。	生涯学習課
77	企業などに対し、就職差別がないよう、公正な採用選考や本人に責任のない事項について面接時に質問をしないなどの周知徹底を図ります。	生涯学習課

② 事案への対応体制の整備

■行政の取組

No.	内容	担当課
78	同和問題を理由とする結婚差別、就職差別、インターネット上の差別などの人権侵害事案に対して迅速に対応できるよう、法務局等関係機関への情報提供や、相互の連携・協力を図ります。	生涯学習課

③ 相談支援体制の充実

■行政の取組

No.	内容	担当課
79	人権擁護委員による人権相談を気軽に利用できるよう、周知啓発に取り組めます。また、法務局や県をはじめ、近隣市町村との連携を図り、相談機能の充実に努めます。	保健福祉課 生涯学習課

④ えせ同和行為の防止

■行政の取組

No.	内容	担当課
80	誤った同和問題意識を植えつけないよう、同和問題について正しい理解の普及に努めます。	生涯学習課
81	同和問題に関する被害を未然に防ぐため、関係機関などとの連携に努めます。	生涯学習課

基本施策 6 外国人の人権

① 外国人の人権に関する啓発

■行政の取組

No.	内容	担当課
82	小中学校にALT（外国語指導助手）を派遣し、授業内外でコミュニケーション能力の向上と異文化を尊重する意識の醸成を図ります。	こども教育課

② 国際理解の促進

■行政の取組

No.	内容	担当課
83	外国人との交流活動や、言語や文化を学ぶ機会の提供に対し、支援を行います。	総合政策課 生涯学習課

③ 外国語に対応した相談支援体制の整備

■行政の取組

No.	内容	担当課
84	外国人からの相談があった際に、通訳ボランティアを通し、紹介する等により、必要なサービスが受けられるよう、サポートします。	総合政策課

基本施策 7 感染症患者の人権

① 感染症患者の人権に関する啓発・正しい知識の普及

■行政の取組

No.	内容	担当課
85	性感染症などの情報提供を含めた性教育を推進します。	こども教育課

② 相談支援体制の充実

■行政の取組

No.	内容	担当課
86	関連部署との連携を図り、治療者への人権やプライバシーに配慮しながら相談支援を行います。	保健福祉課

③ 医療・福祉関係者との連携

■行政の取組

No.	内容	担当課
87	治療目的や効果、費用や診療結果などについてわかりやすく適切な説明を行い、患者自身が内容を理解した上で医療行為を選択する「インフォームド・コンセント」を促進します。	軽井沢病院

基本施策 8 犯罪被害者、刑を終えて出所した人の人権

① 犯罪被害者、刑を終えて出所した人の人権に関する啓発

■行政の取組

No.	内容	担当課
88	犯罪被害者が犯罪以外の二次的な被害や人権侵害に遭うことのないよう、啓発を行います。	生涯学習課
89	刑を終えて出所した人が社会で受け入れられ、地域で安心して暮らし続けることができるよう、啓発を行います。	住民課 生涯学習課

② 犯罪被害者への支援

■行政の取組

No.	内容	担当課
90	県の「犯罪被害者のための相談窓口」や、長野犯罪被害者支援センターの相談窓口を周知します。	住民課

基本施策 9 性的マイノリティに関する人権

① 性的マイノリティに関する人権の啓発

■行政の取組

No.	内容	担当課
91	性的指向や性自認に関する正しい知識の周知・啓発を図り、性的指向や性自認について少数者である人々に対する差別や偏見をなくします。	生涯学習課
92	小中学校の保健等の授業における「こころとからだの性」に関する項目の中で、性的指向や性自認に関する内容も扱い、性的指向や性自認に関する正しい知識の定着を図ります。	こども教育課

② 相談支援体制の整備

■行政の取組

No.	内容	担当課
93	性的指向や性自認について少数者である人々に対し、人権に配慮した相談支援を行います。	生涯学習課

基本施策 10 インターネットによる人権侵害

① インターネットによる人権侵害に関する啓発・教育

■行政の取組

No.	内容	担当課
94	インターネット環境の変化に合わせて柔軟に対応し、人権問題に関する啓発活動に取り組みます。	生涯学習課
95	小中学校において、インターネット上の誤った情報や偏った情報における問題や、情報の収集と発信における個人の責任と情報モラルなどについて、PTA等保護者と協力しながら、理解の促進を図ります。	こども教育課

② 情報削除のための公的機関との連携

■行政の取組

No.	内容	担当課
96	インターネットに書き込まれた人権侵害にあたる情報について、法務局や県教育委員会などの関係機関と連携し、サイトの管理人であるプロバイダなどに削除要請できることを町の媒体を通じて啓発します。	生涯学習課

基本施策 11 その他の人権問題

① 啓発の推進

■行政の取組

No.	内容	担当課
97	労働者に対する職場でのハラスメント等の人権問題やアイヌの人々に対する人権問題、ホームレスの人々に対する人権問題、災害時に起こりうる人権問題、人身取引の問題、北朝鮮当局による拉致問題等、あらゆる人権問題の周知・啓発を行います。	生涯学習課

② 相談支援体制の整備

■行政の取組

No.	内容	担当課
98	あらゆる人権問題に対して、適切な対応ができるよう、相談支援体制の整備を図ります。	生涯学習課

第Ⅲ部

第3次軽井沢町男女共同参画計画

(きらめきプラン3)



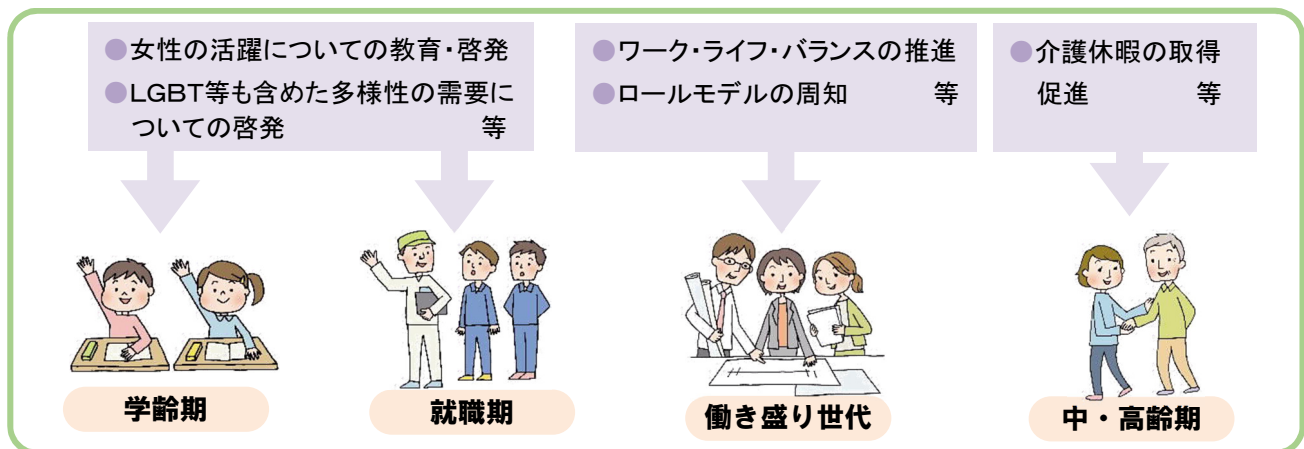
重点目標 1

ライフステージを通じた意識改革 ～「女性活躍」の推進～

平成 28 年 4 月から「女性活躍推進法」が施行されました。この法律は日本全体で女性がさらに活躍しやすい環境を整備するためのものです。本計画の一部は、国の基本方針を勘案し、女性の職業生活における活躍についての推進計画として位置づけます。

女性の活躍促進のため、積極的に女性を登用する、働きやすい環境を整備する、といった企業側の取組を促すだけでなく、取組を持続発展的なものにしていくため、ライフステージにあわせ一人ひとりに男女共同参画、女性活躍に対する理解を深める必要があります。育児休業等の取得促進、女性の積極的な登用といった企業側の環境整備と、教育・啓発による住民の意識改革の両面を推進します。

■ ライフステージにあわせた意識改革のイメージ



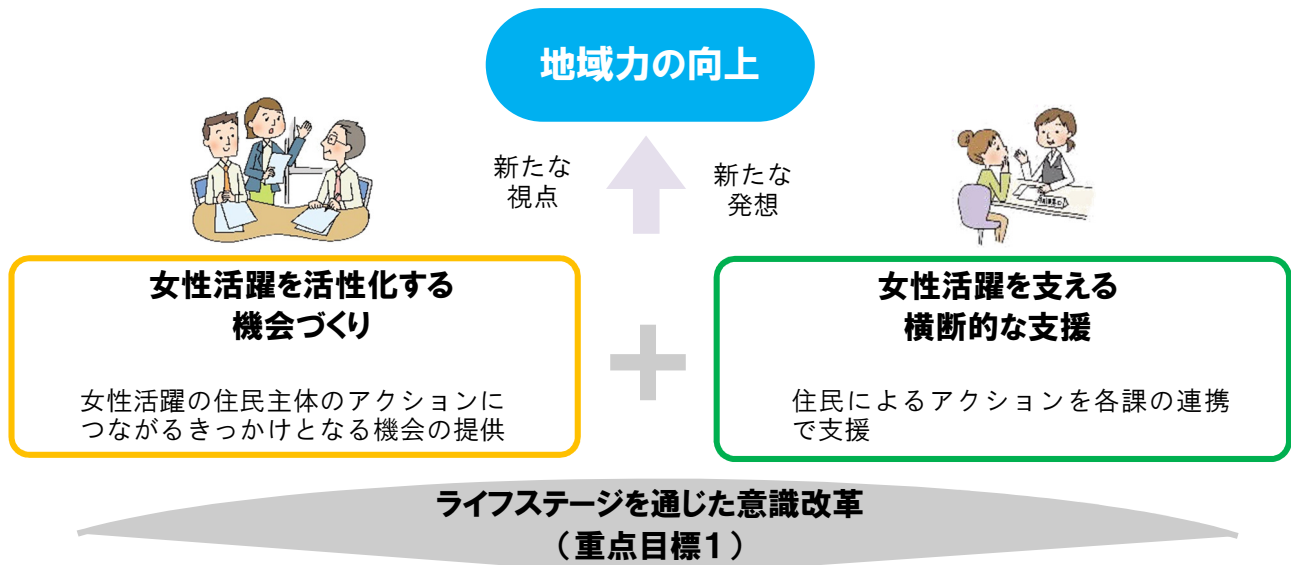
重点目標 2

地域力を高める、女性が活躍できる機会づくり

地域活動の活性化や多様な地域課題を解決する地域力の向上のため、地域活動や団体活動において女性の活躍を促進していくことが重要です。

女性の地域活動や社会活動に対する意識改革を促すとともに、地域活動や社会活動への参加意欲のある女性が集まり、地域の理想の未来、解決のアイデア等を話し合う場を設けるなど、女性が活躍するための機会を設け、女性の活躍を支援します。

■女性の地域活動や社会活動への参画による地域力向上のイメージ



基本目標 1 こころを育む

■各主体の取組

町民・家庭の取組

- 自分や家族の考えを理解し、尊重しましょう。

地域・団体の取組

- 周りに住む様々なバックグラウンドをもつ人と積極的に交流しましょう。

■軽井沢町の方角性

男女共同参画について関心を持ち、
他人を思いやるこころを育みましょう。

■各主体の取組

学校の取組

- 男女共同参画に対する意識を育みましょう。

職場の取組

- 職場で男女共同参画について学ぶ機会を設けましょう。

■アンケート調査結果からの現状・課題

- 住民が考える「男女共同参画社会」について、「男女が責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮することができる社会」が67.6%と最も高く、次いで「男女ともに仕事と生活の調和がとれている社会」が59.5%となっています。（p. 68）
- 「男女共同参画社会」という言葉の認知度について、「知っている」が39.1%、「聞いたことがある」が37.3%、「知らない」が22.2%となっています。（p. 69）

基本施策１ 子どもへの男女共同参画に関する教育の実施

① 学校等における男女共同参画に関する教育の実施

■行政の取組

No.	内容	担当課
1	小中学校において、男女平等を意識した教育を行います。	こども教育課
2	小中学校の保健等の授業において、「こころとからだの性」に関する項目を扱い、正しい知識の定着を図ります。	こども教育課

② 地域等と連携した男女共同参画に関する教育の実施

■行政の取組

No.	内容	担当課
3	地域でのあらゆる活動やイベント等で、性別を問わず活躍の機会を設けることで、男女平等意識を育みます。	総務課 生涯学習課

基本施策２ 成人への男女共同参画に関する啓発の強化

① 成人への男女共同参画に関する啓発の実施

■行政の取組

No.	内容	担当課
4	ホームページや広報「かるいざわ」等で、町民に対して男女共同参画や「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）等に関する啓発を行います。	保健福祉課 生涯学習課
5	家庭で男女共同参画について正しい知識を子どもに伝えることができるよう、子育て家庭に対する周知・啓発に取り組みます。	生涯学習課

② 社会教育・生涯学習を通じた男女共同参画に関する教育の充実

■行政の取組

No.	内容	担当課
6	男女共同参画や女性の社会参画、男性の家庭参画をテーマとしたフォーラム等を開催します。	生涯学習課
7	男女共同参画を踏まえた生涯学習講座の充実により、受講者の男女共同参画に対する意識を高めます。	生涯学習課

基本目標 2 人を育てる

■各主体の取組

町民・家庭の取組
○ 男女ともに家庭生活へ参画しましょう。

地域・団体の取組
○ 集会等で男女共同参画について学習しましょう。

■軽井沢町の方性

男女共同参画に係る問題に主体的に関わる人を
まちぐるみで育成しましょう。

■各主体の取組

学校の取組
○ 子どもの頃から男女共同参画について正しい知識と理解を深めましょう。

職場の取組
○ 職場で男女共同参画について学ぶ機会を設けましょう。

■アンケート調査結果からの現状・課題

- 各場面における男性と女性の平等の程度について、以下の結果となっています。学校教育の場以外では「男性が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合が高くなっています。（p. 69、70）

	男性が非常に優遇されている どちらかといえば 男性が優遇されている	平等	女性が非常に優遇されている どちらかといえば 女性が優遇されている
家庭生活	43.3%	37.0%	7.4%
職場	48.6%	32.4%	5.7%
学校教育の場	11.6%	66.2%	3.2%
地域活動の場	34.9%	40.5%	6.0%
社会全体	71.2%	14.1%	4.3%

※他の選択肢として「わからない」があるため、合計は 100.0% となりません。

基本施策 1 職員等の男女共同参画に関する研修の強化

① 行政職員に対する男女共同参画に関する研修の実施

■行政の取組

No.	内容	担当課
8	職員を対象とした、男女共同参画に関する研修会を定期的を実施し、窓口対応の質の向上を図ります。	総務課 生涯学習課
9	各課で男女共同参画推進員を1名選任し、各課での男女共同参画を推進します。	生涯学習課
10	審議会等における女性委員の増員を図ります。	生涯学習課
11	女性職員の管理職への登用を促進します。	生涯学習課

② 教職員に対する男女共同参画に関する研修の実施

■行政の取組

No.	内容	担当課
12	男女共同参画に関する講習会を開催し、教員の男女共同参画に対する意識の向上を図ります。	生涯学習課
13	男女共同参画に関する情報交換や情報共有を図り、児童・生徒へのキャリア教育・指導に活かします。	生涯学習課

③ 人権擁護委員・男女共同参画計画推進委員に対する研修の実施

■行政の取組

No.	内容	担当課
14	人権擁護委員や男女共同参画計画推進委員に対し、男女共同参画に関する研修を行い、地域の男女共同参画を推進します。	保健福祉課 生涯学習課

基本施策 2 団体・企業への男女共同参画に関する研修の実施

① 団体・企業への男女共同参画に関する啓発の実施

■行政の取組

No.	内容	担当課
15	労働基準法や男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、育児・介護休業法等の男女の労働・雇用に関する法律の概要や団体・企業の具体的な取組について、周知・啓発を図ります。	観光経済課 生涯学習課
16	男女ともに仕事・家庭の両面で能力を発揮し、関わり合うことができるよう、住民や団体・企業に対し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する周知・啓発を行います。	総務課 観光経済課 生涯学習課

基本目標 3 活躍したい人を支援する

■各主体の取組

町民・家庭の取組
○ 家庭で興味をもっていることについて話し合い、実際に取り組んでみましょう。

地域・団体の取組
○ 性別にとらわれず、活躍したい人が活躍できる場を地域でつくりましょう。

■軽井沢町の方角性

性別にとらわれず、あらゆる分野で活躍したい人を
まちぐるみで育成しましょう。

■各主体の取組

学校の取組
○ 学校の授業や課外活動を通じて、子どもの見識を広げましょう。

職場の取組
○ 仕事に熱心に取り組んでいる人を応援するしくみをつくりましょう。

■アンケート調査結果からの現状・課題

- 仕事（学業）以外に現在取り組んでいる地域グループ活動について、「活動していない」が 44.7%と最も高く、次いで「趣味・スポーツ等のサークル活動」が 27.1%となっています。（p. 71）
- 仕事（学業）以外に取り組みたい地域グループ活動について、「趣味・スポーツ等のサークル活動」が 40.8%と最も高く、次いで「活動したくない」が 22.2%となっています。（p. 71）
- 自治会長やPTA会長など、女性が地域活動のリーダーになるために必要なことについて、「女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと」が 40.8%と最も高く、次いで「女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと」が 34.2%となっています。（p. 72）
- 男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことについて、「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が 56.3%と最も高く、次いで「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が 51.4%となっています。（p. 73）

基本施策１ 女性の社会への参画促進

■行政の取組

No.	内容	担当課
17	起業時の融資等に関する情報提供や起業に関する講座を開催し、起業を検討している人の支援を行います。	観光経済課
18	あらゆる分野の生涯学習講座やセミナーの開催により、女性の社会参画を促進します。	生涯学習課
19	女性の社会参画に関する図書や資料の充実を図ります。	生涯学習課
20	様々な分野で活躍する女性に関する情報の収集を行い、活躍している女性の事例を紹介します。	総務課 生涯学習課
21	「ハローワーク佐久 小諸出張所」や「小諸北佐久シルバー人材センター」等と連携し、求職者のニーズにあった就労を支援します。	観光経済課
22	庁内や関係機関、団体、企業における方針・意思決定の場において、女性の意見が反映されるよう、女性の育成・登用を推進します。	生涯学習課 全課
23	女性の積極的な育成や登用、方針・意思決定の場への参画を行っている企業を広報「かるいざわ」で紹介するなど周知を行い、企業の女性活躍に対する意識向上を図ります。	生涯学習課
24	企業や地域で活躍している女性等が集まり、情報共有や意見交換を行う場を設けます。	観光経済課 生涯学習課
25	「長野県男女共同参画センター・あいとぴあ」が開催する講座やイベント等への参加を促し、女性リーダーの育成を図ります。	生涯学習課
26	防災や災害時の男女平等意識に関する研修の場を設け、地域での女性の防災リーダーの育成を図ります。	総務課 生涯学習課

基本施策２ 男性の家庭への参画促進

■行政の取組

No.	内容	担当課
27	男性に対し、妊娠・出産、育児、介護について学ぶ講座への参加や相談支援を通じて、正しい知識の定着を図ります。	保健福祉課 生涯学習課
28	主体的に家庭生活へ参画している男性等が集まり、情報共有や意見交換を行う場を設けます。	生涯学習課
29	町民や団体・企業に対し、イクボスに関する周知・啓発を行い、従業員の働き方の見直しを促します。	生涯学習課

基本施策３ 多様な働き方の実現のための環境整備

■行政の取組

No.	内容	担当課
30	女性や男性の多様な働き方に関する周知・啓発を行います。	生涯学習課
31	女性が自らのキャリアプランを考え、相談できる場を設けることで、ライフステージに応じた多様な働き方を支援します。	生涯学習課
32	妊娠・出産に関する情報提供やライフステージに応じた健康づくり、食育推進を周知・啓発します。	保健福祉課
33	各家庭の労働形態に対して、最適な教育・保育サービスの提供に努めるとともに、サービス提供体制の整備を図ります。	こども教育課
34	ホームページや広報「かるいざわ」等を通じて、子育てに関する情報提供を行うとともに、子育て中の親が交流する場を設けます。	こども教育課
35	「子育て支援センターるるぱる」等と連携し、子育て支援の充実を図ることで、子育てに関する問題解決に努めるとともに、女性の社会参画へつなげます。	こども教育課
36	家族介護者に対し、介護に関する講座の開催等により、家族介護者の介護力の向上、負担軽減を図ります。	保健福祉課
37	地域包括支援センターと連携し、高齢者福祉サービスの提供に努めるとともに、サービス提供体制の整備を図ります。	保健福祉課
38	ホームページや広報「かるいざわ」等を通じて、高齢者福祉や介護保険サービスに関する情報提供を行います。	保健福祉課

基本目標 4 女性・男性の人権を守る

■各主体の取組

町民・家庭の取組

- 女性・男性の人権に関わる問題について関心を持ち、知識を身に着けましょう。

地域・団体の取組

- 地域における性別による差別をなくしていきましょう。

■軽井沢町の方性

女性・男性の人権に関わる問題について認識を深めた上で、行動できる人になりましょう。

■各主体の取組

学校の取組

- 女性・男性の人権に係る問題について学ぶ場を設けましょう。

職場の取組

- 職場で性別によって不当な扱いをしない、させないようにしましょう。

■アンケート調査結果からの現状・課題

- 職場における性差別について、「特にない」が 31.7%と最も高く、次いで「昇進、昇格に男女差がある」が 20.4%となっています。（p. 74）
- 夫婦間や恋人などのパートナーによる暴力について、「夫婦間や恋人からの暴力がテレビや新聞などで問題になっていることは知っている」が 47.5%と最も高く、次いで「夫婦間や恋人からの暴力について見聞きしたことはない」が 10.6%となっています。（p. 75）
- パートナーからの暴力をなくすための対策として、「被害女性のための相談機関や保護施設を整備する」が 49.3%と最も高く、次いで「捜査や裁判での担当者に女性を増やすなど被害を受けた女性が届けやすいような環境をつくる」が 34.5%となっています。（p. 76）
- セクシュアル・ハラスメントについて、「テレビや新聞などで問題になっていることを知っている」が 55.3%と最も高く、次いで「身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある」が 25.0%となっています。（p. 77）

基本施策１ ハラスメント防止の推進

■行政の取組

No.	内容	担当課
39	町民や団体・企業に対し、あらゆるハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント等）防止に関する啓発を行います。	生涯学習課
40	性差別やハラスメントを受けた際の相談窓口を設置するとともに、円滑に対応できる体制を構築します。	生涯学習課
41	広報「かるいざわ」等の町が発行する広報物やホームページから性差別や固定的性別役割分担意識につながる表現をなくし、ジェンダー平等に配慮した表現を確立します。	全課
42	企業に対し、妊娠・出産を理由とした雇用・労働条件の不利益な取り扱いをしないことや、妊娠時の定期検診などを受診するよう啓発を進めるとともに、男女雇用機会均等法や労働基準法などの母性保護に関する法律の周知を図ります。	生涯学習課
43	性的指向や性自認等、多様な性に対する理解促進のため、周知・啓発を行います。	生涯学習課
44	「町民法律相談」を実施し、ハラスメントに関する相談支援を行います。	住民課

基本施策２ 異性間での暴力の根絶、被害者への支援

■行政の取組

No.	内容	担当課
45	ホームページや広報「かるいざわ」等で、異性間での暴力や人権侵害の防止に関する周知・啓発を行います。	生涯学習課
46	DV（ドメスティック・バイオレンス等）や親密な関係の下での暴力へ対応する相談支援体制を強化するとともに、対応する職員への研修を行います。	保健福祉課
47	DVや暴力、ストーキング等、緊急性の高い対応が必要である場合、「長野県女性相談センター」や一時的な保護施設と連携し、被害者を保護します。	保健福祉課
48	DVや暴力、ストーキング等の被害を受けた人の自立を支援します。	保健福祉課

基本目標 5 体制を強化する

■各主体の取組

町民・家庭の取組

- 男女共同参画に関する相談先を知りましょう。

地域・団体の取組

- 地域で性差別をなくす取組を行いましょう。

■軽井沢町の方向性

男女共同参画を推進する体制を整備します。

■各主体の取組

学校の取組

- 先生やスクールカウンセラーとの面談等により、性差別や性的な被害に気づき、適切な支援ができる体制を強化しましょう。

職場の取組

- 性差別の早期発見、対応できる体制を整えましょう。

■アンケート調査結果からの現状・課題

- 政策案の立案や決定に女性の意見を今よりも反映させたほうがよいかについて、「そう思う」が51.1%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が40.5%となっています。（p. 78）
- 軽井沢町における平成29年度の政策立案に関する各種審議会・委員会委員の女性の比率は22.1%であるが、どう思うかについて、「低い比率である」が52.5%と最も高く、次いで「なんともいえない」が31.0%となっています。（p. 78）
- 政策立案に関する各種審議会・委員会委員の女性の比率を高める対策について、「男性の意識改革を進める」が59.7%と最も高く、次いで「慣習・習わし等にとらわれず女性の参加を進める」が49.7%となっています。（p. 79）
- 男女共同参画の実現のために必要な取組について、「男女平等、男女の相互理解・協力についての普及・啓発」が39.8%と最も高く、次いで「労働時間の短縮による仕事と家庭の両立に向けた啓発」が36.3%となっています。（p. 80）

基本施策 1 男女共同参画を推進する体制の整備

■行政の取組

No.	内容	担当課
49	窓口において、男女共同参画に関する問い合わせや相談、困りごとがある場合、内容を担当課へつなぎ、円滑に対応できるしくみを構築します。	生涯学習課
50	国や県、専門的な相談機関との連携を図り、相談体制の充実を図ります。	保健福祉課 住民課 生涯学習課
51	地域の団体と連携し、地域における男女共同参画を推進します。	生涯学習課
52	男女平等の視点を持ち、職務分担や職務配置を行うとともに、育児休業の取得やハラスメント防止を推進します。	総務課
53	町のあらゆる施策に男女共同参画の視点を盛り込み、町が率先して男女共同参画に取り組めます。	全課

資料編

1 計画の策定経過

(1) 軽井沢町人権総合計画

■軽井沢町人権総合計画の策定経過

年月日	会議名・内容
平成30年7月4日	第1回軽井沢町人権同和教育推進委員会 第1回軽井沢町人権総合計画・男女共同参画計画策定委員会 (1)「軽井沢町人権総合計画」基本事項について (2)「軽井沢町人権総合計画」策定スケジュールについて (3)「軽井沢町人権に関する意識調査」について
平成30年7月30日～ 平成30年8月10日	軽井沢町人権に関する意識調査
平成30年9月25日～ 平成30年10月5日	人権総合計画策定に係る団体ヒアリング調査
平成30年10月23日	第2回軽井沢町人権同和教育推進委員会 第2回軽井沢町人権総合計画・男女共同参画計画策定委員会 (1)「軽井沢町人権総合計画」素案について
平成30年12月3日～ 平成30年12月17日	パブリックコメント
平成31年2月20日	第3回軽井沢町人権同和教育推進委員会 第3回軽井沢町人権総合計画・男女共同参画計画策定委員会 (1)パブリックコメントの報告について (2)「軽井沢町人権総合計画」最終案について

(2) 第3次軽井沢町男女共同参画計画（きらめきプラン3）

■第3次軽井沢町男女共同参画計画（きらめきプラン3）の策定経過

年月日	会議名・内容
平成30年7月4日	第1回軽井沢町人権総合計画・男女共同参画計画策定委員会 （1）「第3次軽井沢町男女共同参画計画（きらめきプラン3）」基本事項について （2）「第3次軽井沢町男女共同参画計画（きらめきプラン3）」策定スケジュールについて （3）「軽井沢町男女共同参画に関する意識調査」について
平成30年7月9日	第1回軽井沢町男女共同参画計画推進委員会 （1）「第3次軽井沢町男女共同参画計画（きらめきプラン3）」基本事項について （2）「第3次軽井沢町男女共同参画計画（きらめきプラン3）」策定スケジュールについて （3）「軽井沢町男女共同参画に関する意識調査」について
平成30年7月30日～ 平成30年8月10日	軽井沢町男女共同参画に関する意識調査
平成30年9月25日～ 平成30年10月5日	男女共同参画計画策定に係る団体ヒアリング調査
平成30年10月23日	第2回軽井沢町男女共同参画計画推進委員会 第2回軽井沢町人権総合計画・男女共同参画計画策定委員会 （1）「第3次軽井沢町男女共同参画計画（きらめきプラン3）」素案について
平成30年11月20日	軽井沢町女性活躍のためのワークショップ
平成30年12月3日～ 平成30年12月17日	パブリックコメント
平成31年2月20日	第3回軽井沢町男女共同参画計画推進委員会 第3回軽井沢町人権総合計画・男女共同参画計画策定委員会 （1）パブリックコメントの報告について （2）「第3次軽井沢町男女共同参画計画（きらめきプラン3）」最終案について

2 委員会設置要綱

(1) 軽井沢町人権同和教育推進委員会

(目的)

第1条 この規則は、軽井沢町における人権教育及び同和教育を推進し、もって人権を尊重し差別のない明るい社会の構築に寄与することを目的に、軽井沢町人権同和教育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 人権教育及び同和教育の総合的な計画の策定
- (2) 人権教育及び同和教育の推進に関する研修・啓発
- (3) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる人数の範囲内で、教育委員会が委嘱する。

- (1) 町議会議員 3人以内
- (2) 公民館分館長連絡会役員 4人
- (3) 教育委員 2人以内
- (4) 社会教育委員 3人以内
- (5) 学校職員 10人以内
- (6) 民生委員 2人以内
- (7) 人権擁護委員 1人以内
- (8) 知識経験者 5人以内

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 各機関から選出された委員は、その役職期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(専門部会)

第7条 委員会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局で行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月22日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年5月26日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 軽井沢町男女共同参画計画推進委員会

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に資するため、軽井沢町男女共同参画計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 軽井沢町男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 軽井沢町男女共同参画計画の推進に関すること。
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募による委員 2人以内
- (2) 学識経験を有する者 3人以内
- (3) 各種団体から推薦された者 5人以内

(会長)

第4条 委員会に、会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は生涯学習課生涯学習係が行う。

(経費)

第8条 委員会に必要な経費は、町費をもって支弁する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成18年10月2日決裁)

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月25日決裁)

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月10日決裁)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(3) 軽井沢町人権総合計画・男女共同参画計画策定委員会

(設置)

第1条 軽井沢町人権総合計画・男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、総合的かつ実効的な調査研究を行うため、軽井沢町人権総合計画・男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の構成)

第2条 委員会の委員は、軽井沢町男女共同参画推進庁内会議設置要綱（平成16年4月8日決裁）に規定する軽井沢町男女共同参画推進委員会の委員をもって充てる。

(委員長等)

第3条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、生涯学習課長を充てる。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合においては、委員長のあらかじめ指定する委員が、その職務を行う。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要と認める者を委員会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の事務局は、生涯学習課生涯学習係に置く。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月14日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、計画の策定が終了した日をもって、その効力を失う。

3 委員名簿

(1) 軽井沢町人権同和教育推進委員会

■軽井沢町人権同和教育推進委員名簿

番号	氏名	所属等	備考
1	市 村 守	軽井沢町議会議長	
2	遠 山 隆 雄	軽井沢町議会社会常任委員長	
3	上 田 公 三	公民館分館長連絡会会長	
4	今 野 篤	公民館分館長連絡会副会長	
5	金 川 雄 起	公民館分館長連絡会理事	
6	豊 嶋 實	公民館分館長連絡会会計	
7	平澤セツ子	軽井沢町教育委員	
8	佐 藤 一 郎	軽井沢町教育委員	
9	赤 井 信 夫	軽井沢町社会教育委員	
10	林 利 佳 子	軽井沢町社会教育委員	
11	小 林 浩 子	軽井沢町社会教育委員	
12	六 川 進	東部小学校長	
13	篠 原 淳 子	東部小学校人権同和教育担当	
14	橋 詰 文 彦	中部小学校長	
15	市 川 瑠 莉	中部小学校人権同和教育担当	
16	山 口 千 春	西部小学校長	委員長
17	西 澤 恒 明	西部小学校人権同和教育担当	
18	細 萱 昇	軽井沢中学校長	
19	佐 藤 恵 理	軽井沢中学校人権同和教育担当	
20	宮 坂 雅 昭	軽井沢高等学校長	
21	飯 島 昌 幸	軽井沢高等学校人権同和教育担当	
22	櫻 井 朝 教	民生福祉委員協議会長	
23	土 屋 和 子	民生福祉委員協議会副会長	
24	土 屋 一 男	人権擁護委員	
25	柳 澤 宏	軽井沢町副町長	
26	菅 原 邦 子	日赤奉仕団委員長	
27	佐 藤 有 一	企業機会均等推進協議会長	

(2) 軽井沢町男女共同参画計画推進委員会

■軽井沢町男女共同参画計画推進委員名簿

番号	氏名	所属等	備考
1	佐藤 正 夫	民生福祉委員協議会	
2	新 宅 弘 恵	軽井沢観光協会	
3	依 田 斐 子	公募	
4	千 葉 操	学識経験者	
5	越 ま な み	軽井沢町商工会	
6	米澤美津子	学識経験者	委員長

(3) 軽井沢町人権総合計画・男女共同参画計画策定委員会

■軽井沢町人権総合計画・男女共同参画計画策定委員名簿

番号	氏名	所属課等	備考
	土 屋 悦 雄	生涯学習課	委員長
1	大 町 哲 也	総合政策課（第1回・第2回）	
	千 葉 篤 史	総合政策課（第3回）	
2	井 出 香 苗	総務課	
3	荻 原 雄 斗	税務課	
4	澤田久美子	保健福祉課	
5	南 雲 範 子	住民課	
6	美 才 治 徹	環境課	
7	加 瀬 祥 大	観光経済課	
8	中 山 雄 大	地域整備課	
9	丸 山 浩 司	上下水道課	
10	佐 藤 絵 理	会計課	
11	川 上 有 香	議会事務局	
12	井 出 陽 子	軽井沢病院	
13	河 田 恵 子	こども教育課	

4 用語解説

(1) 人権分野

■人権分野の用語解説

用語	説明
インフォームド・コンセント	説明と同意（informed-consent）のことです。医師は患者に対して、受ける治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療にかかる費用について、十分にかつわかりやすく説明する義務があります。また、患者は自分の身体に起きていることを知る権利があり、医師から十分な説明を受けて、疑問点を解消し納得した上で治療を受けることに同意することです。
えせ同和行為	「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乗じ、同和問題を口実として、高価な書籍を売りつけたり、不当な寄付を募るなど、不当な利益や義務のないことを求める行為のことです。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者や障がい者などに代わり、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことです。
サロン	コミュニケーションを図ることを主な目的とするふれあいの場です。
児童虐待	親または親に代わる保護者から児童に加えられる虐待のことです。虐待には、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待などがあります。
生涯学習	生涯にわたっていつでもそれぞれの目的に応じて、自由に学習機会を選択し、学んだことを行動につなげていくことです。
シルバー人材センター	おおむね 60 歳以上の高齢者を会員とし、社会参加と生きがいづくりを目的に、就労の場を斡旋するための組織のことです。
人権啓発	人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための活動のことです。
人権教育	人間の尊厳の確立を目指し、異なる人種・宗教・国籍などを越えて互いに平等であるとの自覚に立って人権を擁護する、知的・感情的発達や態度・判断力の形成を促す教育のことです。
人権教育・啓発に関する基本計画	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 7 条の規定に基づき、平成 14 年（2002 年）3 月 15 日に閣議決定された計画です。
人権週間	12 月 10 日の「人権デー」を最終日とする一週間です。人権デーは、昭和 23 年（1948 年）の第 3 回国連総会で、世界人権宣言が採択されたことを記念に定められる。国連からすべての加盟国に対し、記念行事を実施するよう呼びかけており、日本でも人権尊重思想の普及・高揚のための啓発活動が全国的に展開されています。
人権擁護委員	市町村長からの推薦により法務大臣が委嘱する人権擁護活動を行う任務を持つ人のことです。
スクールカウンセラー	児童の心の問題に対応するため、学校に配置される心理学の専門知識を持った臨床心理士などの専門家のことをいいます。学校におけるいじめや不登校、様々な悩みの相談に応じ、助言をするなどの心のケアを行います。
スクールサポーター	町内の幼保・小中学校を対象とした発達・性格・対人関係などに関する様々な相談を受け、必要に応じて検査や他機関への紹介や連携を行う軽井沢町独自採用の臨床心理士・公認心理師のことです。相談業務以外には、特別支援学級・特別支援学校・通級指導での対応が望ましい児童生徒への教育支援相談と町教育支援委員会の運営、要保護児童対策連絡協議会での児童生徒の状況把握や継続相談、教職員等に対する研修やコンサルテーションの実施、町広報誌により啓発コラムの掲載などを行っています。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人は、財産を管理したり、様々な契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるが、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法などの被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

用語	説明
地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、介護予防支援、虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関です。市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置しています。
長野県人権啓発センター	女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題・外国人などの人権に関する問題の解決を図るため設置された施設です。県民の人権意識の高揚を推進するための各種啓発活動を行っています。
日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業のことです。
認知症	いろいろな原因で脳の働きが悪くなり、様々な障がいが起こることで、社会生活や職業生活に支障をきたしている状態のことです。
認知症サポーター	認知症について理解し、認知症の人や家族を見守る人のうち、養成講座を受けた人のことです。
バリアフリー	高齢者や障がい者が社会生活していくうえで障壁（バリア）となるものを除去することです。もともとは、建物内の段差解消などハード面の障壁の除去を指すことが主でしたが、最近は人々の行動や心理的側面から見た社会環境のバリアが問題となり「心のバリアフリー」が求められています。
パワー・ハラスメント	仕事上での上下関係を利用した上司による部下への嫌がらせを指します。ひどい罵倒・中傷、暴力、執拗かつ無理な要求などが含まれます。
ヘイトスピーチ	特定の民族や国籍の人々に対して、暴力や差別をあおったり、おとしめたりする侮蔑的な表現のことです。
民生児童委員	民生委員法に基づき各市町村に置かれる奉仕者で、厚生労働大臣が委嘱する人のことです。地域社会において、福祉にかかわる様々な調査・相談、福祉の措置を必要とする人に対する指導・助言や、福祉事務所・各種相談所など関係行政機関に対する協力などの活動を行います。また、民生委員は、児童委員を兼務することとなっており、児童委員としても、児童・妊娠婦の状態把握、福祉に関する援助や指導、児童相談所や福祉事務所などとの連携、協力を行います。平成6年（1994年）から児童福祉専門の主任児童委員が委嘱され、児童委員とともに活動しています。
P D C A サイクル	典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（act）のプロセスを順に実施し、最後の act を次回の plan に結びつけることによるらせん状のプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法です。
ワーク・ライフ・バランス （仕事と生活の調和）	働く人が仕事上の責任を果たそうとする時、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければいけないことに取り組めなくなるのではなく、両者を実現できる状態のことをいいます。この「生活」の中には、子育てや家庭生活だけでなく、地域活動や趣味・学習等の幅広い活動が含まれます。

(2) 男女共同参画分野

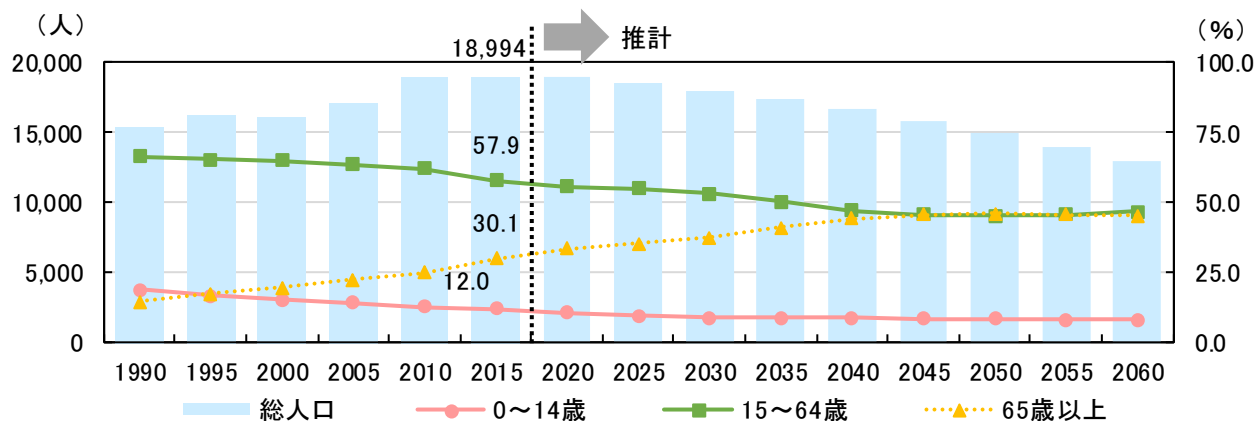
■ 男女共同参画分野の用語解説

用語	説明
育児・介護休業法	正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。労働者が申出をすることによって、育児休業、介護休業を取得することを権利として認めています。
男女雇用機会均等法	正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といいます。昭和 61 年（1986 年）に施行され、平成 9 年（1997 年）6 月に、女性に対する募集・採用・配置等の差別禁止規定や、セクシュアル・ハラスメントの防止等の雇用管理上の規定を新設する等の改正が行われました。平成 18 年（2006 年）6 月には、体力や勤務条件等により実質的に女子を差別する「間接差別」の禁止などを盛り込む改正が行われ、平成 19 年（2007 年）4 月から施行されています。
固定的性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。
ジェンダー	人間には生物学的性別（セックス）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」があり、このような社会的・文化的に形成された性別を社会的性別（ジェンダー）といいます。
セクシュアル・ハラスメント	職場や学校で起きる性的いやがらせを指します。相手の意に反した性的な性質の言動であり、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。
男女共同参画基本計画	政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第 13 条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされています。また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第 14 条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画について都道府県は国の計画を勘案し、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、また、その機会が確保されることにより、男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担う社会のことです。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年（1999 年）6 月 23 日法律第 78 号として公布、施行された法律のことです。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者やパートナーからの身体的・精神的な暴力のことをいいます。単に殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、威嚇・無視・行動の制限等、精神的な苦痛や、経済的・性的な暴力も含まれます。
ハローワーク	公共職業安定所のことです。パートバンク、パートサテライトでは扱われない常用雇用として働きたい人の職業相談、職業紹介や、企業の求人受付も行います。
マタニティ・ハラスメント	妊娠・出産や、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）等の行為や、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことです。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	生殖に関する「健康」と「権利」のことです。「健康」としては、安全で満足できる性生活、安全な出産などが、「権利」としては、子どもを産むかどうか、産むとすればいつ、何人までを産むかを決定する自由、生殖・性に関する適切な情報とサービスを得られる権利などがあげられます。

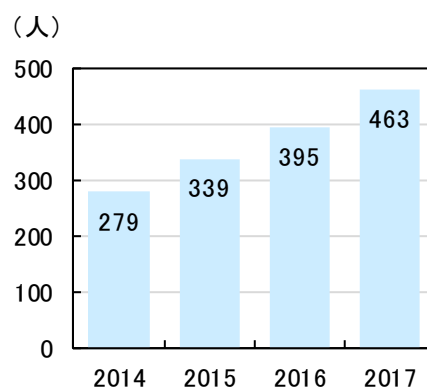
5 統計データに基づく軽井沢町の状況

(1) 人口等の状況

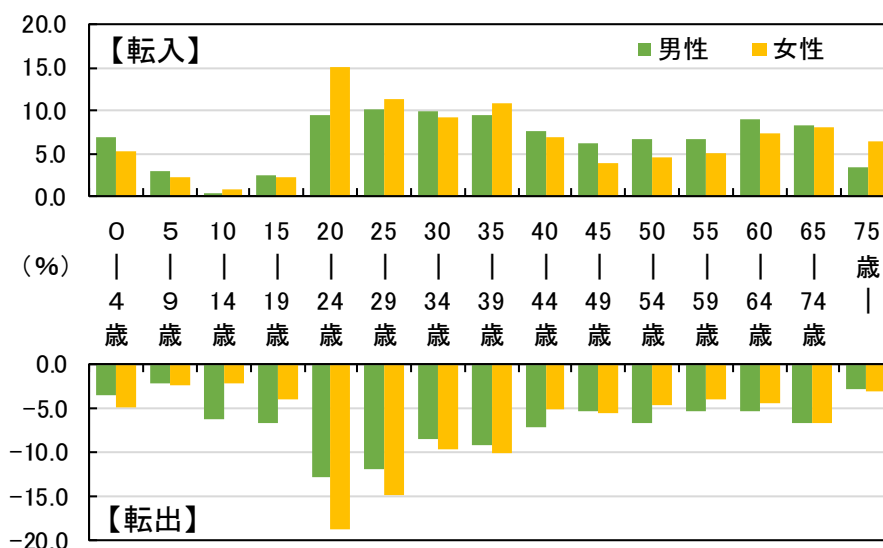
- 国勢調査によると、軽井沢町の人口は、近年増加傾向にありましたが、平成27年（2015年）は18,994人となり、平成22年（2010年）と比較してやや減少しています。



- 外国人住民人口の推移をみると、年々増加傾向にあり、過去4年間で約1.7倍となっています。

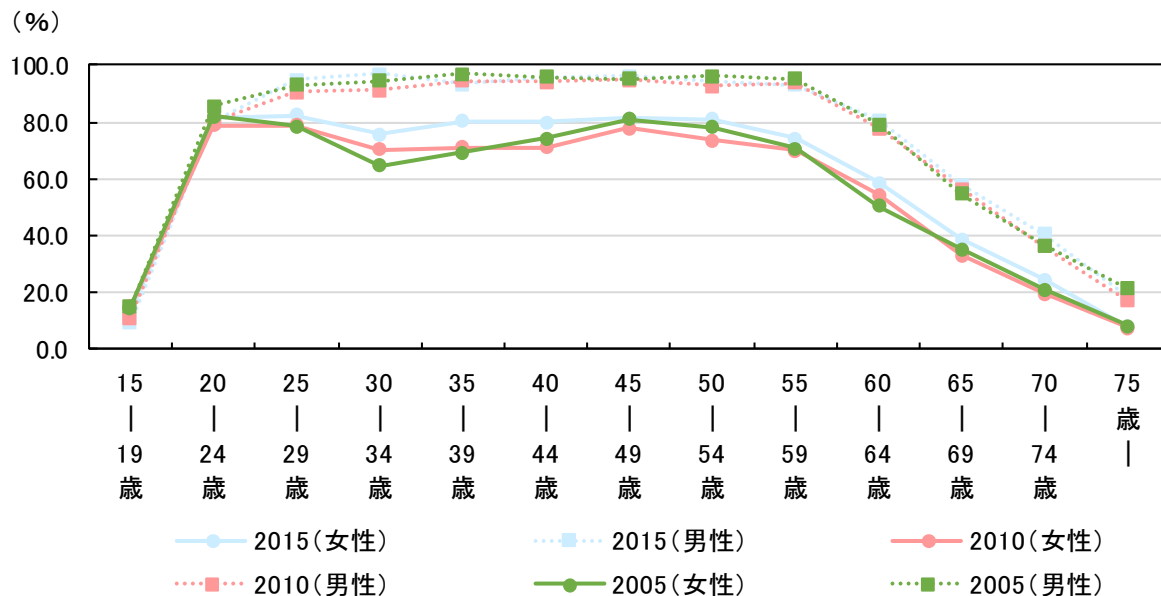


- 性別・年齢別の転入・転出の状況をみると、若者世代における転出入が多くなっています。

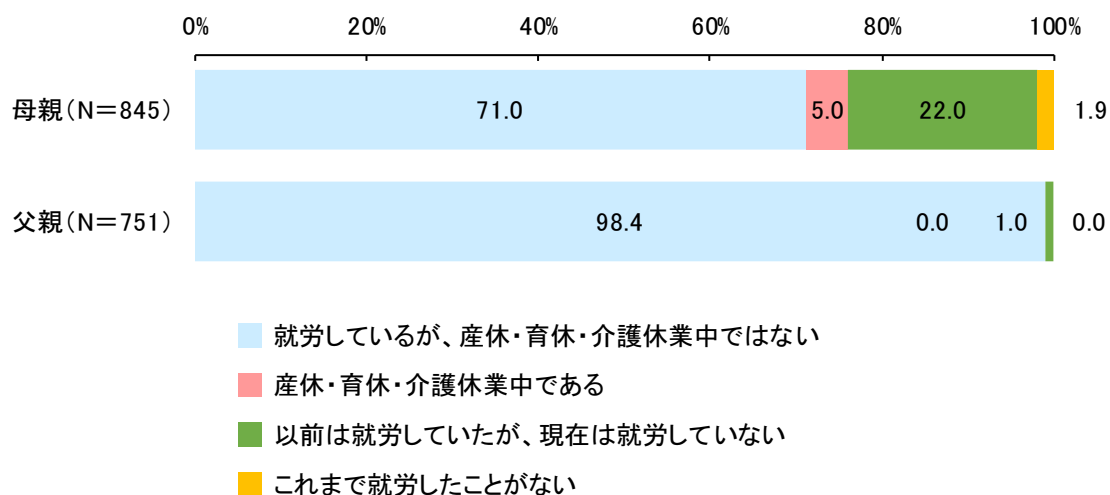


(2) 就労の状況

- 女性の労働力率についてみると、平成17年（2005年）時点では、いわゆる「M字カーブ」を描いていましたが、労働力率が上昇し改善されつつあります。一方で、20代から30代にかけて女性の労働力率は依然男性の労働力率に比べて低いことから、未だ結婚・出産を機に離職する女性が多いことがうかがえます。

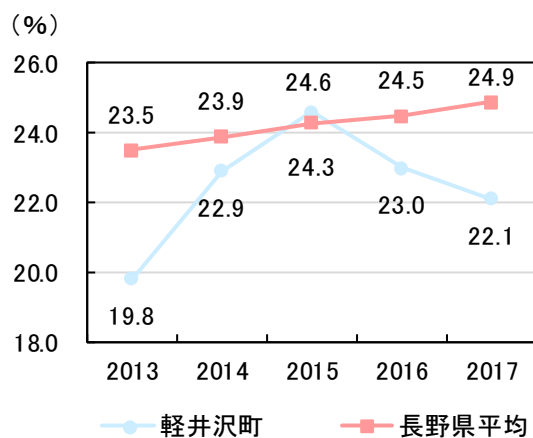


- 子どもをもつ保護者の就労状況について、母親のうち5.0%は「産休・育休・介護休業中である」、22.0%は「以前は就労していたが、現在は就労していない」と回答している一方で、父親のほとんどは「就労しているが、産休・育休・介護休業中ではない」と回答しています。



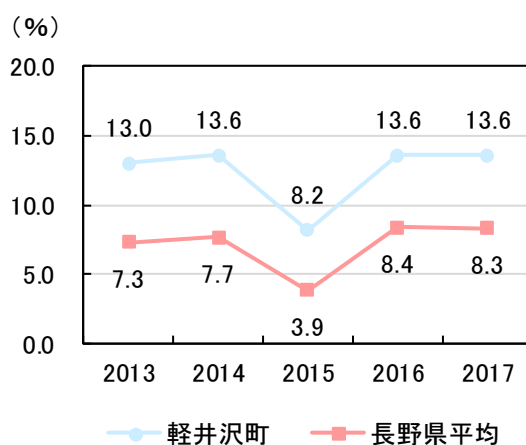
(3) 役場等における男女共同参画の状況

- 審議会等の女性委員構成割合の推移は、長野県平均を下回って推移しており、平成27年(2015年)以降下降しています。



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
(各年度4月1日現在)

- 管理職における女性の登用率は、長野県平均と比較して高くなっていますが、過去5年間で大きな変化はありません。



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
(各年度4月1日現在)

6 軽井沢町人権に関する意識調査結果（一部抜粋）

（１）調査の概要

本調査は、町民の人権に関する意識や地域の現状などを把握し、「軽井沢町人権総合計画」策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

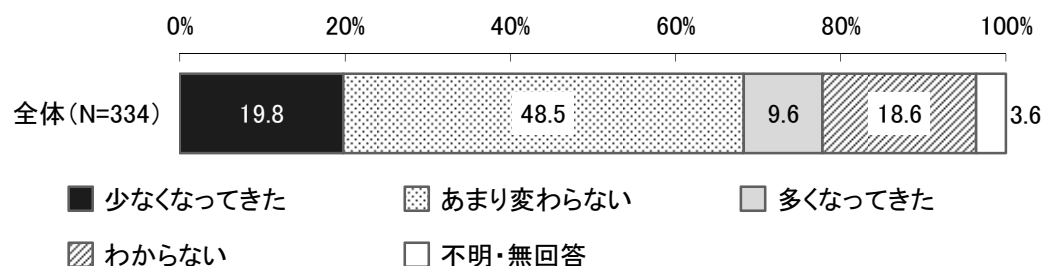
■回収結果

区分	町民意識調査
調査地域	軽井沢町内全域
調査対象	町内に在住の18歳以上の町民1,100人
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成30年7月30日～平成30年8月10日
調査実施機関	(株) ジャパンインターナショナル総合研究所
監修	諸橋 泰樹（フェリス女学院大学教授）
配布数（A）	1,100件
回収件数（B）	334件
回収率（B／A）	30.4%

（２）各設問の結果（一部抜粋）

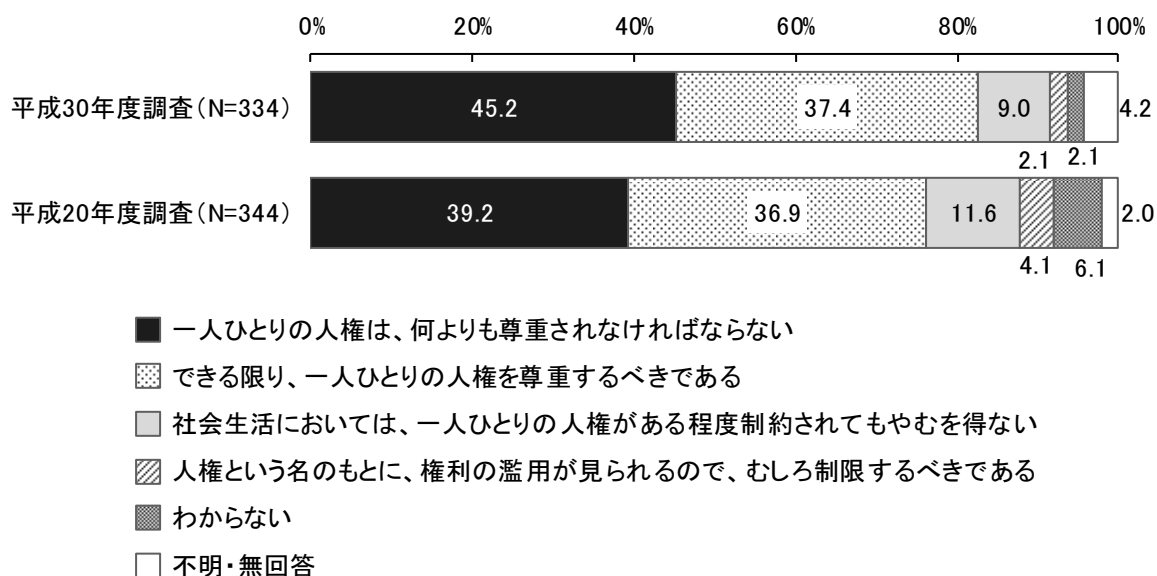
① 過去5年間の日本社会での人権侵害や差別の件数の変化（p.14）

過去5年間の日本社会での人権侵害や差別の件数について、「あまり変わらない」が48.5%と最も高く、次いで「少なくなってきた」が19.8%となっています。



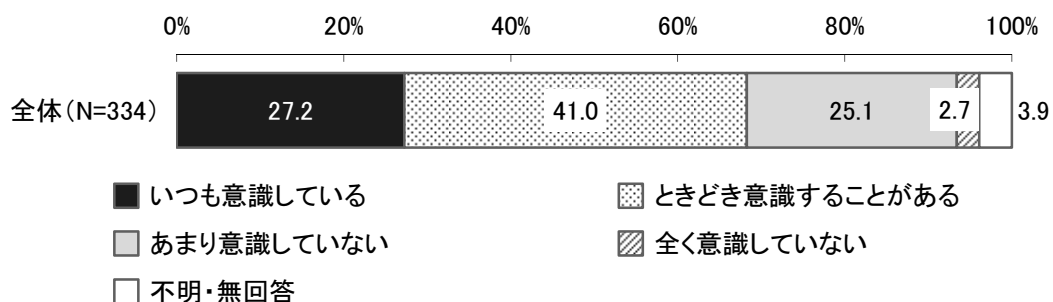
② 人権に対する考え (p.14)

人権に対する考えについて、「一人ひとりの人権は、何よりも尊重されなければならない」が45.2%と最も高く、次いで「できる限り、一人ひとりの人権を尊重すべきである」が37.4%となっています。前回の調査と比較すると、「一人ひとりの人権は、何よりも尊重されなければならない」が6.0ポイント増加しており、人権尊重の意識の高まりがみられます。



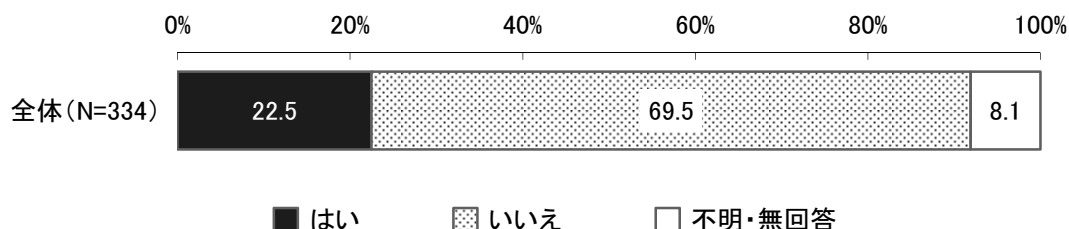
③ 日頃からの他人の人権への意識 (p.14)

日頃からの他人の人権への意識について、「いつも意識している」「ときどき意識することがある」をあわせた割合が68.2%、「あまり意識していない」「全く意識していない」をあわせた割合が27.8%となっています。



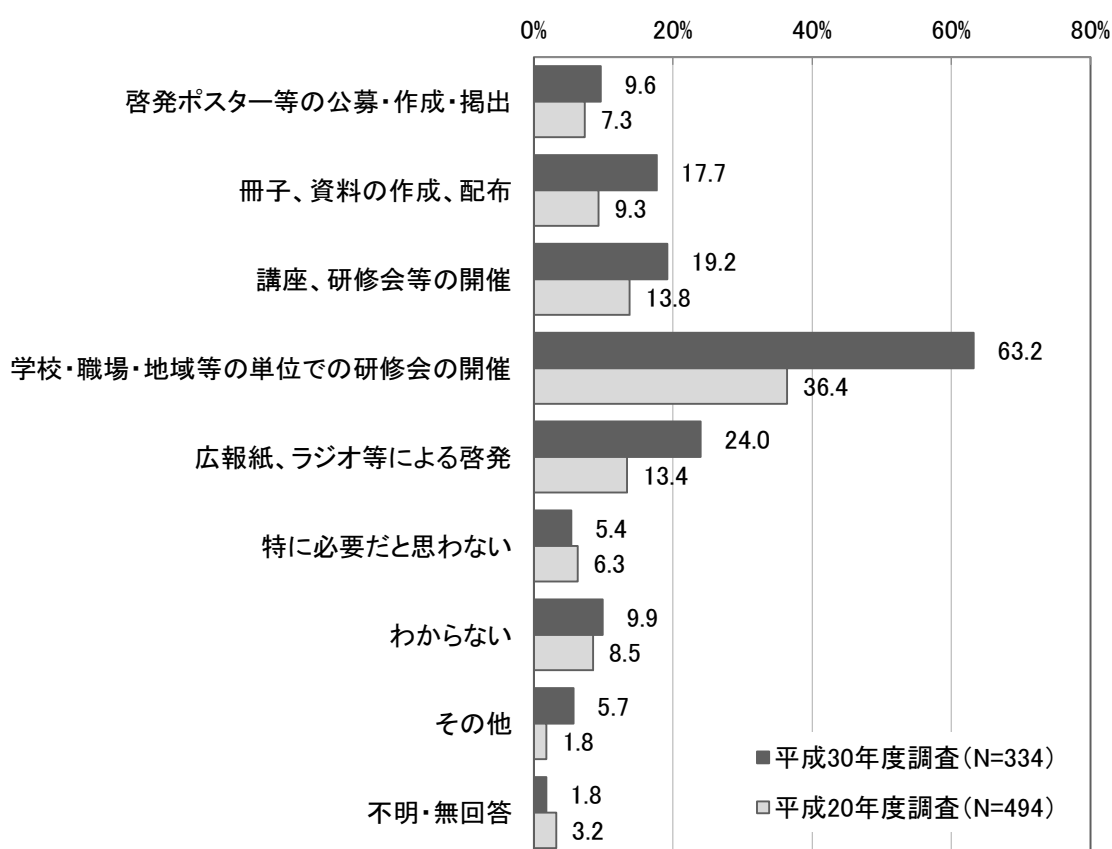
④ 過去5年間の人権に関する研修会や講習会等のイベントへの参加の有無 (p.14)

過去5年間の人権に関する研修会や講習会等のイベントへの参加の有無について、「いいえ」が69.5%と最も高く、次いで「はい」が22.5%となっています。



⑤ 必要な人権啓発、教育 (p.14)

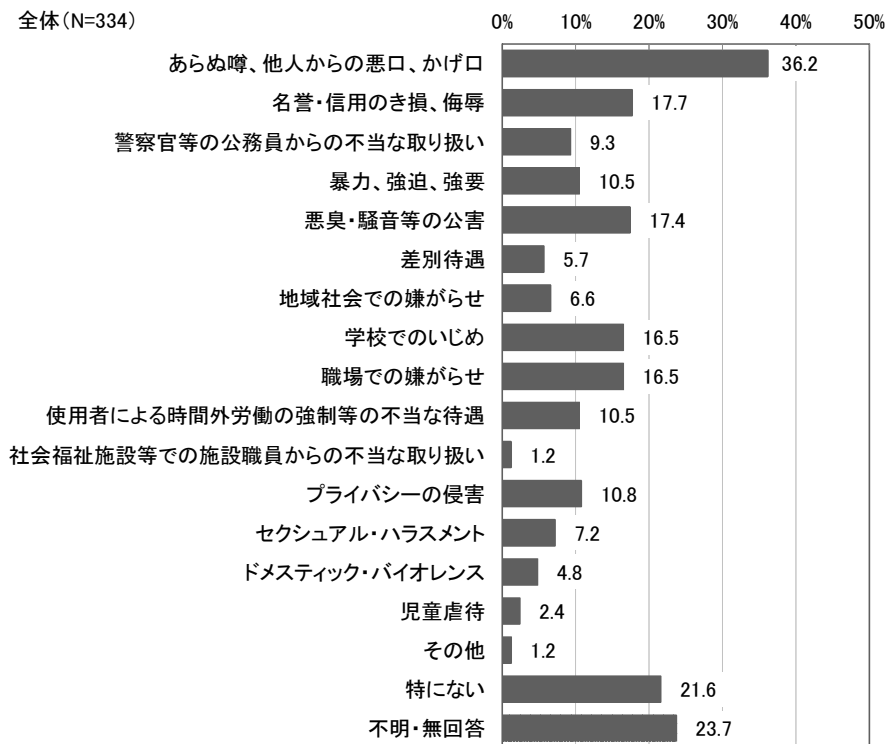
必要な人権啓発、教育について、「学校・職場・地域等の単位での研修会の開催」が63.2%と最も高く、次いで「広報紙、ラジオ等による啓発」が24.0%となっています。前回の調査と比較すると、「学校・職場・地域等の単位での研修会の開催」が26.8ポイント増加しており、学校・職場・地域を通した直接的な啓発の必要性が高まっています。



※平成30年度調査は複数回答の設問だが、平成20年度調査は単数回答の設問だった。

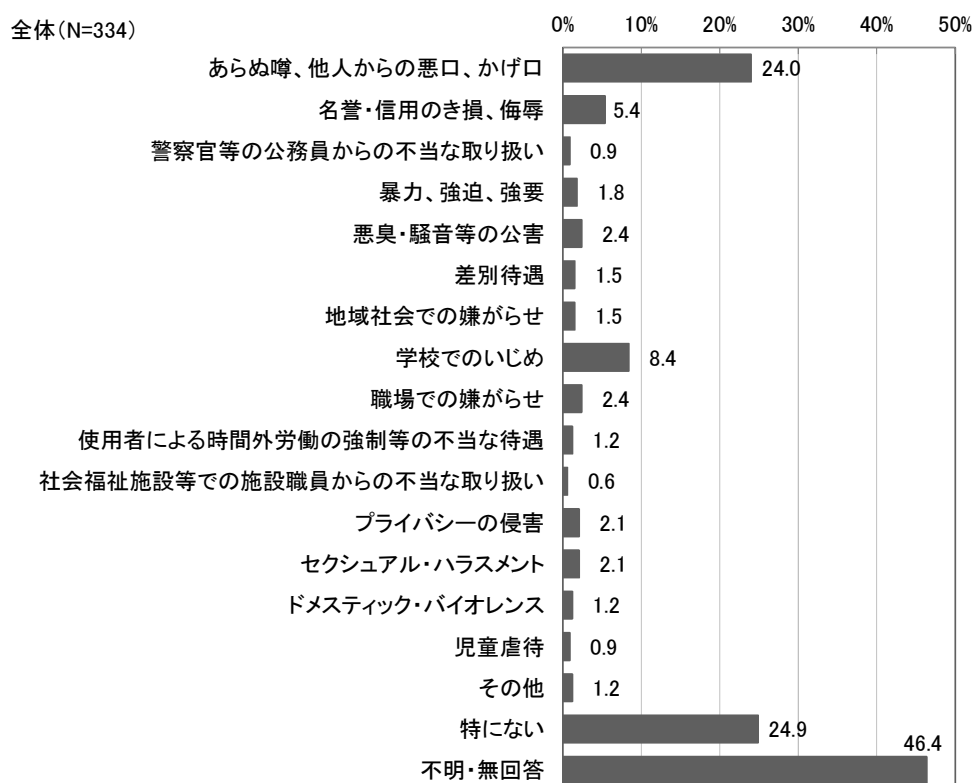
⑥ 受けたことがある人権侵害 (p.16)

受けたことがある人権侵害について、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」が36.2%と最も高く、次いで「特にない」が21.6%となっています。



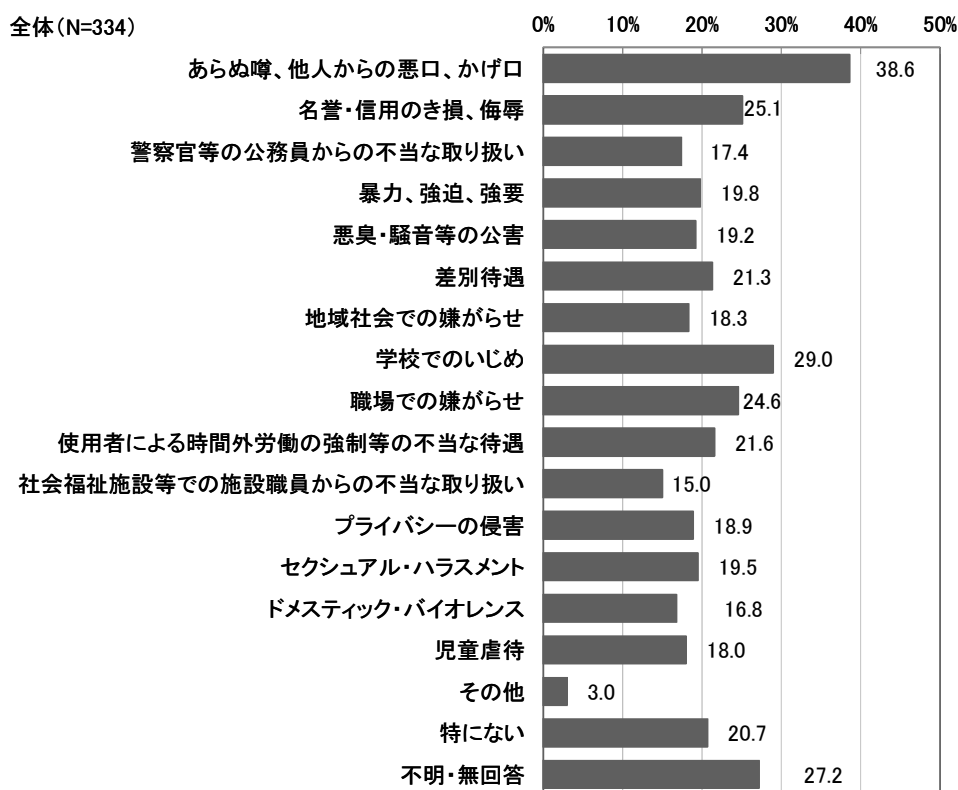
⑦ 他人にしてしまったと思ったことがある人権侵害 (p.16)

他人にしてしまったと思ったことがある人権侵害について、「特にない」が24.9%と最も高く、次いで「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」が24.0%となっています。



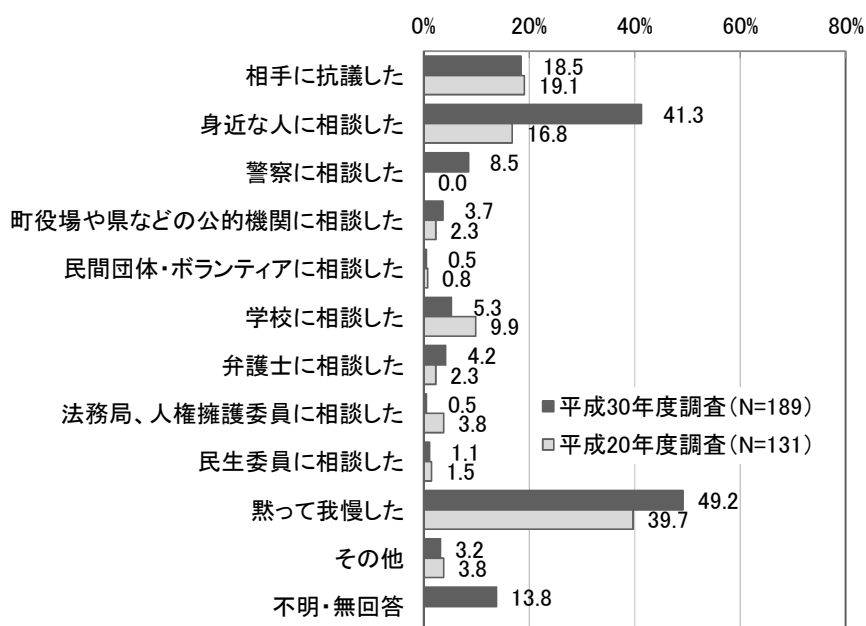
⑧ 周囲で起きている人権侵害 (p.16)

周囲で起きている人権侵害について、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」が38.6%と最も高く、次いで「学校でのいじめ」が29.0%となっています。



⑨ 人権侵害への対応 (p.18)

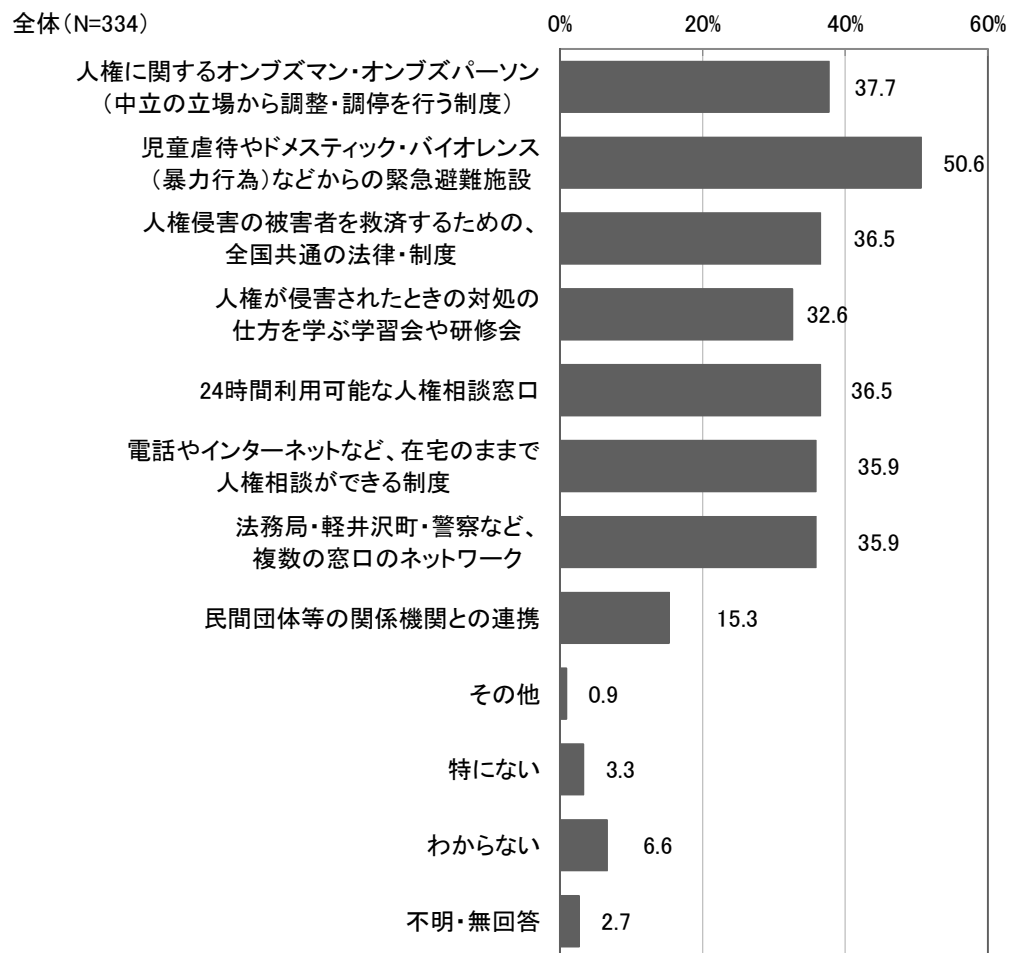
人権侵害への対応について、「黙って我慢した」が49.2%と最も高く、次いで「身近な人に相談した」が41.3%となっています。前回の調査と比較すると、「身近な人に相談した」が24.50ポイント増加しており、学校・職場・地域を通じた直接的な啓発の必要性が高まっています。



※平成30年度調査は複数回答の設問だが、平成20年度調査は単数回答の設問だった。

⑩ 必要な人権侵害に対する相談や救済に関する制度 (p.18)

必要な人権侵害に対する相談や救済に関する制度について、「児童虐待やドメスティック・バイオレンス（暴力行為）などからの緊急避難施設」が50.6%と最も高く、次いで「人権に関するオンブズマン・オンブズパーソン（中立の立場から調整・調停を行う制度）」が37.7%、「人権侵害の被害者を救済するための、全国共通の法律・制度」「24時間利用可能な人権相談窓口」が36.5%、「電話やインターネットなど、在宅のままで人権相談ができる制度」「法務局・軽井沢町・警察など、複数の窓口のネットワーク」が35.9%となっています。



⑪ 各人権に係る問題について人権が尊重されているか (p.20)

選択肢にかかる表現は以下のように区分しています。

『尊重されている』…「非常に尊重されている」と「ある程度尊重されている」を合算

『尊重されていない』…「あまり尊重されていない」と「全く尊重されていない」を合算

各人権に係る問題について人権が尊重されているかは、子どもの人権（いじめ・虐待）については、『尊重されている』が36.2%と最も高く、次いで『尊重されていない』が35.9%となっています。

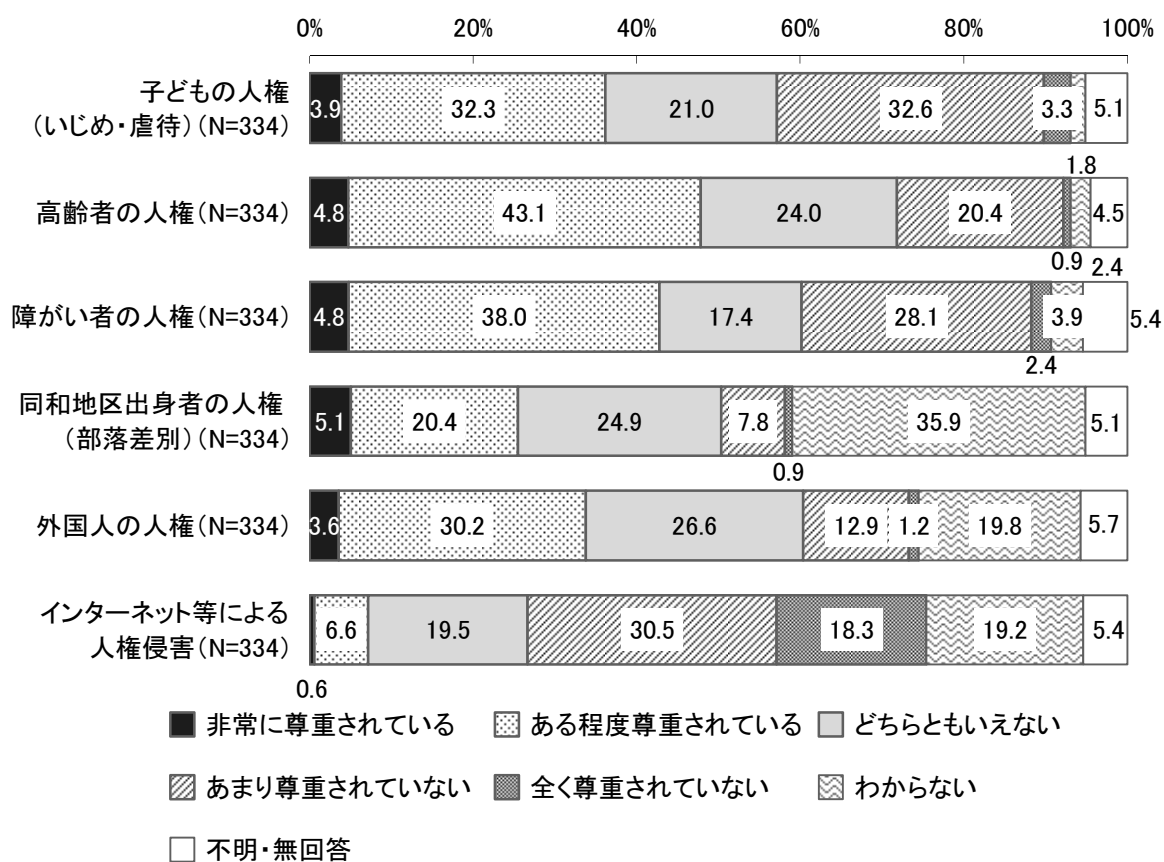
高齢者の人権は、『尊重されている』が47.9%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が24.0%となっています。

障がい者の人権は、『尊重されている』が42.8%と最も高く、次いで『尊重されていない』が30.5%となっています。

同和地区出身者の人権（部落差別）は、「わからない」が35.9%と最も高く、次いで『尊重されている』が25.5%となっています。

外国人の人権は、『尊重されている』が33.8%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が26.6%となっています。

インターネット等による人権侵害の問題は、『尊重されていない』が48.8%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が19.5%となっています。



(3) まとめと提言

文責：フェリス女学院大学教授 諸橋 泰樹

① 人権全般について

最初に、なかなか訊ねづらい人権侵害や差別の問題に関して、詳細な調査を実施した軽井沢町と、率直に答えていただいた軽井沢町民に対する敬意を表したいと思います。私たちの習慣や社会生活、文化等の中に未だに残る人権侵害や差別をなくしていくためには、実態の把握が必要です。日本国憲法第14条で「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と差別が禁止されており、憲法第13条では「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と、法や行政の責任が明記されています。私たちの人権侵害や差別の意識・行為が、習慣や社会生活、文化等によって社会的につくられている以上、社会が正していくことが可能なはずですし、また正していかなければなりません。本調査結果が、人権侵害や差別の解消に資することを願ってやみません。

以下、調査結果のあらましを見ながら、コメントや提言を行いたいと思います。

この5年間で日本社会における人権侵害や差別は減少したと思うかについて、印象を訊ねたところ、「あまり変わらない」が全体で5割近くにのぼっています。「少なくなってきた」がそれに次いで約2割みられるものの、依然として人権侵害や差別が存在する現状がうかがえます。男性で「あまり変わらない」が約4割であるのに対し、女性は約5割と、女性の方が現状をやや厳しく捉えているようです。

人権に対する考え方について、「一人ひとりの人権は、何よりも尊重されなければならない」が全体で4割強と最多ですが、「できる限り、一人ひとりの人権を尊重すべきである」も4割近くに達しており、「何よりも尊重」と「できる限り尊重」とで二分されています。年齢別にみると、年齢が上がるにつれて「一人ひとりの人権は、何よりも尊重されなければならない」が増加し、「できる限り、一人ひとりの人権を尊重すべきである」が減少する傾向がみられます。ただし、10年前の前回調査と比較すると、「一人ひとりの人権は、何よりも尊重されなければならない」が増えています。

また、日頃から他人の人権を意識して生活しているかについて、「いつも意識している」「ときどき意識することがある」を合わせると、全体で7割近くが意識しているという結果になっていますが、若い世代ほど「いつも意識している」が少なく、年齢が上がるにつれて「いつも意識している」という割合が高くなる傾向にあります。若い世代で人権に対する意識が低い傾向がうかがえることから、若年世代に対する啓発や人権教育を強化する必要があります。

本調査では、性差別、女性、いじめ・虐待、高齢者、障がい者から、部落差別、アイヌの人々、性的マイノリティ、感染症の人々など、20もの項目に対する人権侵害（尊重度）についても質問が行われています。概して身近な差別の問題に関する人権に関しては、「尊重されている／尊重されていない」についての反応が顕著ですが、あまり身近と感じられない人たちの人権に対しては「わからない」が多くなっています。本来、あげられている項目の全ての人権が配慮されなければいけませんので、この貴重な調査結果をもとに、差別の諸相が様々あることを啓発していくことが望まれます。

人権侵害を受けた経験について、「特にない」が全体で約2割、無回答者の割合が2割強であることから、それ以外の半数以上の人が何らかの人権侵害を受けていることがわかります。最も多いのは「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」で、男性で3割、女性で4割みられました。ま

た「名誉・信用のき損、侮辱」「悪臭・騒音等の公害」「学校でのいじめ」「職場での嫌がらせ」も2割弱あげられています。一方、人権侵害を行った経験については、「特になし」が2割強、無回答が5割弱であることから、残りの約3割の人が何らかの人権侵害を行ったことになります。最も多かった人権侵害の内容は「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」で男性が2割、女性が3割弱となっています。人権侵害を行った人が人権侵害を受けた人より少ないということは、意識せずに人権侵害を行ってしまった人がいると考えられます。周囲で起こっている人権侵害については、設問で掲げられているほとんどの選択肢で2割から4割挙げられていました。人権侵害について、具体例を挙げながら啓発・教育を行うことで、自分の言動が人権侵害になっているどうか振り返る機会をつくるのが大切です。

人権侵害を受けた時の対応については、「黙って我慢した」が半数を占めています。「身近な人に相談した」がそれに続いて約4割、「相手に抗議した」は2割弱となっています。警察、町役場や県等の公的機関、民間団体・ボランティア、学校、弁護士、法務局や人権擁護委員、民生委員へ相談した割合はいずれも1割以下となっています。相談窓口の周知・充実を図るとともに、気軽に相談してもよいという機運づくりを進める必要があります。また、「身近な人に相談した」という割合も一定程度あることから、これら周囲の人たちに対し、人権侵害や差別に対してセンシティブになるよう、啓発や相談窓口の存在を広く知ってもらうための取組も効果があるでしょう。

② それぞれの人権問題について

女性・男性の人権について、問題となっていることは、「職場における差別待遇」「男女の固定的な役割分担を他の人に押し付けること」「セクシュアル・ハラスメント」がいずれも4割弱と高くなっています。概して、男性に比べ女性は何らかの人権問題が存在していると回答する傾向がみられますが、男性で「職場における差別待遇」が女性より高く、また「マタニティ・ハラスメント」については女性が男性より高いという傾向がみられます。

子どもの人権について、問題となっていることは、「いじめを受けること」「保護者から暴力を受けたり、食事を与えられないなど虐待を受けること」がいずれも6割強と高くなっています。次いで、「いじめ、体罰、虐待を見て見ぬふりをすること」が5割強と続いています。また、「児童買春、児童ポルノ等の対象となること」を女性の4割が挙げており、30歳代と50歳代で5割前後と高くなっています。

高齢者の人権について、問題となっていることは、「悪徳商法の被害が多いこと」「地域、家族等とのつながりが無い独居老人の孤独死」「病院での看護や養護施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」「高齢者の特性（認知症等）に関する理解が不足していること」がいずれも約4割と高くなっています。ほかにも設問の大多数の項目で何らかの人権問題が存在していると回答する傾向がみられました。また、「地域、家族とのつながりが無い独居老人の孤独死」で、居住地区別の違いが顕著に表れており、対策を講じる必要があると思われます。

障がい者の人権について、問題となっていることは、「人々の障がい者に対する理解や障がいの特性に応じた配慮が足りないこと」「就職・職場で不利な扱いを受けること」がそれぞれ5割前後と高くなっています。次いで、「差別的な言動をされること」4割弱、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」3割強が続きます。

性的指向や、性同一性障がい者に関する人権上の問題について、問題となっていることは、「LGBT等に対する知識や理解が不足していること」「差別的な言動をされること」がいずれも5割弱と高くなっています。全国に目を転じると、同性愛カップルや事実婚カップルに「パー

トナリシップ証明」を発行する自治体も増加しています。なお、最近では、「L G B T」という「分類」だけではおさまりきらない性の多様性があることから、より上位概念である「S O G I（ソギあるいはソジ）＝sexual orientation、gender identity」ということばが世界標準となってきたようです。

外国人の人権について、問題となっていることは、「言語が異なるため、保健、医療、福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと」が4割強と高くなっています。外国人が多く住み、また、観光目的で訪れる外国人が多い軽井沢町においては、多言語対応を進めるとともに、町民が他国の文化に対する理解を深める取組が求められます。軽井沢町は年々在住外国人が増える傾向にあり、喫緊の課題であるといえます。

部落差別等の同和問題を知ったきっかけは、「学校の授業で教わった」が約4割で最も高く、部落差別等をなくしていくことについて学校教育が一定程度の役割を果たしています。ただ、60代以上の人たちは、学校で扱われてこなかったようです。その同和問題の中でも、「現在特に問題になっているもの」について訊ねたところ、「結婚問題で周囲の反対を受けること」が3割以上という結果が特筆されます。「差別的言動をされること」「就職・職場で不利な扱いを受けること」「身元調査をされること」が2割前後でそれに続き、どのような差別をこうむるのかについて、回答者が具体的なイメージを持っていることがわかります。学校が教え、家族が話題にする際に、単に「こういう現象がある」という説明にとどまるのではなく、いかに人権を侵害する差別であるか、大人・教師・行政として強く戒める教育・啓発を行う必要があるでしょう。

というのも、自分の子どもが同和地区出身者であるとわかった場合に、親として反対する人や、自分自身が結婚しようとする場合に、家族や親戚の反対があれば結婚しないという人が、5%から1割近くみられるからです。このような結果は、「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」が5割強、「部落差別等の同和問題の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」が3割強みられる、というデータから推し量る必要があります。こういった意識をなくすためには、解決策として3割の人が同意している、「同和問題は、住民一人ひとりの問題であり、自ら差別を許さない自覚をもち行動することが大切である」ということに尽きると思われます。教育のバックアップ及び社会的啓発が求められています。

ほか、身近な人が感染症患者であることがわかった場合の対応について、これまで通りの付き合いが難しいと答えている人がみられました。感染症等についても、正しい知識の周知・啓発を行い、理解を深めるための取組が求められます。

また、インターネットによる人権侵害について、問題となっていることは、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」が7割弱と非常に高くなっています。ヘイトスピーチと並んで、昨今の重要課題と言うべきでしょう。

なお、事業課題としては、特に「児童虐待やドメスティック・バイオレンス等からの緊急避難施設」へのリクエストが5割に達しているところが注目されます。

このように、各人権問題について、問題となっていることが複数存在しており、各人権問題について、幅広い内容の周知・啓発を行う必要があります。過去5年間の人権に関する研修会や講習会等のイベントへの参加は、全体で2割強と、決して多くはありません。「学校・職場・地域等の単位での研修会の開催」について、6割が必要であると回答していることから、PR次第で多くの町民が参加し、効果をもたらすと考えられます。

これからの日本社会は、マイノリティの子どもとマジョリティの高齢者という人口比のアンバランスな時代が続きます。また、外国人労働者が増加し、女性の活躍が推進され、L G B T等性的少数者の権利が認められ、多様な人々と共生するダイバーシティ社会となります。海外、特にアジアからの観光客の増加も見込まれます。さらに、災害が多いこの国では、軽井沢町も例外でなく、被災者の救済も大きな課題です。

日本は、国連が決議した女性差別撤廃条約、人種差別撤廃条約、子どもの権利条約を批准しています（一部項目は保留している条約もありますが）。批准国として、世界の動向にも目を配りながら、担当課だけで解決が難しい問題に対しては、国や県、各専門機関等と連携し、迅速かつ的確に対応する体制を整備する必要がありますでしょう。日本国内においても、部落差別解消推進法、障害者差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法が施行されました。その精神に則り、行政の人権施策が進むことを望みます。

7 軽井沢町男女共同参画に関する意識調査結果（一部抜粋）

（１）調査の概要

本調査は、町民の男女共同参画に関する意識や地域の現状などを把握し、「軽井沢町男女共同参画計画」策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

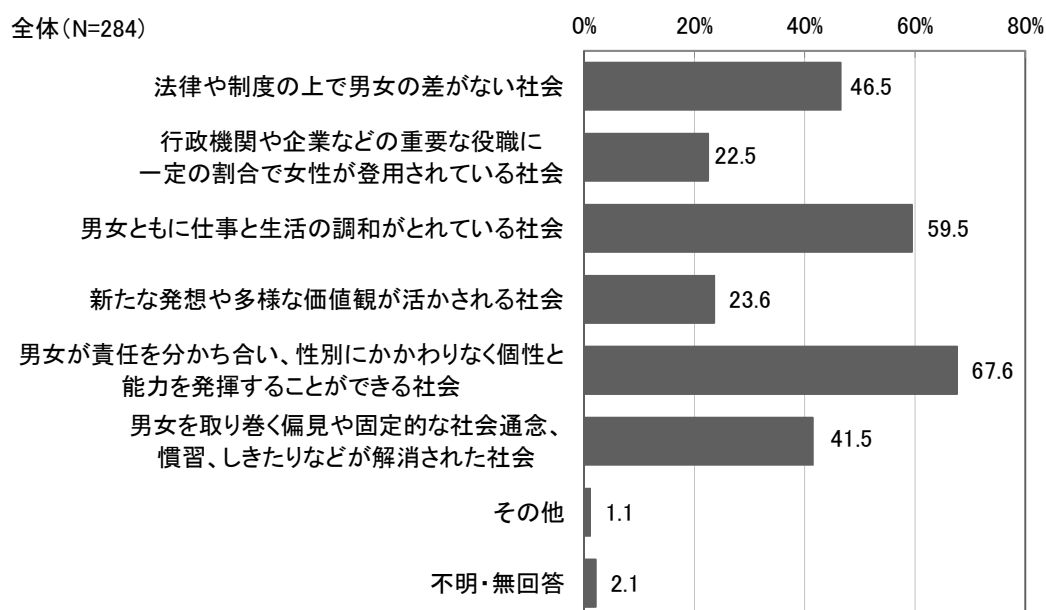
■回収結果

区分	町民意識調査
調査地域	軽井沢町内全域
調査対象	町内に在住の 18 歳以上の町民 1,100 人
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成 30 年 7 月 30 日～平成 30 年 8 月 10 日
調査実施機関	(株) ジャパンインターナショナル総合研究所
監修	諸橋 泰樹（フェリス女学院大学教授）
配布数（A）	1,100 件
回収件数（B）	284 件
回収率（B／A）	25.8%

（２）各設問の結果（一部抜粋）

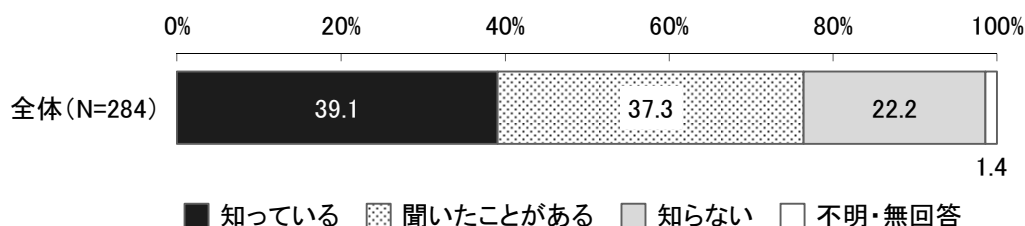
① 住民が考える「男女共同参画社会」（p.32）

住民が考える「男女共同参画社会」について、「男女が責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮することができる社会」が 67.6%と最も高く、次いで「男女ともに仕事と生活の調和がとれている社会」が 59.5%となっています。



② 「男女共同参画社会」という言葉の認知度 (p.32)

「男女共同参画社会」という言葉の認知度について、「知っている」が39.1%、「聞いたことがある」が37.3%、「知らない」が22.2%となっています。



③ 各場面における男性と女性の平等の程度 (p.34)

選択肢にかかる表現は以下のように区分しています。

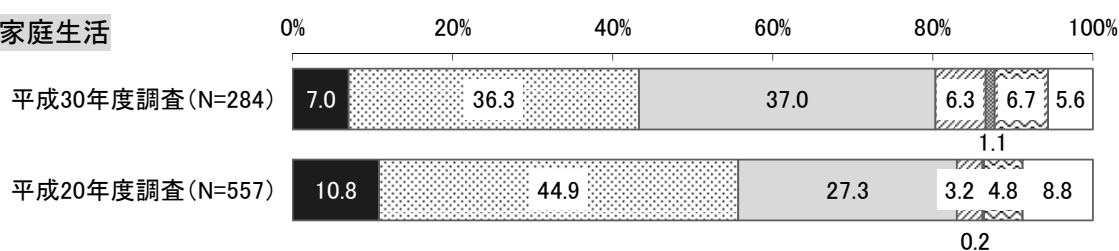
『男性が優遇されている』…「男性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合算

『女性が優遇されている』…「女性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」を合算

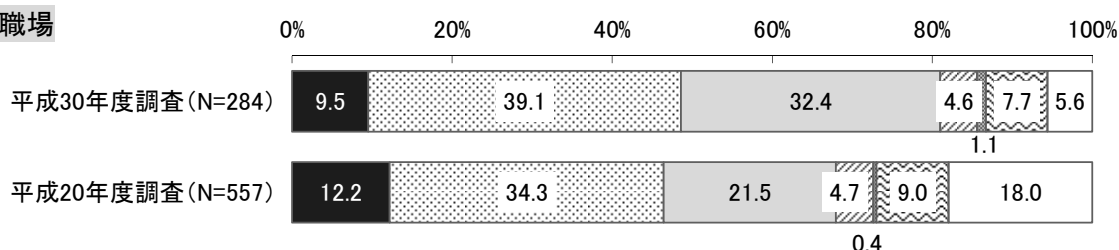
各場面における男性と女性の平等の程度について、家庭生活は、『男性が優遇されている』が43.3%と最も高く、次いで「平等」が37.0%となっています。前回の調査と比較すると、『男性が優遇されている』が12.4ポイント減少しています。

職場は、『男性が優遇されている』が48.6%と最も高く、次いで「平等」が32.4%となっています。前回の調査と比較すると、「平等」が10.9ポイント増加しています。

家庭生活



職場



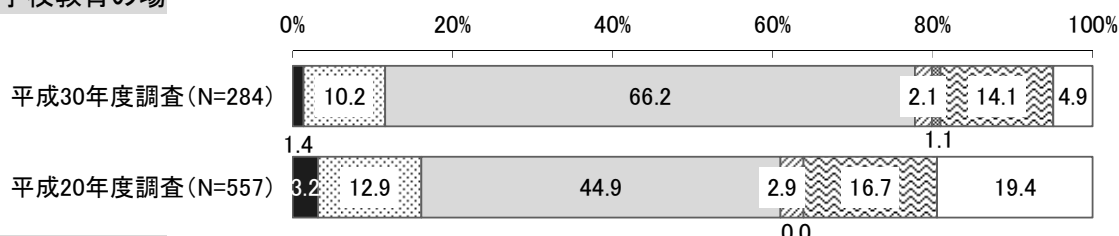
- 男性が非常に優遇されている
- 平等
- 女性が非常に優遇されている
- 不明・無回答
- ▨ どちらかといえば男性が優遇されている
- ▨ どちらかといえば女性が優遇されている
- ▨ わからない

学校教育の場合は、「平等」が66.2%と最も高く、次いで『男性が優遇されている』が11.6%となっています。前回の調査と比較すると、「平等」が21.3ポイント増加しています。

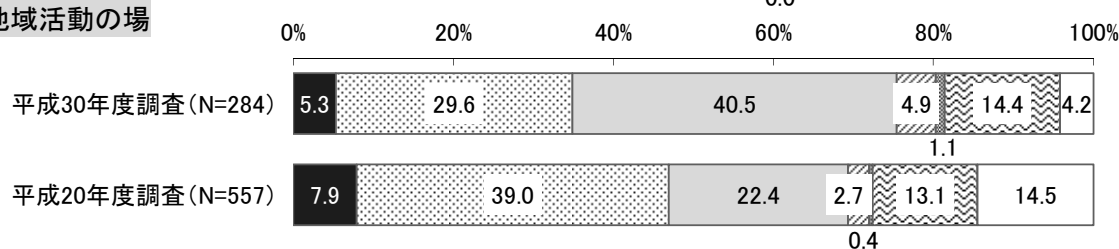
地域活動の場合は、「平等」が40.5%と最も高く、次いで『男性が優遇されている』が34.9%となっています。前回の調査と比較すると、「平等」が18.1ポイント増加しています。

社会全体では、『男性が優遇されている』が71.2%と最も高く、次いで「平等」が14.1%となっています。前回の調査と比較すると、「平等」が4.4ポイント増加しています。

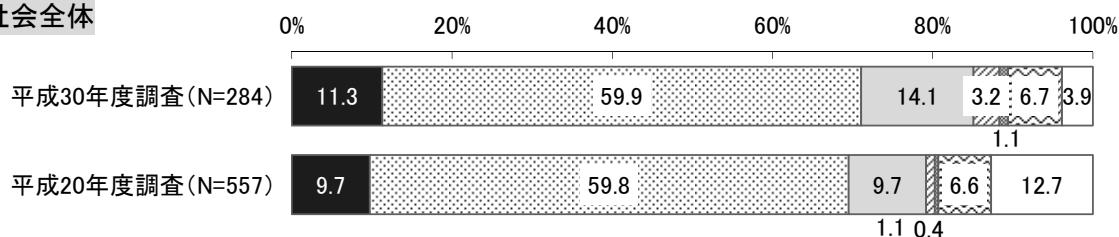
学校教育の場



地域活動の場



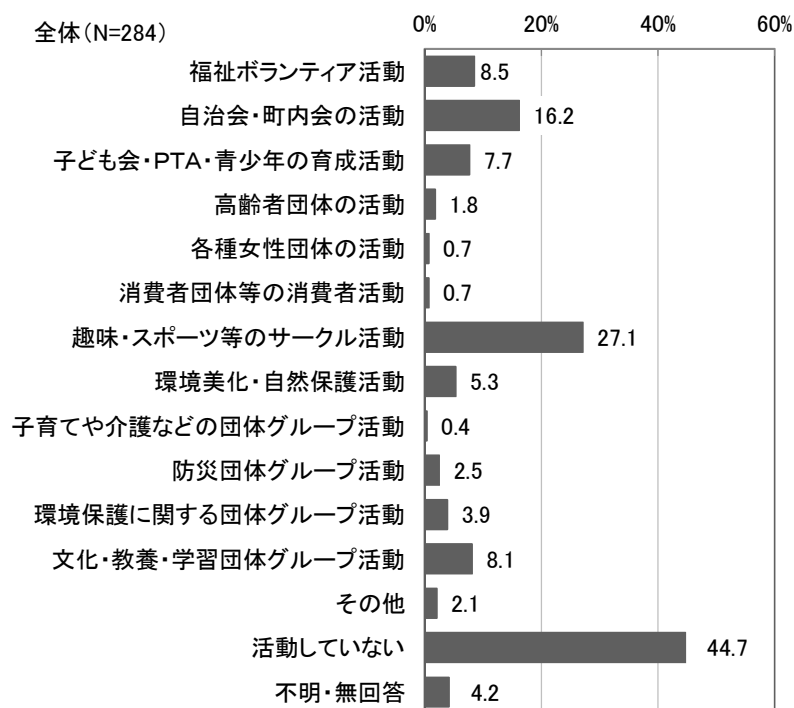
社会全体



- 男性が非常に優遇されている
- 平等
- 女性が非常に優遇されている
- 不明・無回答
- どちらかといえば男性が優遇されている
- どちらかといえば女性が優遇されている
- わからない

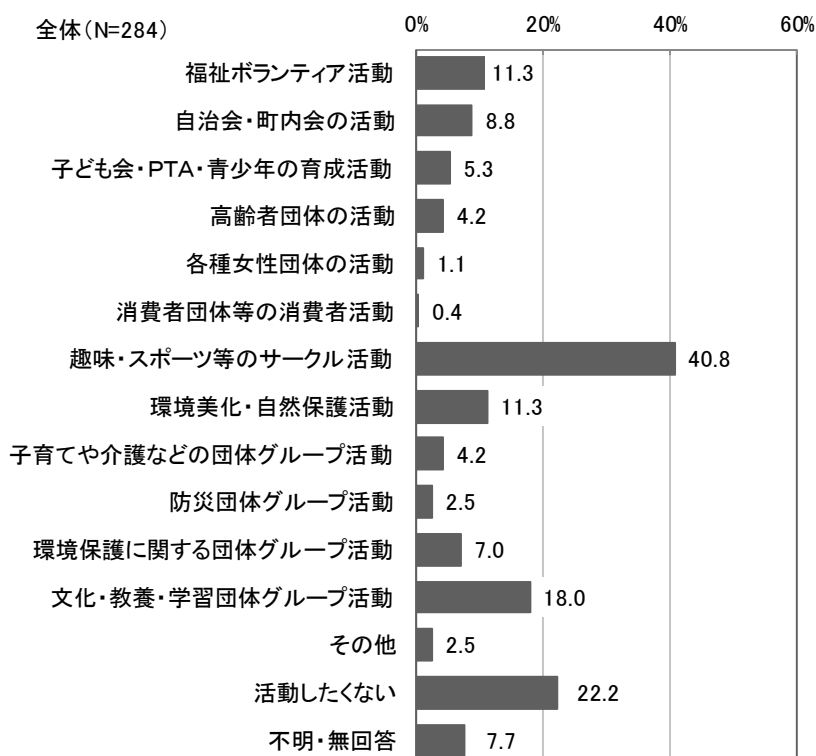
④ 仕事（学業）以外に現在取り組んでいる地域グループ活動（p.36）

仕事（学業）以外に現在取り組んでいる地域グループ活動について、「活動していない」が44.7%と最も高く、次いで「趣味・スポーツ等のサークル活動」が27.1%となっています。



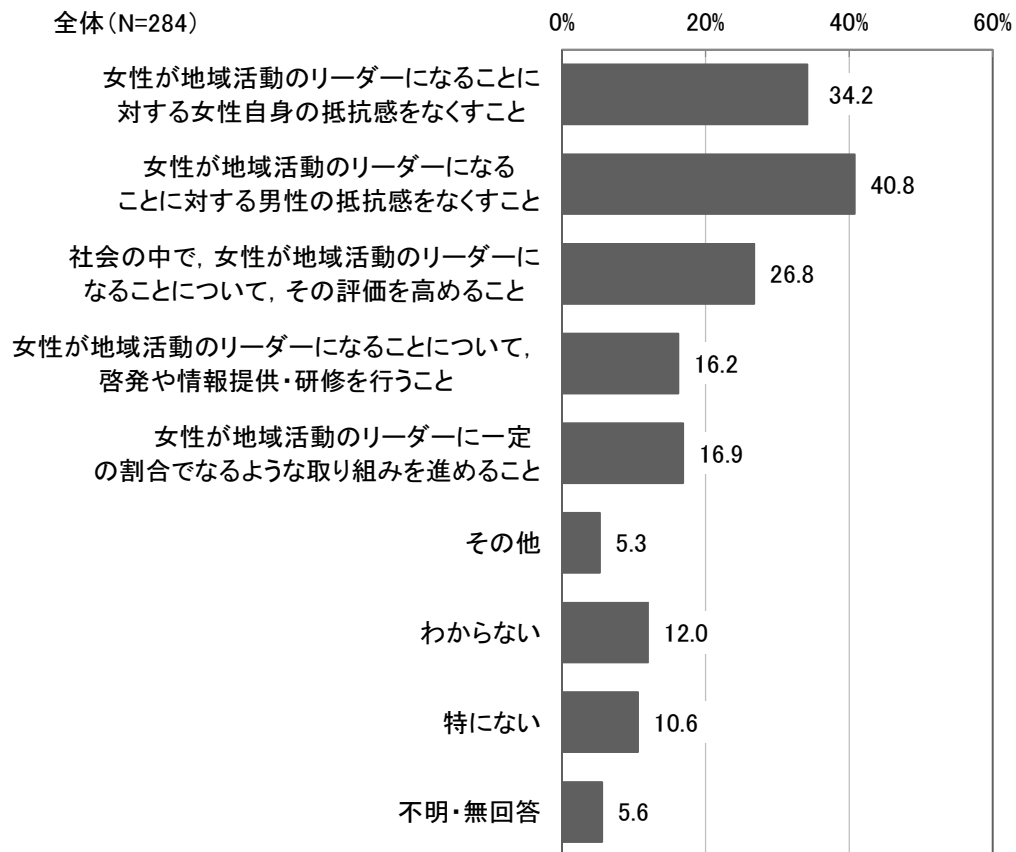
⑤ 仕事（学業）以外に今後取り組みたい地域グループ活動（p.36）

仕事（学業）以外に今後取り組みたい地域グループ活動について、「趣味・スポーツ等のサークル活動」が40.8%と最も高く、次いで「活動したくない」が22.2%となっています。



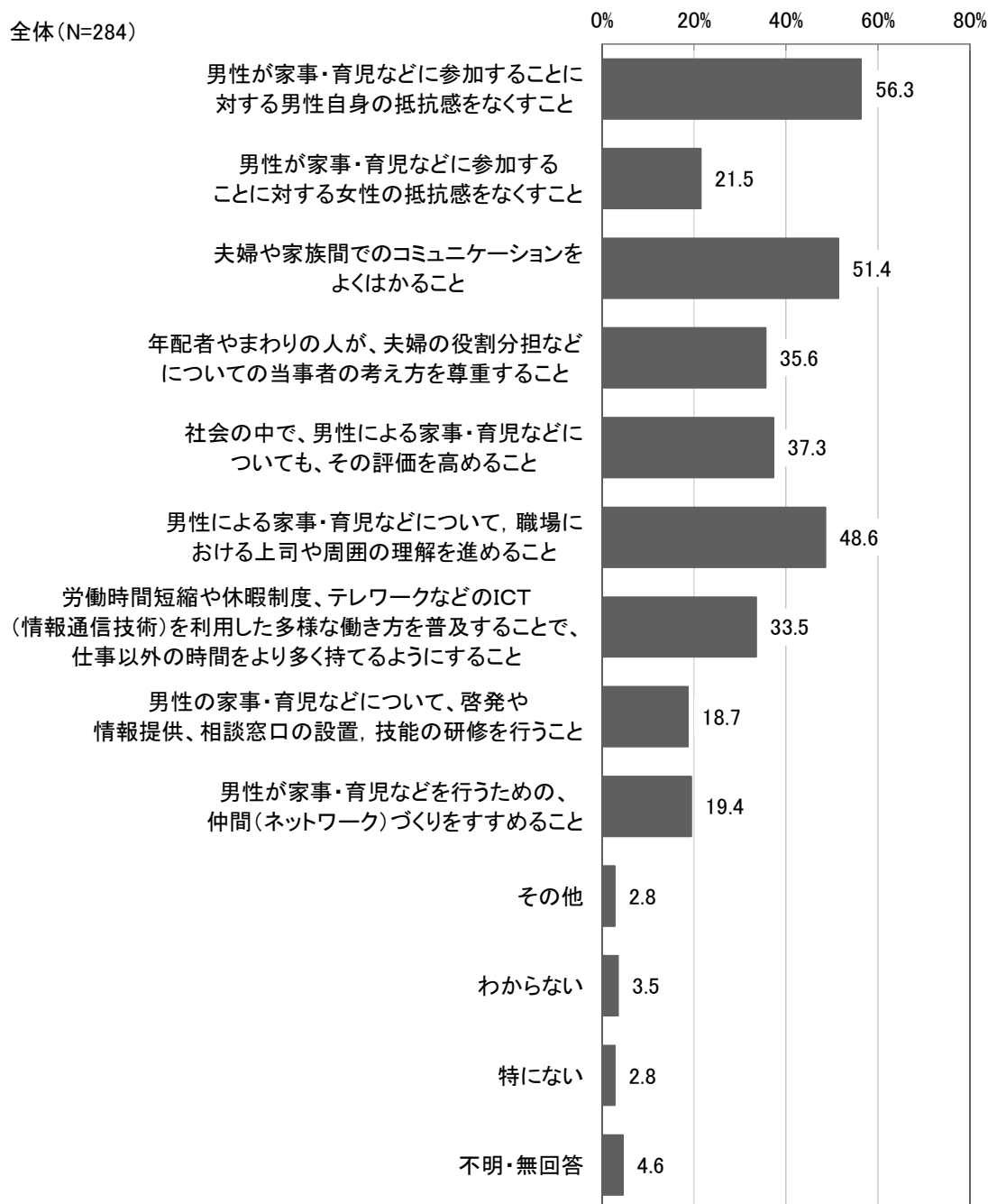
⑥ 自治会長や PTA 会長など、女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと（p.36）

自治会長や PTA 会長など、女性が地域活動のリーダーになるために必要なことについて、「女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと」が 40.8%と最も高く、次いで「女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと」が 34.2%となっています。



⑦ 男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと
(p.36)

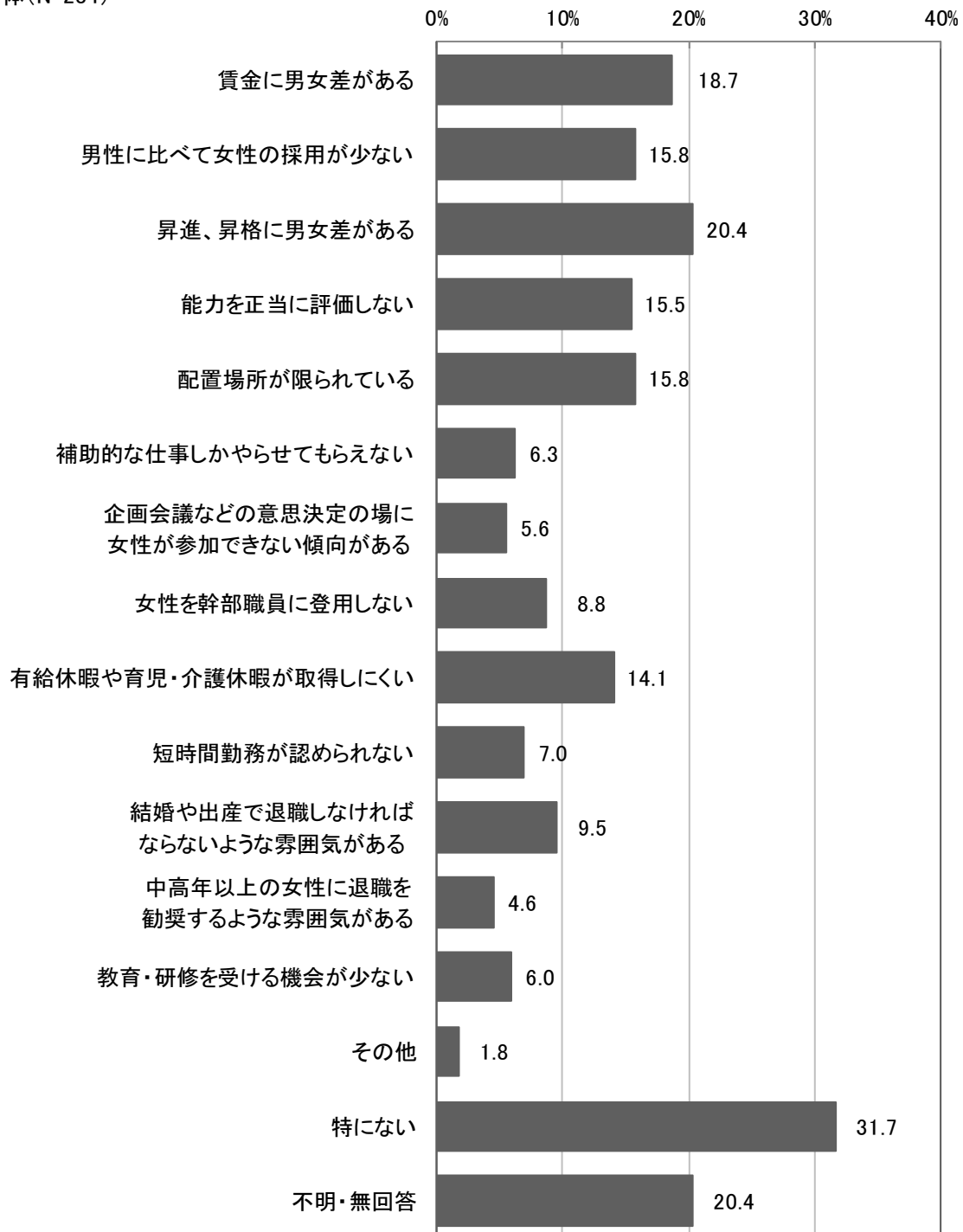
男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことについて、「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が56.3%と最も高く、次いで「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が51.4%となっています。



⑧ 職場における性差別 (p.39)

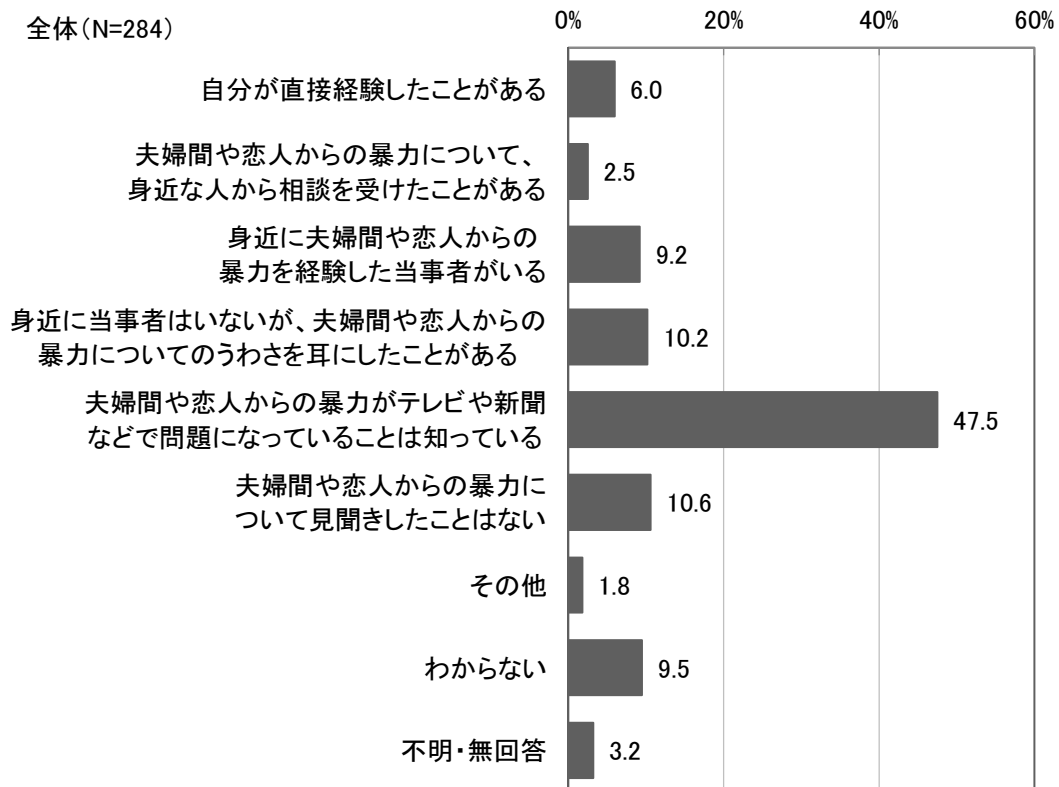
職場における性差別について、「特にない」が 31.7%と最も高く、次いで「昇進、昇格に男女差がある」が 20.4%となっています。

全体(N=284)

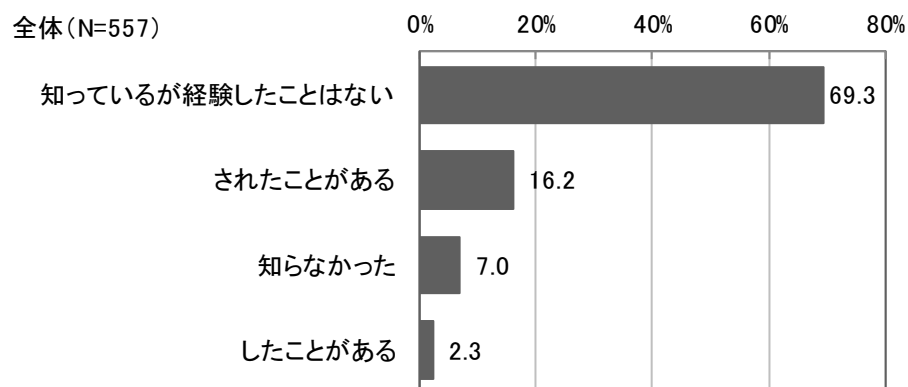


⑨ 夫婦間や恋人などのパートナーによる暴力 (p.39)

夫婦間や恋人などのパートナーによる暴力について、「夫婦間や恋人からの暴力がテレビや新聞などで問題になっていることは知っている」が47.5%と最も高く、次いで「夫婦間や恋人からの暴力について見聞きしたことはない」が10.6%となっています。

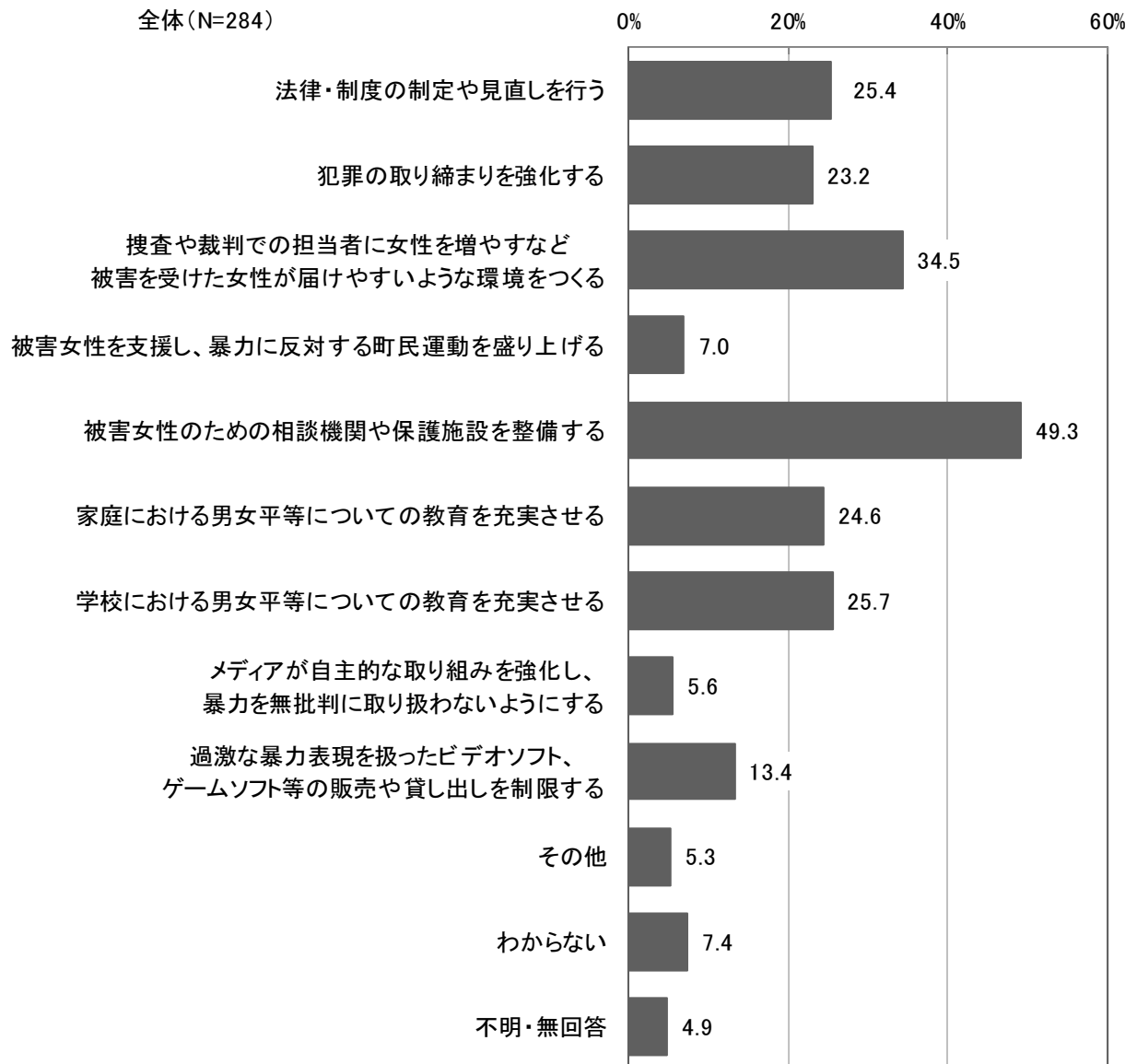


【参考:平成 20 年度調査】



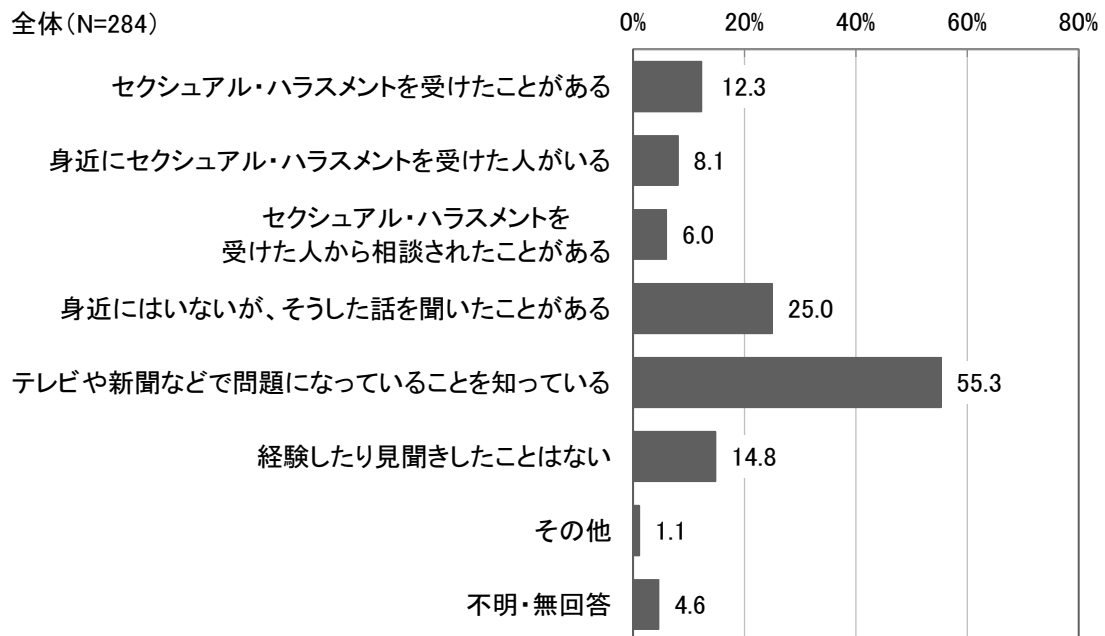
⑩ パートナーからの暴力をなくすための対策（p.39）

パートナーからの暴力をなくすための対策について、「被害女性のための相談機関や保護施設を整備する」が49.3%と最も高く、次いで「捜査や裁判での担当者に女性を増やすなど被害を受けた女性が届けやすいような環境をつくる」が34.5%となっています。

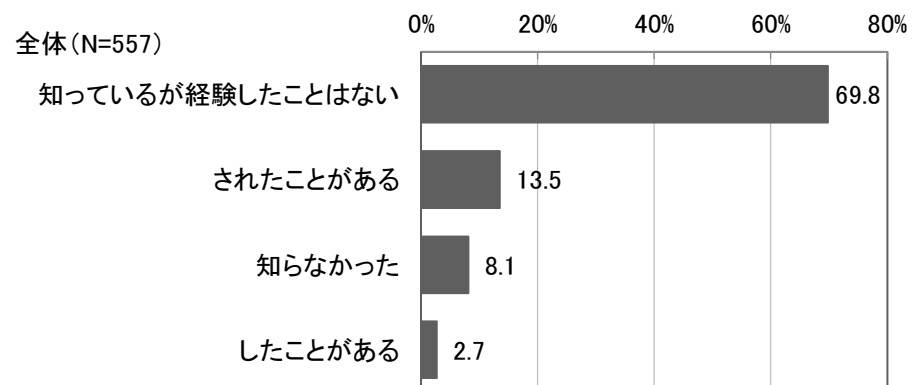


⑪ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ・性的嫌がらせ）について（p.39）

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ・性的嫌がらせ）について、「テレビや新聞などで問題になっていることを知っている」が55.3%と最も高く、次いで「身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある」が25.0%となっています。

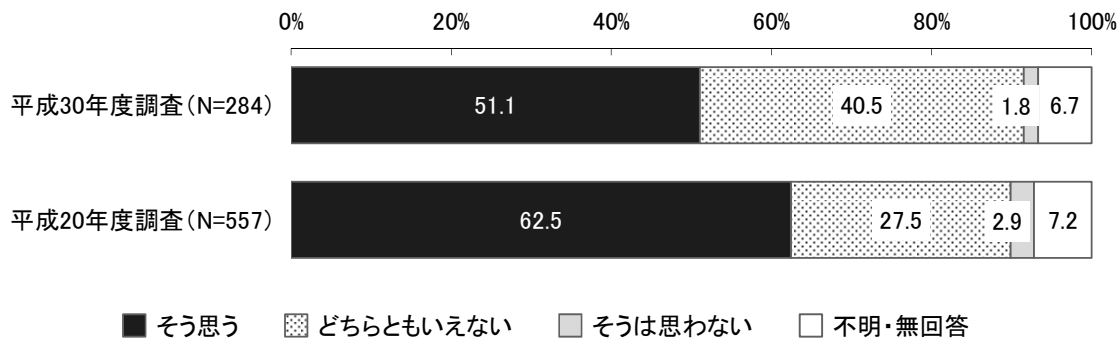


【参考:平成 20 年度調査】



⑫ 政策案の立案や決定への女性の意見の反映 (p.41)

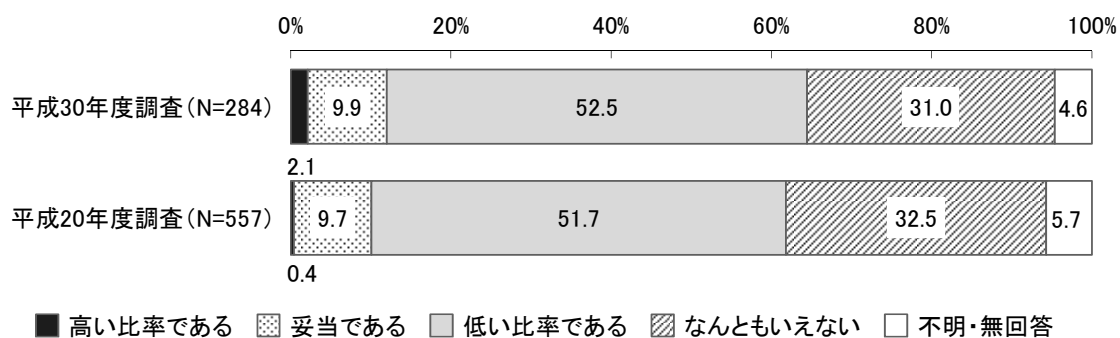
政策案の立案や決定に女性の意見を今よりも反映させたほうがよいかについて、「そう思う」が51.1%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が40.5%となっています。前回の調査と比較すると、「どちらともいえない」が13.0ポイント増加しています。



⑬ 軽井沢町における平成 29 年度の各種審議会・委員会委員の女性の比率について (p.41)

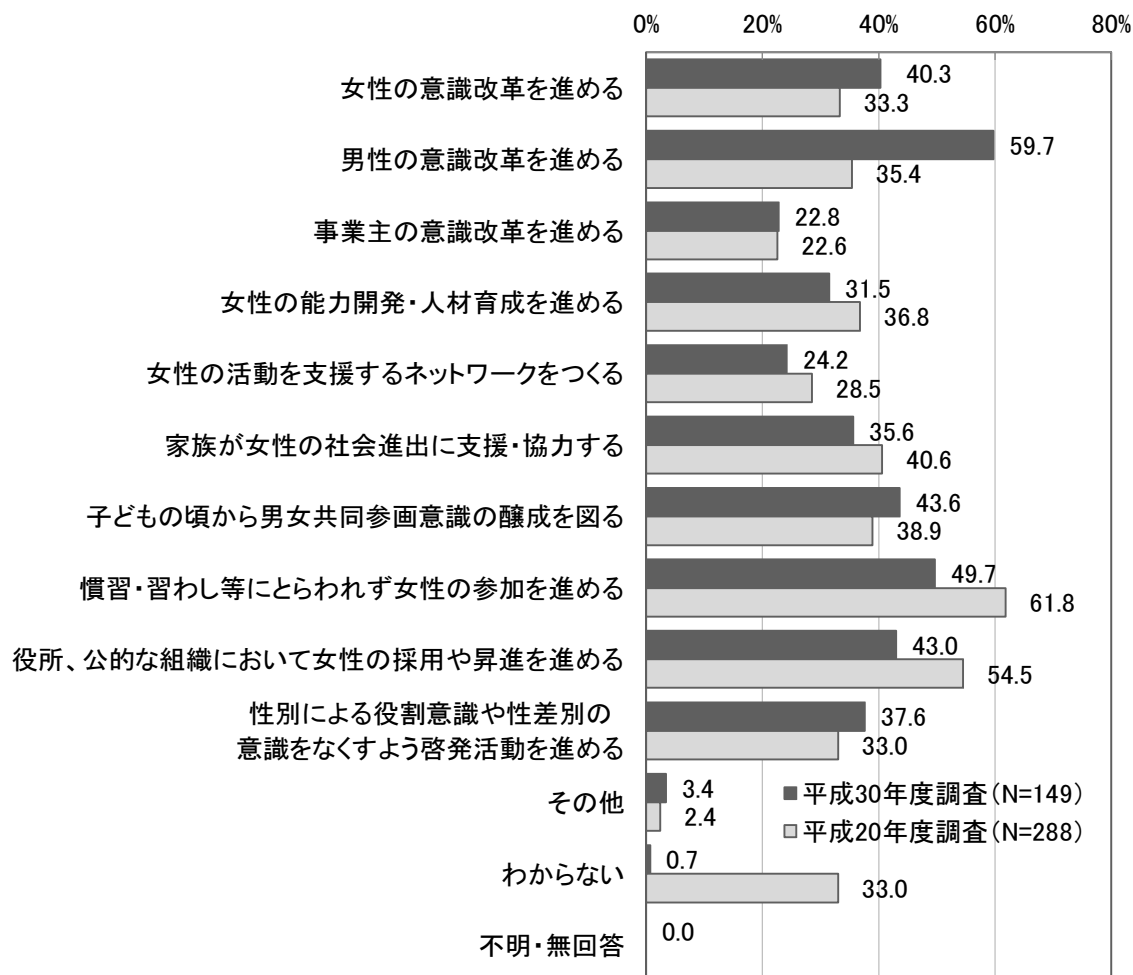
※平成 20 年度は女性の比率は 16.6%

軽井沢町における平成 29 年度の各種審議会・委員会委員の女性の比率(22.1%)について、「低い比率である」が52.5%と最も高く、次いで「なんともいえない」が31.0%となっています。前回の調査と比較すると、「高い比率である」が1.7ポイント増加しています。



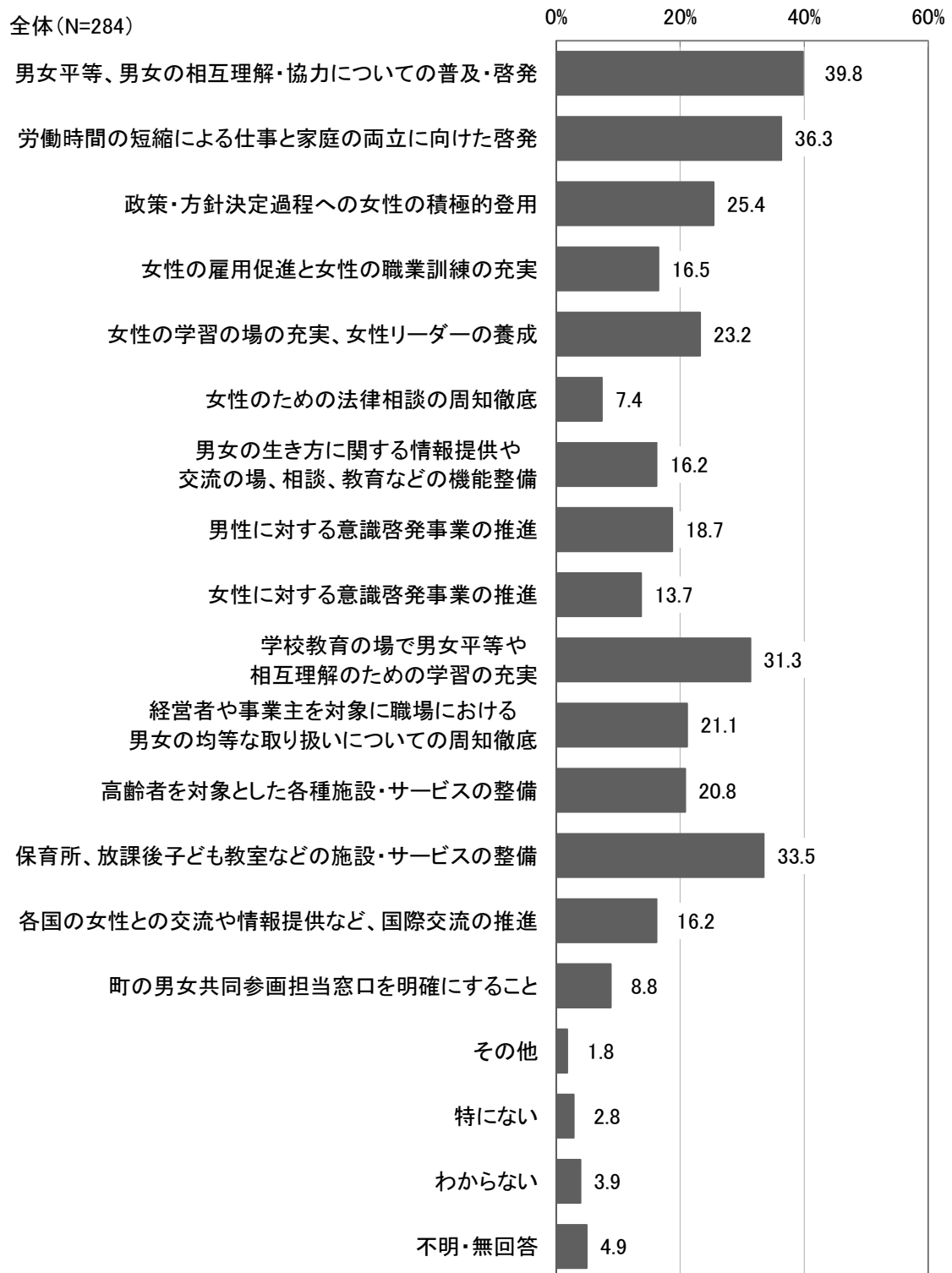
⑭ 政策立案に関する各種審議会・委員会委員の女性の比率を高める対策（p.41）

政策立案に関する各種審議会・委員会委員の女性の比率を高める対策について、「男性の意識改革を進める」が59.7%と最も高く、次いで「慣習・習わし等にとらわれず女性の参加を進める」が49.7%となっています。前回の調査と比較すると、「男性の意識改革を進める」が24.3ポイント増加しています。



⑮ 男女共同参画の実現のために必要な取組（p.41）

男女共同参画の実現のために必要な取組について、「男女平等、男女の相互理解・協力についての普及・啓発」が39.8%と最も高く、次いで「労働時間の短縮による仕事と家庭の両立に向けた啓発」が36.3%となっています。



(3) まとめと提言

文責：フェリス女学院大学教授 諸橋 泰樹

① 男女共同参画・男女平等について

世界経済フォーラムが2018年（平成30年）末に発表した、世界各国の男女間不平等を表すG G I（ジェンダー・ギャップ指数。Gender Gap Indexの略称）の結果は、日本は149か国中110位と、下位となりました。G G Iは、経済、教育、健康、政治の4分野の女性の活躍度を指数化したもので、日本は経済分野で117位、教育分野で65位、健康分野で41位、政治分野で125位となっています。日本において、内閣府男女共同参画局が所管する男女平等推進政策は、男女共同参画社会基本法や女性活躍推進法等を背景に、着実に進みつつありますが、世界レベルではまだまだの感があります。

このような国および世界の流れの中、当町の男女間不平等を是正するための施策・事業の方向性を示す「第3次軽井沢町男女共同参画計画（きらめきプラン3）」策定に向けての基礎資料に供するため、今回の「軽井沢町男女共同参画に関する意識調査」は実施されました。後述するように、町民の「男女共同参画社会」ということばの認知率は7割以上で国の調査に比しても高い方ですが、第2次の「軽井沢町男女共同参画計画きらめきプラン2」に関しては「知らない」が7割近くに達しており、自分の町の男女共同参画施策に対する関心の低さがうかがえます。

できるだけ多くの町民が男女共同参画に対して関心をもち、より民意の反映された結果を男女共同参画に係る施策・事業の実施へ活用することで、性別に関わらずだれもが暮らしやすい社会が実現できるよう望みます。

以下、調査結果のあらましを見ながら、コメントや提言を行いたいと思います。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感しない」「やや同感しない」を合わせた割合は全体で6割近くとなっており、固定的性別役割分業に同感しない人が半数を超えています。しかしながら、「どちらともいえない」という回答が2割強みられます。年齢が上がるにつれて、この考え方に同感する人が減少する傾向にあり、若い世代で「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識が強い傾向がみられます。

性別役割分担に同感する理由として、「妻が家庭を守った方が、子どもの成長などにとって良いと思うから」が6割強と高く、さらに、「家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから」が5割近くとなっており、仕事で忙しく、父親が家事や育児へ参加することができる時間が確保できていない現状がうかがえます。内閣府男女共同参画室の調査でも、日本の男性（夫・父親）は世界からみると突出して家事・育児時間が短いという結果になっていますが、軽井沢町の調査においても、男性の家事時間は「1時間未満」が最多で4割近くにのぼり、食事づくり、食事の片付け、部屋の掃除、育児、介護、子どもの学校行事への参加、町内会等地域行事への参加等について、希望は「女性と男性が平等」が多数を占めているものの、実態はほとんどが女性任せとなっています。

また、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度をみると、男性で「仕事優先」が4人に1人にのぼり、特に30歳代では4割近くとなっています。固定的役割分業意識の背景には、男性の働き方の問題があることは明らかです。

各場面における男性と女性の平等の程度について、10年前の調査と比較すると、家庭生活や学校教育の場、地域活動の場では男性が優遇されている割合が減少し、平等であると感じる人の割合が増加しています。しかしながら、学校での教師の言動や学校文化における「隠れたカリキュラム」や、地域での会合やイベントにおける性別役割分業は、依然として残っています。今後は実態が伴うようにして行かなければなりません。一方、職場や社会全体では、10年前の調査とほ

ば同じ結果となっています。さらに、政治の場では、男性が優遇されているという割合が全体で7割強を超え、男性で6割、女性で9割近くが不平等と感じています。

回答者の考える「男女共同参画社会」について、「男女が責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮することができる社会」が7割近くと最多で、次いで「男女ともに仕事と生活の調和が取れている社会」が約6割、「法律や制度の上で男女の差がない社会」が5割弱と続いています。「男女が責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮することができる社会」については男性と女性とで差はありませんが、「男女ともに仕事と生活の調和が取れている社会」については男性が5割強、女性が6割強で、やや差がみられるほか、30歳代、40歳代で「男女ともに仕事と生活の調和がとれている社会」という回答が7割近くと多くなっています。また、「法律や制度の上で男女の差がない社会」については、60代が6割と突出している点が目立ちます。

職場において、仕事の内容や待遇面で、女性に対する差別・格差の経験を訊ねたところ、「特になし」が約3割、不明・無回答が約2割となっていることから、半数近くの人が何らかの女性差別を職場で見聞きした、あるいは体験したということがわかります。女性差別の内容をみると、「昇進、昇格に男女差がある」が約2割と最も多く、次いで「賃金に男女差がある」が2割弱、さらに「男性に比べて女性の採用が少ない」「配置場所が限られている」「能力を正当に評価しない」等が続きます。したがって、行政だけでなく、企業も一体となってワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み、男性の家事や育児への参画、女性が働きやすい環境づくり、職場における性別による差別の解消を促進する取組が必要です。

男女共同参画に関する用語の認知度について訊ねたところ、「男女共同参画社会」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」を合わせると、全体で8割近くに達しました。「セクシュアル・ハラスメント」「DV（ドメスティック・バイオレンス）」「男女雇用機会均等法」についてはいずれもほとんどの人が認知しています。「ワーク・ライフ・バランス」については約6割の認知度で、女性の方がやや高い傾向がみられます。

一方で、「女性活躍推進法」や「女子差別撤廃条約」の認知度は全体で4割前後と低く、町の行動計画である「軽井沢町男女共同参画きらめきプラン2」の認知度は3割に届いていません。男女平等を推進するための施策が軽井沢町にもしっかりと存在していることについて、町民への効果的なPRが望まれます。旧態依然たる広報手段だけでなく、以下に出てくるDV・児童虐待など「待ったなし」で困っている人たち向けに、スマートフォンやSNSを利用して、セキュリティとクレーム対策を施した、行政の情報発信・受信のできるアプリケーションツールの開発などをするとも考えられます。

② 女性・男性に対する暴力・人権侵害について

DV（ドメスティック・バイオレンス）についての認知度は高くなっていますが、メディアを通じて知っている人が5割弱となっています。それ以外に、「身近に当事者はいないが、夫婦間や恋人からの暴力についてのうわさを耳にしたことがある」は全体で約1割、「身近に夫婦間や恋人からの暴力を経験した当事者がいる」が1割弱、「自分が経験したことがある」も1割以下ですが存在しました。女性だけをみると、DVを経験した人は1割となっています。

女性のDV経験者の対応をみると、「身近な人、友人に相談した」「その他」が3割で最も多く、次いで「暴力を行った相手に抗議した」が約2割、「こわくて何もできなかった」が2割以下、「世間体や今後の不利益を考えると何もできなかった」が約1割、「公的な相談機関に相談した」が1割以下となっています。また、DVをなくすための取組として女性の回答者があげて

いる対策は、「被害女性のための相談機関や保護施設を整備する」が過半数と最も高く、次いで「捜査や裁判での担当者に女性を増やすなど被害を受けた女性が届けやすいような環境をつくる」が4割弱となっています。女性が暴力のない家庭・パートナー関係で安心して地域で暮らせる環境を整備し保証するのは、行政の役割です。主に男性に対し、DV防止のための啓発を行うとともに、DV被害者のための相談機関や保護施設の周知、充実を進める必要があります。

また、自分が受けている暴力をDVとっていない人も少なくないと思われますので、DVには「身体的暴力」だけでなく、「精神的暴力」「経済的暴力」「性的暴力」「子どもを利用した暴力」などがあることも、広く知らせたいところです。相談を受ける人に「身近な人、友人」があがっていますが、これらの人たちにもDVに対する知識、暴力は一切いけないという人権意識が備わっていることが必要です。

セクシュアル・ハラスメントに関しては、受けたことがある女性が2割弱となっています。この数字は決して少ない値ではありません。男女雇用機会均等法では、セクシュアル・ハラスメントは「代償型」と「環境型」に分けられ、セクハラは職場環境を悪化させ女性の就労意欲を奪い、そのような職場状況をもたらした雇用主の責任とされています。行政として、企業や職場等に対し、このような視点からハラスメントに関する啓発や研修を行うことも求められます。

③ 女性活躍について

女性が活躍するためには、男性が変わらないといけません。男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことについて、「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が、6割弱と最も高くなっています。しかしながら、このことについて女性は6割強が支持しましたが、男性は5割弱にとどまっています。当事者意識が稀薄な、あるいは「抵抗感」のある多くの男性に対し、様々な手段で働きかける必要があります。

女性の職場での活躍は、特に男性側の性別役割分業意識の変革とともに、男女双方のワーク・ライフ・バランスの確保が必須ですが、仕事の場合だけでなく、地域での活躍も期待されます。自治会長やPTA会長等、女性が地域活動のリーダーになるために必要なことについて、「女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと」が約4割、「女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと」が3割強となっています。地域における保守性を払拭する必要があるでしょう。仕事（学業）以外に現在取り組んでいる地域グループ活動について、「活動していない」が約半数と最も高くなっており、仕事（学業）以外に今後取り組みたい地域グループ活動については、「活動したくない」が約2割となっています。現在、地域活動に取り組んでいないものの、何らかの地域活動に取り組みたいと考えている人が多いことがわかります。気軽に取り組むことができる活動内容の考案や、住民が地域活動に取り組むための仕組みづくり、環境づくりが求められています。地域のマンパワーを活用し、活動者の生きがいがづくり、住民同士の連携強化を図るとともに、地域課題の解決につなげる取組を進めることが重要です。

軽井沢町における2017年度（平成29年度）の政策立案に関する各種審議会・委員会委員の女性の比率は22.1%となっており、2001年度（平成13年度）の16.6%と比較すると、5.5ポイント増加しています。女性の比率は微増しているものの、男性が約8割を占める状況となっており、女性の委員を増加するための取組が求められています。そのための取組について訊ねたところ、「男性の意識改革を進める」が約6割と最も高くなっており、ここでも女性活躍に対する男性の意識改革が不十分である現状がうかがえます。様々なバックグラウンドを持つ人が政策立案に関する

各種審議会・委員会に参加することができるよう、ポジティブ・アクションにより、当面は3割を目指し、最終的には5割にする努力が必要でしょう。

男女共同参画の実現を図るため、行政が注力すべき事項について、「男女平等、男女の相互理解・協力についての普及・啓発」が4割弱、「保育所、放課後子ども教室などの施設・サービスの整備」「学校教育の場で男女平等や相互理解のための学習の充実」が3割強となっています。あらゆる世代に対して男女平等の意識を高める取組や、女性が活躍するための環境づくりが求められています。その際、法的根拠が担保される男女平等推進条例ができれば、より推進に拍車がかかるかもしれません。

本調査は、政策立案のための「宝の宝庫」です。調査結果を活用して、女性にも、子どもにも、外国人にも、多様な性を持つ人にも、障がいのある人にも、そして男性にも、暮らしやすい軽井沢町＝世界の中のKARUIZAWAがつくられることを期待します。

8 人権総合計画策定に係る団体ヒアリング調査

(1) 調査の概要

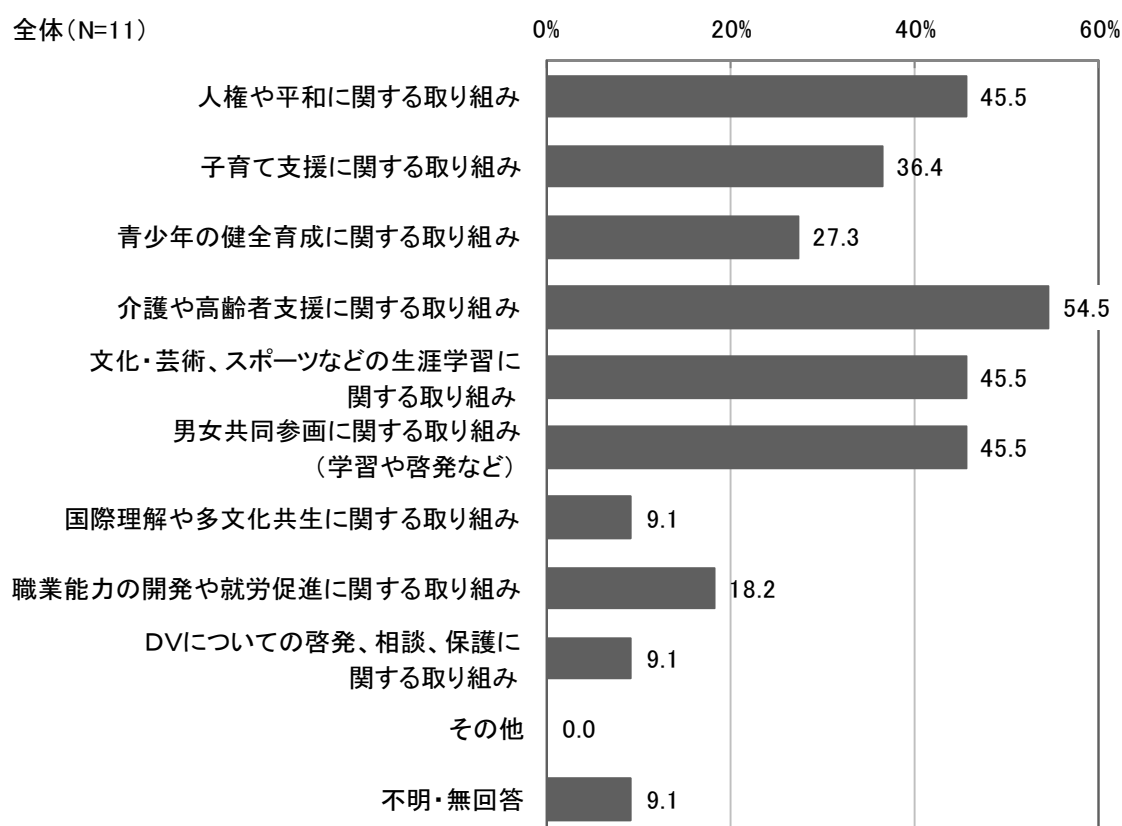
本調査は、関係団体の人権に関する活動の状況、活動を通じて感じる軽井沢町の現状・課題などを把握し、「軽井沢町人権総合計画」策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

■回収結果

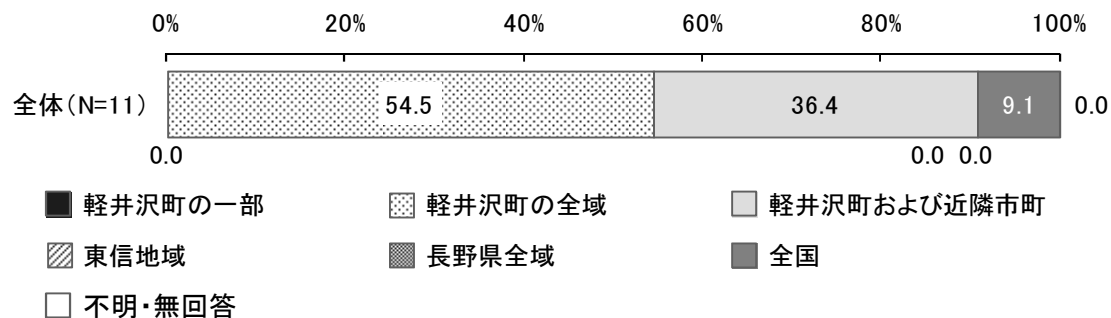
区分	団体ヒアリング調査
調査対象	町内の人権分野と関わりのある団体：11 団体
調査方法	ヒアリングシート調査票の配布・回収
調査期間	平成 30 年 9 月 25 日～平成 30 年 10 月 5 日
調査内容	1 団体の概要 2 団体の活動 3 活動の現状・課題や今後の方向性 4 軽井沢町の人権教育や人権に関する施策 5 その他・自由意見

(2) 調査の結果（一部抜粋）

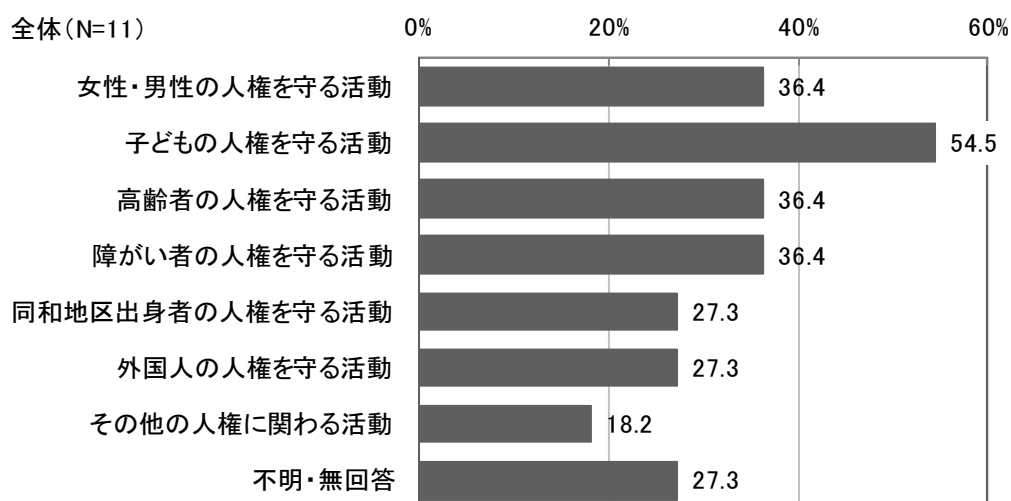
① 団体の活動



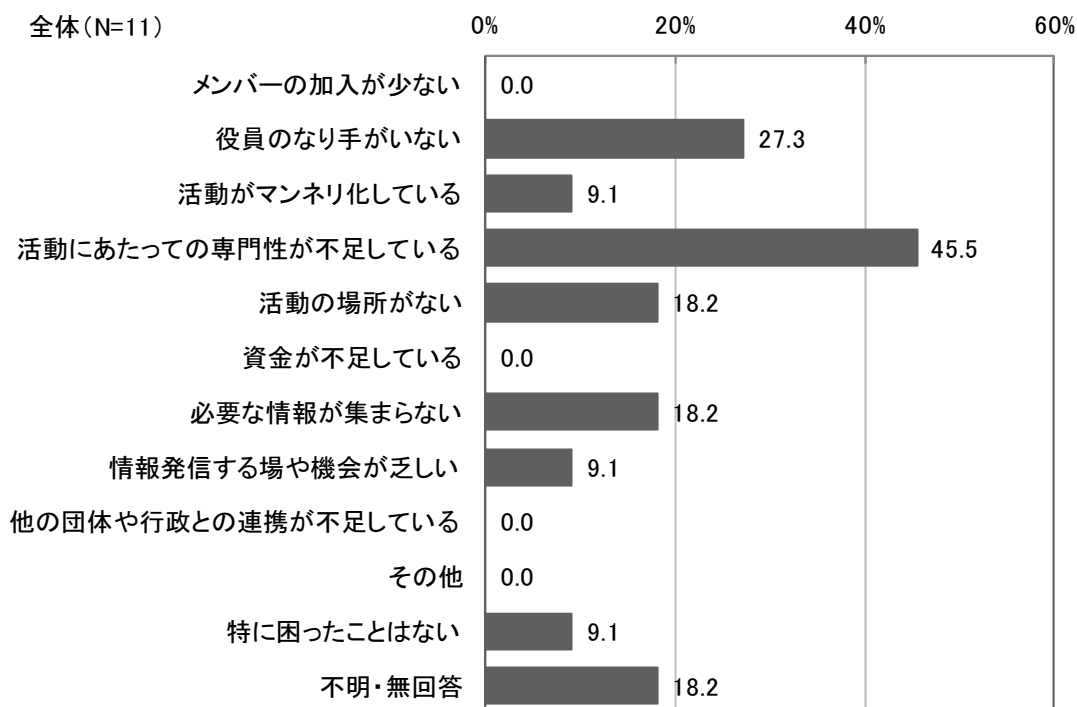
② 団体の活動範囲



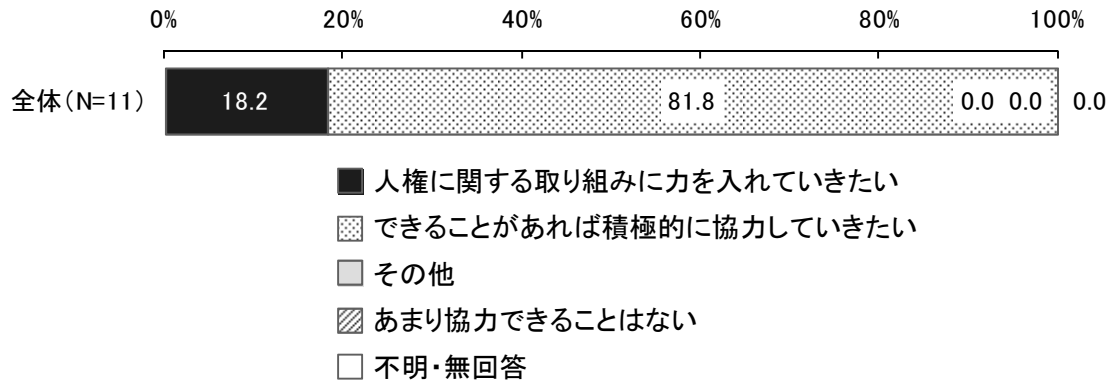
③ 人権に関する活動内容



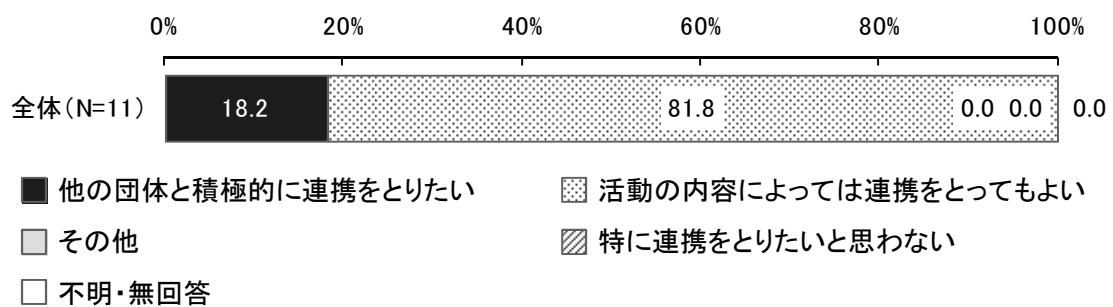
④ 活動上の課題



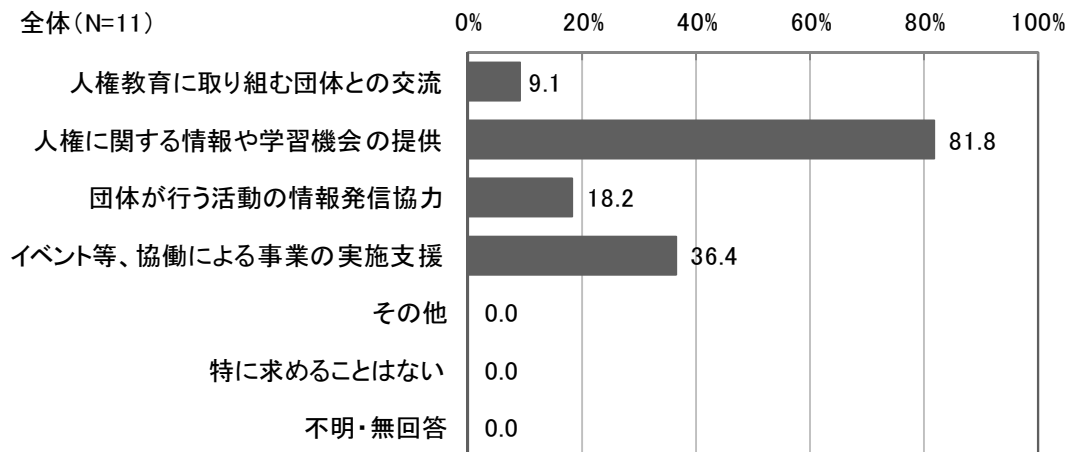
⑤ 活動の今後の方向性



⑥ 他の団体等との連携の意向



⑦ 軽井沢町に求めるもの



⑧ 分野ごとの人権に関する軽井沢町の現状や課題

内容	
(1) 女性・男性の人権について	女性が活躍できる開かれた社会だと思います。 周りにいる若い人たちには男女間の格差はあまり感じないが、高齢の方の人権に関する考え方の古さが目立つように思われる。
(2) 子どもの人権について	子ども社会の中で、人権意識が高まっていると思います。学校教育の貢献が大きいです。 いじめや自殺の報道を見るにつけ、自分たちの保身しか考えていない教員や教育委員会の考え方をかえていかないといけないのではないか。また、幼児虐待について、虐待する親が子ども時代にいじめを受けていた場合が多いといわれています。学校でのいじめがなくなると、幼児虐待もなくなるといけないのではないか。
(3) 高齢者の人権について	古き時代の格差が、そのままのような気がします。
(4) 障がい者の人権について	最近では学校や職場での教育などにより、良い方向に向かっていると思う。特に、パラスポーツでの選手の活躍が、大いに格差を埋めていくのではないかなと思う。 老齢でひとり暮らしの障がい者の場合、たしかに人権の問題はあると思われるが、行政は積極的な介入を行った方が良いのではと思われることがあります。
(5) 同和地区出身者の人権について	古き時代の考えを持つ人たちの再教育が必要かも。若い人たちはきちんとした教育を受けている。
(6) 外国人の人権について	生活習慣や常識などの違いが、この問題を難しくしていると思う。 当方の今回の調査結果が示すとおり、外国人が直面する人権問題は、日常生活の中に多い。つまり、行政及び地元住民との交流が不十分であり、相互理解と意思疎通が円滑に行われていない。日本人社会が外国人居住者を客扱い、あるいは敬遠している限り、軽井沢の国際化は進まない。
(7) その他の人権について	犯罪被害者については不足していると思う。LGBTについてはTV・ラジオでの周知によりよくなっていると思う。インターネットについては、子どもたちに早いうちからの教育が必要かなと思う。

9 男女共同参画計画策定に係る団体ヒアリング調査

(1) 調査の概要

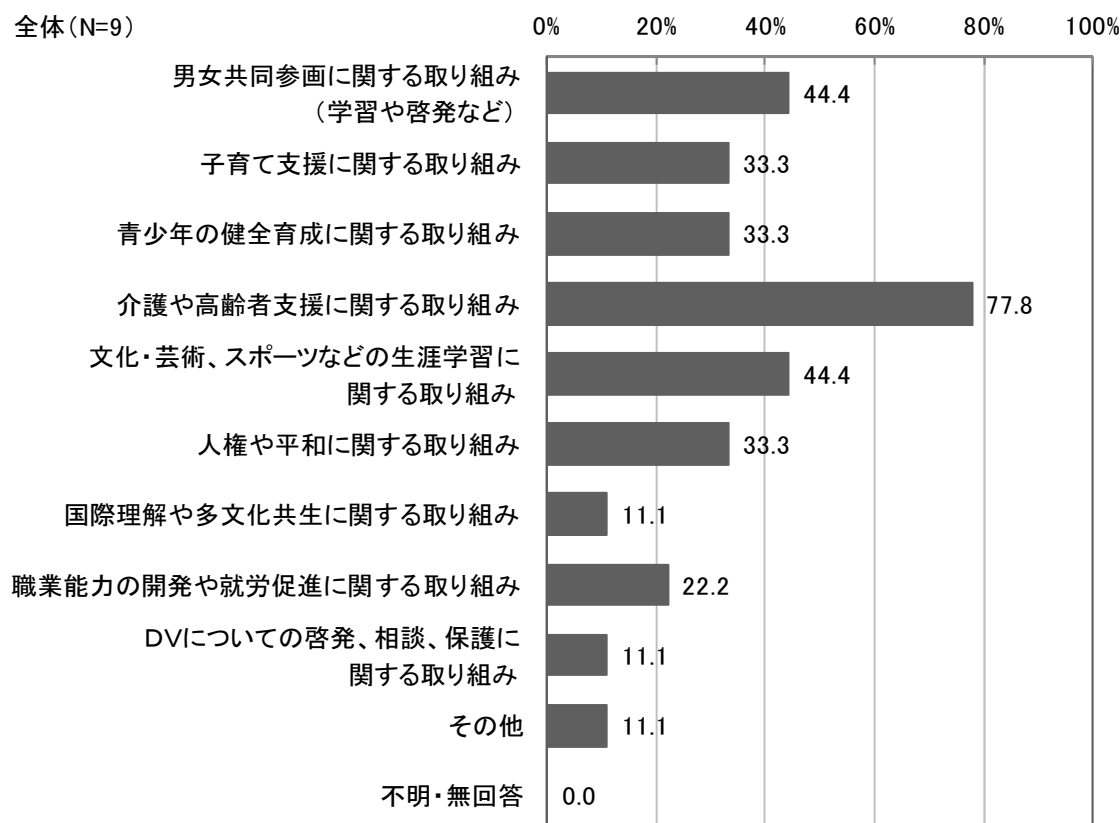
本調査は、関係団体の男女共同参画に関する活動の状況、活動を通じて感じる軽井沢町の現状・課題などを把握し、「軽井沢町男女共同参画計画」策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

■回収結果

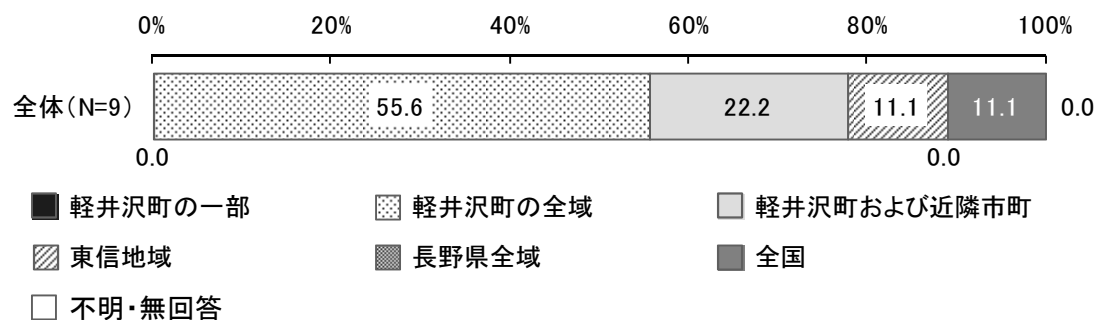
区分	団体ヒアリング調査
調査対象	町内の人権分野と関わりのある団体：9団体
調査方法	ヒアリングシート調査票の配布・回収
調査期間	平成30年9月25日～平成30年10月5日
調査内容	1 団体の概要 2 団体の活動 3 活動の現状・課題や今後の方向性 4 軽井沢町の男女共同参画に関する施策 5 その他・自由意見

(2) 調査の結果（一部抜粋）

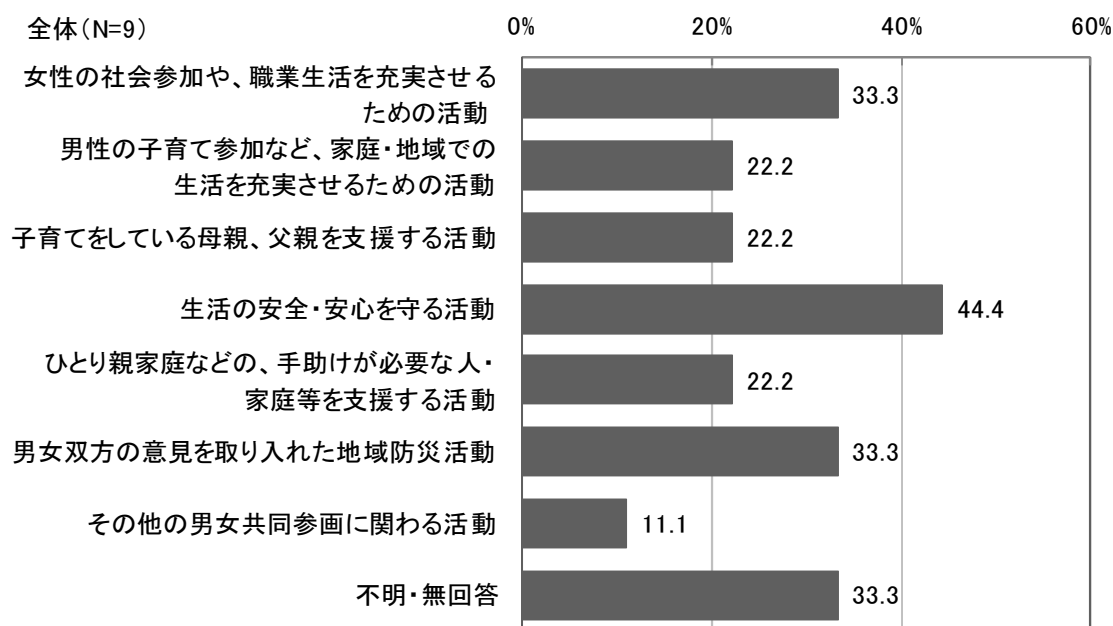
① 団体の活動



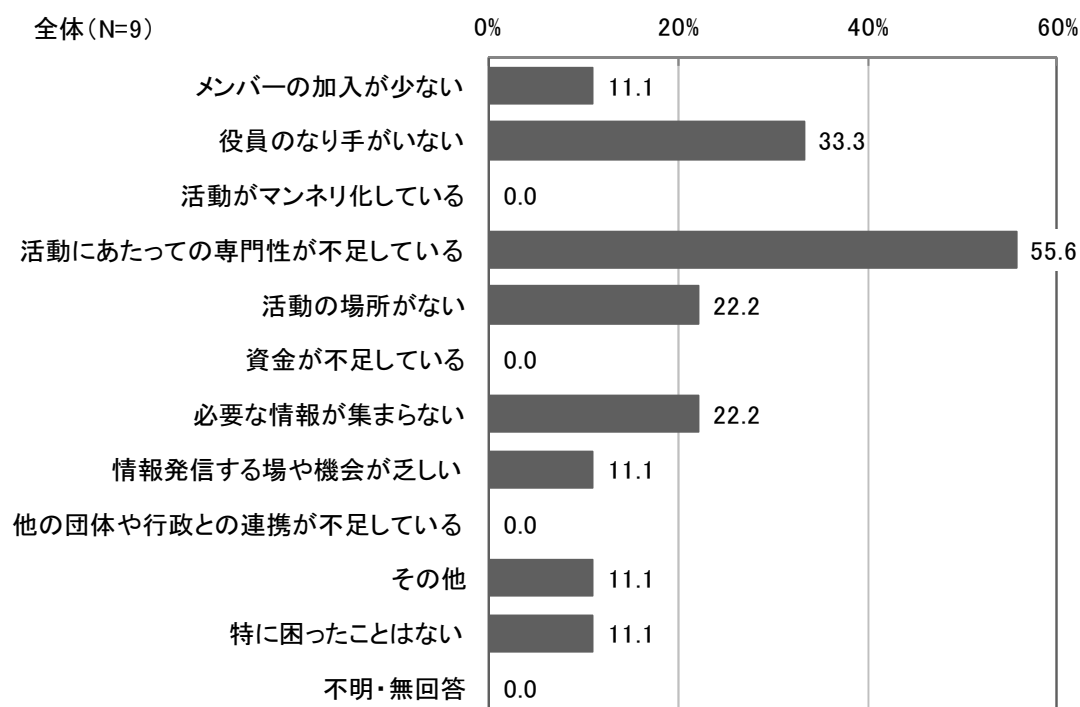
② 団体の活動範囲



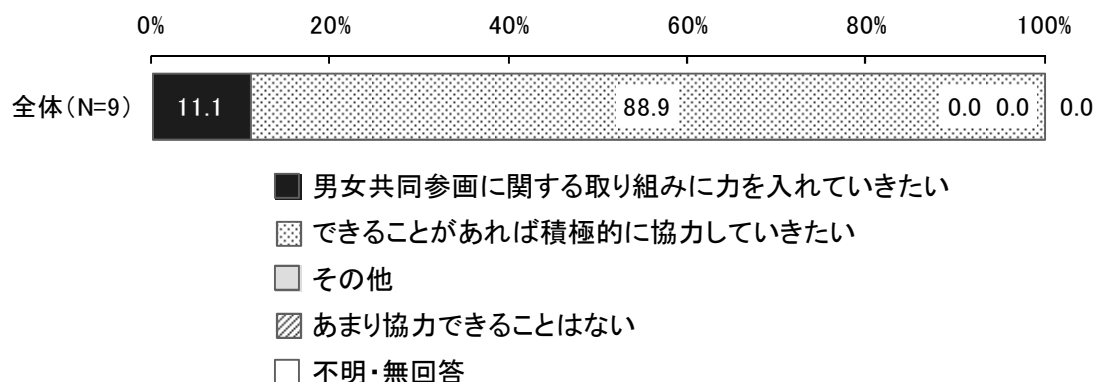
③ 男女共同参画に関する活動内容



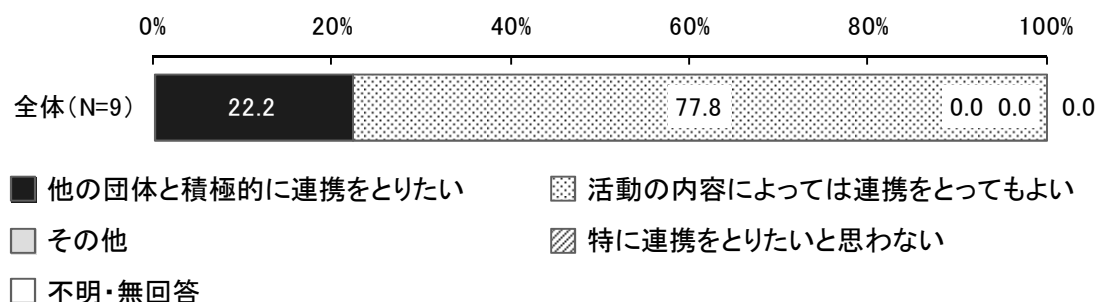
④ 活動上の課題



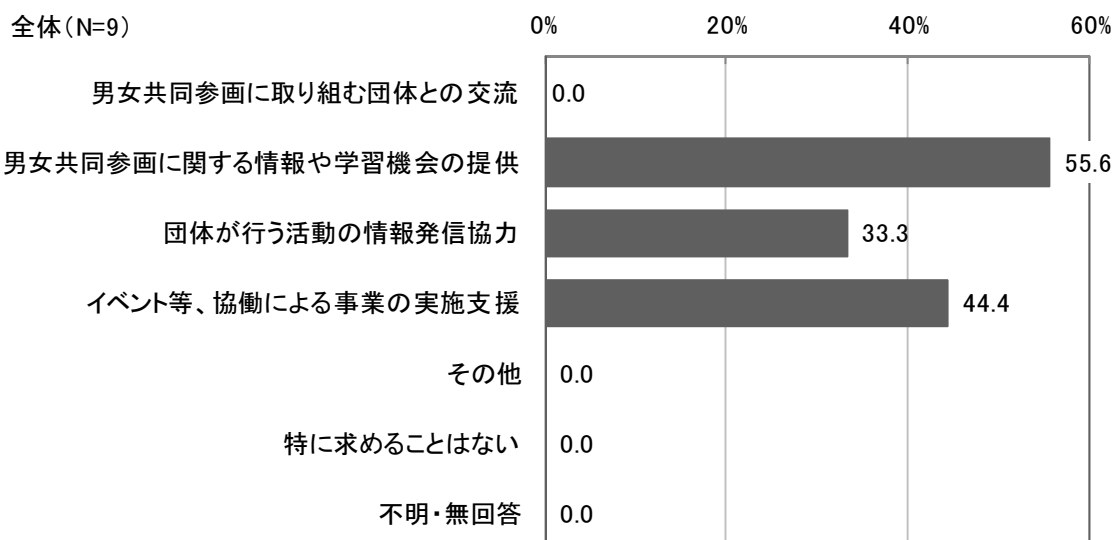
⑤ 活動の今後の方向性



⑥ 他の団体等との連携の意向



⑦ 軽井沢町に求めるもの



⑧ 分野ごとの人権に関する軽井沢町の現状や課題

内容	
(1) 人々の意識に残っている固定的な性別役割分担について	偏った役割分担は、特にない。
(2) 女性の活躍促進について	女性スタッフの登用を、積極的に進めたいと考えている。

※ (3) 男性の家庭参画について (4) 町内会活動、地域活動における男女共同参画について (5) 防災・災害時対策における男女共同参画について (6) 性的少数者への配慮について (7) 男女の健康課題については、意見等はありませんでした。

10 女性活躍推進のためのワークショップ結果

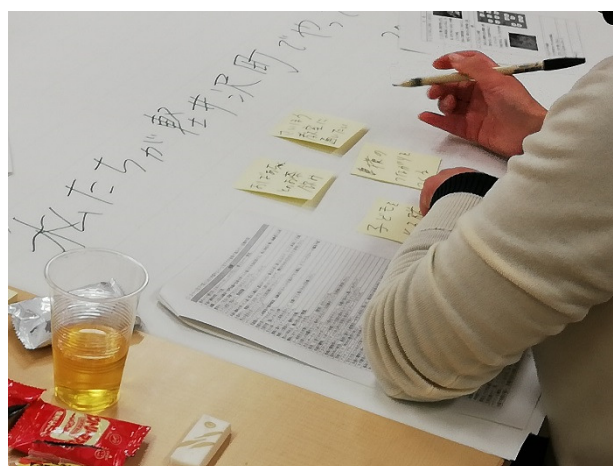
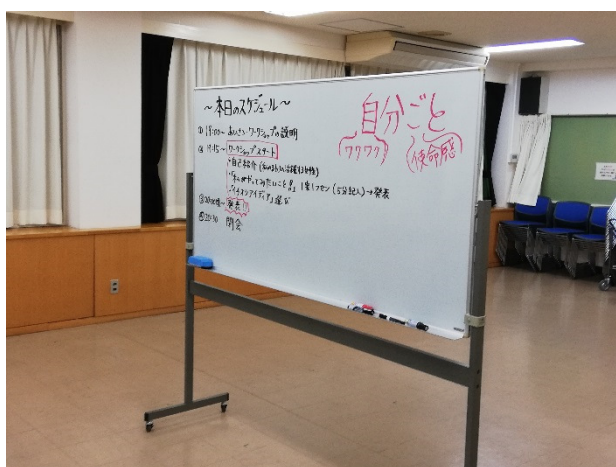
(1) 目的

「軽井沢町男女共同参画計画」策定の基礎資料とするとともに、女性活躍の機運づくりや、女性の主体的な活動を促進することを目的として実施しました。

(2) 概要

- 日 時：平成30年11月20日（火）19:00～20:30
- 場 所：軽井沢町中央公民館1階講義室
- テーマ：私たちが軽井沢でやってみたいこと

■当日の様子



(3) 結果

① 1 グループ

キーワードは「地産地消」です。軽井沢町内の人、食材、施設を活用した活動を行います。

- 東信地区の野菜やフルーツを使ったスイーツ専門カフェ！
東信地区で収穫されたレタス等の高原野菜や、りんごやもも等のフルーツを使ったスイーツを提供するカフェを開きたい。
- 東信地区の野菜やフルーツを使った料理教室！
料理が上手な一般の方や町内にある著名なレストランの料理人に教えてもらう。
- 地元の人が地元の人に教える音楽教室や、一緒に楽しむ音楽サークル！
町内のオーケストラ楽団や町内に別荘を所有する著名な音楽家に音楽を教えてもらう。町の施設を活用し、子どもだけでなく、大人も楽しむことができる音楽サークルにしたい。

■模造紙で出た意見・アイデア

音楽教室

料理教室 (苦手なもので参加するほうで)

音楽サークル (公民館使用?)

畑イベント ハーブ収穫 → 青空レストラン

子ども達にスキーを教える

家にある古い布でバック作りしたい!

もう一度着てもらう資格を!

町内のおいしいお店の意見交換

地産地消で料理教室のイベント

スイーツ専門 Cafe

私たちが軽井沢町でやってみたいこと

①東信地区の野菜やフルーツを使ったスイーツ専門カフェ！

②東信地区の野菜やフルーツを使った料理教室 先生は、料理上手のママ、レストランのシェフ

③地元の人が地元の人に教える音楽教室や、一緒に楽しむ音楽サークル 町の施設を使う

地産地消 人・食材・施設

2018. 11. 20

② 2 グループ

キーワードは「交流」です。様々なアイデアが出ましたが、「交流」や「つながり」が重要であると考えました。

- 地域の人とお茶会をしたい！
地域の子どもや高齢者と話をしたり、モノをつくる場を設けたい。世代間交流をしたい。
- 子どもを叱り隊！
地域の子どもに対して、愛をもって叱りたい。
- 施設を活用したつながりづくり！
大賀ホールや町内の美術館等の施設で地域の人同士が集い、つながることができる場を設けたい。飲み会等によりつながりを深めたい。
- 自然の中でゆっくりしたい！
他の人と交流したくない人もいる。多様性を受け入れ、それぞれの人にあった活躍の仕方、過ごし方ができる環境をつくりたい。

■模造紙で出た意見・アイデア

違う価値観を学ぶ

- 異なる文化の人との交流
- さいほう教室に通いたい
- 料理教室
- スポーツサークル 身体を動かす
- フェス（イベント）音楽体育館

私たちが軽井沢町でやってみたいこと
2018. 11. 20

全ては交流—つながり

世代違い交流

- おばあちゃんとお茶のみ
- 子どもを外にだす
- 子どもを叱り隊
- イベント助け合い会
- 横のつながりを作る場
- 小学生と学ぶ会
- 説明会 公民館の利用
- 飲み会 今だからこそ！
- 美術館巡り
- 自然の中でぼんやりしたい

③ グループ3

イチオシアイデアは「学びあいコミュニティ」です。何かを学ぶことでつながりづくりをしていきます。

○ 学びあいのイベントを開催したい！

軽井沢町には都市部に住んでいた経験のある人が多い。都市部には様々な学びのイベントがあり、仕事が終わった後に参加し、友人をつくることことができる。軽井沢町でもこのような学びあいのイベントを行い、つながりをつくりたい。

○ 災害に強い地域づくり！

軽井沢町には浅間山があり、噴火の可能性がある。また、大雪や地震等の自然災害も懸念される。非常事態に強い地域づくりをしたい。

○ 「ママ友」「パパ友」づくり！

「ママ友」同士だけでなく、父親の育児体験等、「パパ友」同士のつながりづくりをしたい。

○ 軽井沢町の特産品の活用！

マドレーヌチーズバーガーや、ソーセージ、高原花豆等の町の特産品やお土産品を活用した地域の活性化に取り組みたい。

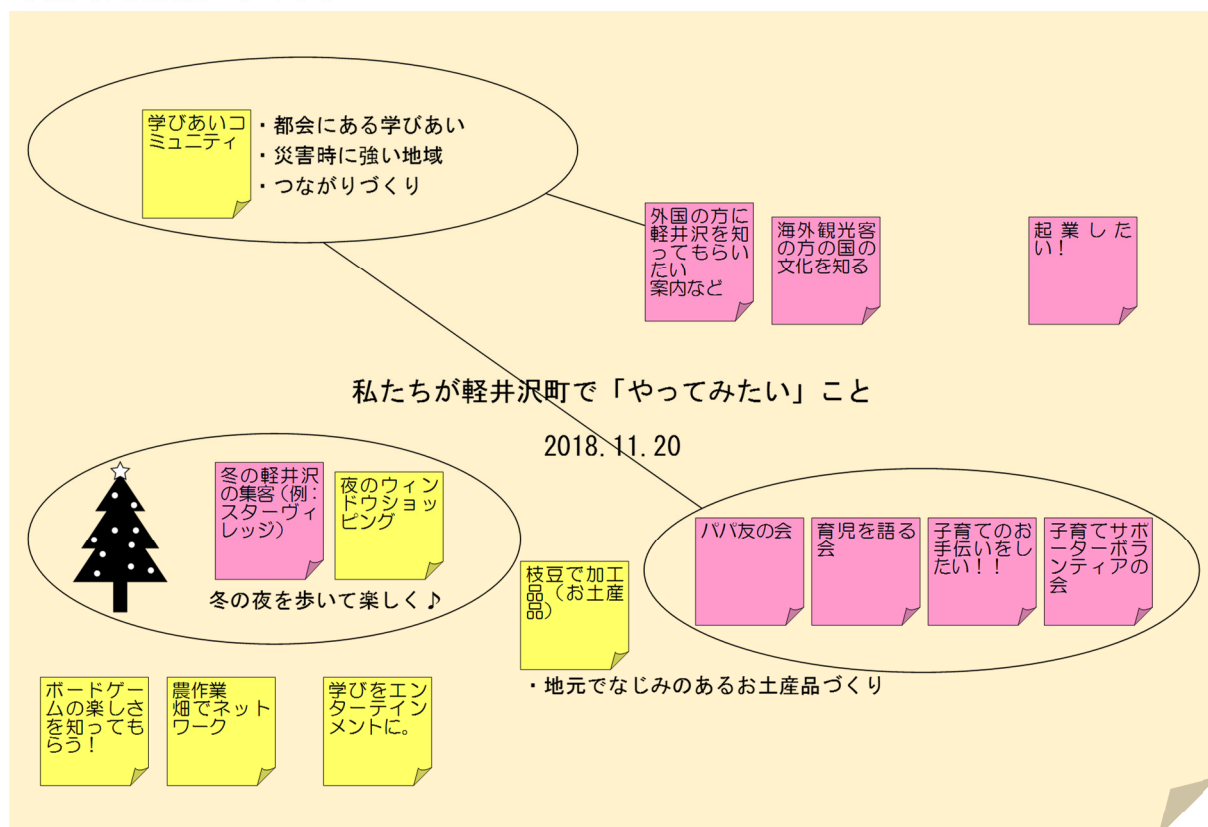
○ 軽井沢町の冬の夜を知る！

軽井沢町の冬の夜を歩いて、雰囲気を楽しんでもらう。ドイツでは、夜になり閉店した後の「夜のウィンドウショッピング」が人気。

○ 起業したい！

男性が経営者の場合、女性の意見や考えがなかなか反映されないことがある。起業し、女性ならではの視点や考え方を活かしたい。

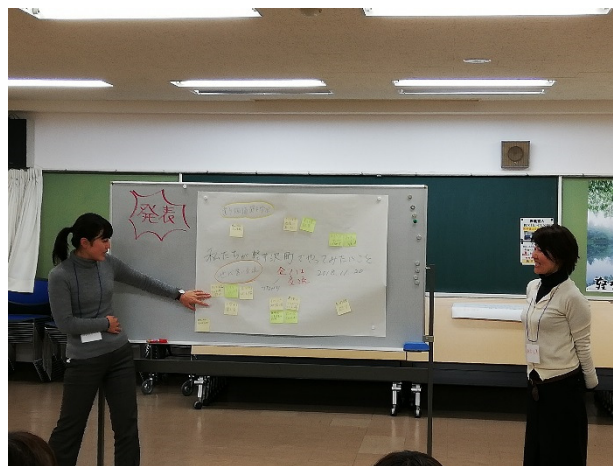
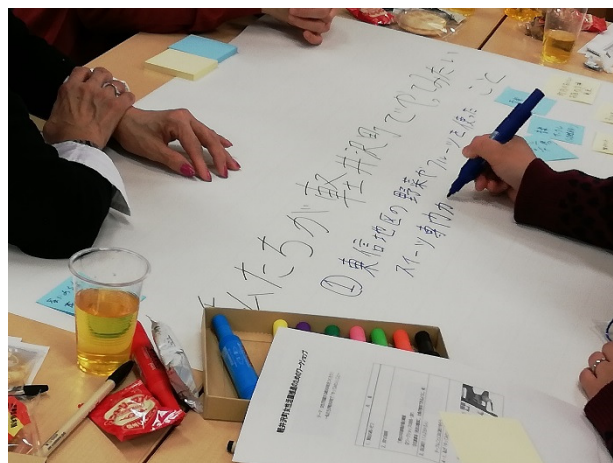
■模造紙で出た意見・アイデア



(3) 参加者の声

- 軽井沢町で高原花豆や様々な果物が栽培されていることを町外の人ほとんど知らない。このような隠れた魅力を発信し、多くの人に知ってもらいたい。
- 他の市町村と比較すると、軽井沢町はすでに活躍している女性が多いのではないかと。すでに活躍している女性とつながりたい。
- 自分がやってみたいことを考える機会を設けることは必要であると感じた。やってみたいことがすぐに実現できるかどうかは別として、明日からでも変えられるところはあるのではないかと。
- 様々な意見が出てきた。団体や企業のトップが女性でない場合、女性の意見や考えがなかなか反映されないことがある。今後は女性の力を引き出し、発揮していくことが必要である。活躍したいと考える女性がつながりあい、軽井沢町を良い町にしたい。

■ 当日の様子



11 参考資料

(1) 人権に関する世界の動向

■人権に関する世界の動向

年	内容
昭和 23 年 (1948 年)	「世界人権宣言」国連採択 すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準を明らかにするとともに、今日の基本的人権の考え方が示されました。
昭和 40 年 (1965 年)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)国連採択 人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する必要な政策・措置を遅滞なく行うことを締約国に対して義務付けています。→ 日本では平成 7 年(1995 年)に加入
昭和 41 年 (1966 年)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約、A 規約)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約、B 規約)」(国際人権規約)国連採択 「世界人権宣言」の内容を基礎として条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的な条約です。→ 日本では昭和 54 年(1979 年)に批准
昭和 54 年 (1979 年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)国連採択 男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。→ 日本では昭和 60 年(1985 年)に締結
昭和 59 年 (1984 年)	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)国連採択 拷問及び残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い等の禁止などについて定めています。→ 日本では平成 11 年(1999 年)に加入
平成元年 (1989 年)	「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)国連採択 18 歳未満を「児童」と定義し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる事項を定めています。→ 日本では平成 6 年(1994 年)に批准
平成 5 年 (1993 年)	ウィーンで「世界人権会議」開催及び「ウィーン宣言および行動計画」採択 世界のあらゆる人権侵害に対処するための国際人権法や国際人道法に関する原則、国際連合の役割、すべての国々に対する要求が総括されています。
平成 6 年 (1994 年)	「人権教育のための国連 10 年」とする決議と行動計画国連採択 人権教育は国際社会が協力して進めるべき基本的課題であると位置付け、各国に対し「国内行動計画」の策定と、人権教育・啓発の取組みを強く求めています。→ 日本では平成 9 年(1997 年)に「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」を策定
平成 16 年 (2004 年)	「人権教育のための世界計画」国連採択 「人権教育のための国連 10 年」に引き続いて、人権教育を推進することが示されています。
平成 17 年 (2005 年) ～平成 19 年 (2007 年)	「人権教育のための世界計画」第 1 フェーズ(2005-2007)行動計画 終了時限を設けずに 3 年ごとのフェーズ及び行動計画を策定し、第 1 フェーズは初等中等教育に焦点をあてています。
平成 22 年 (2010 年) ～平成 26 年 (2014 年)	「人権教育のための世界計画」第 2 フェーズ(2010-2014)行動計画 高等教育における人権教育と教員、公務員などへの人権研修プログラムに焦点をあてています。
平成 22 年 (2010 年)	国際標準化機構(ISO)が「ISO26000」発行 7 つの原則のひとつに「人権の尊重」、中核主題 7 項目のひとつに「人権」が盛り込まれ、企業等、様々な組織・団体における人権尊重の視点を持った取組みが求められています。
平成 23 年 (2011 年)	「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択 ステークホルダー(利害関係者)による協同の取組みを通じて、人権教育と研修に対するあらゆる取組みを強化することが求められています。
平成 27 年 (2015 年) ～平成 29 年 (2017 年)	「人権教育のための世界計画」第 3 フェーズ(2015-2019)行動計画 第 1、第 2 フェーズの履行に係る努力を強化等することが示されています。

(2) 人権に関する国の動向

■人権に関する国の動向

年	内容
昭和 22 年 (1947 年)	「日本国憲法」施行 「国民主権」「平和主義」及び「基本的人権の尊重」を基本原理とし、すべての人々の基本的人権は侵すことのできない権利として保障しています。
昭和 54 年 (1979 年)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約、A 規約）」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約、B 規約）」（国際人権規約）批准
昭和 60 年 (1985 年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）締結
平成 5 年 (1993 年)	「障害者基本法」施行（平成 16 年（2004 年）、平成 23 年（2011 年）改正）
平成 6 年 (1994 年)	「児童の権利に関する条約」（子ども権利条約）批准
平成 7 年 (1995 年)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）加入
	「人権教育のための国連 10 年推進本部」設置 国連で平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）を「人権教育のための国連 10 年」とすることを受け、設置されました。
平成 9 年 (1997 年)	「人権擁護施策推進法」施行（5 年間の時限立法） 人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められ、人権の擁護に資することを目的としています。
	「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」策定 諸施策の着実な実施等を通じて人権教育の積極的推進を図り、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を目指すものとしています。
	「人権擁護推進審議会」設置 「人権擁護施策推進法」に基づき設置され、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」並びに「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」の答申が行われました。
平成 11 年 (1999 年)	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約」（拷問等禁止条約）加入
	「男女共同参画基本法」施行
	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）施行
平成 12 年 (2000 年)	「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）施行 (平成 16 年（2004 年）、平成 20 年（2008 年）改正)
	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）施行 人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体、及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めています。
	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）施行 (平成 29 年（2017 年）改正)
平成 13 年 (2001 年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）施行 (平成 16 年（2004 年）、平成 20 年（2008 年）、平成 26 年（2014 年）改正)
平成 14 年 (2002 年)	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「人権教育・啓発推進法」に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されました。
	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）施行

年	内容
平成 18 年 (2006 年)	「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）施行
平成 21 年 (2009 年)	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）施行
平成 24 年 (2012 年)	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）施行
平成 25 年 (2013 年)	「いじめ防止対策推進法」施行
平成 26 年 (2014 年)	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策法）施行
平成 27 年 (2015 年)	「生活困窮者自立支援法」施行
	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）施行
平成 28 年 (2016 年)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行
	「部落差別解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）施行
	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）施行

(3) 男女共同参画に関する世界の動向

■ 男女共同参画に関する世界の動向

年	内容
昭和50年 (1975年)	・ 国際婦人年（目標：平等、開発、平和） ・ 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） ・ 「世界行動計画」採択
昭和51年 (1976年)	・ 「国連婦人の十年」始まる
昭和54年 (1979年)	・ 国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択
昭和55年 (1980年)	・ 「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） ・ 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択
昭和60年 (1985年)	・ 「国連婦人の十年」最終年世界会議（ナイロビ） ・ 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」（ナイロビ将来戦略）採択
昭和63年 (1988年)	・ 女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議（第1回）
平成2年 (1990年)	・ 国連婦人の地位委員会拡大会期 ・ 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択
平成5年 (1993年)	・ 世界人権会議（ウィーン） ・ 女性の人権擁護を強調した「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・ 国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択
平成6年 (1994年)	・ 国際人口・開発会議（カイロ）（リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念を行動計画に明記） ・ 女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議（第2、3回）
平成7年 (1995年)	・ 第4回世界女性会議（北京） ・ 「北京宣言及び行動綱領」採択
平成12年 (2000年)	・ 国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク） ・ 「成果文書」「政治宣言」採択
平成15年 (2003年)	・ 女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議（第4、5回）
平成17年 (2005年)	・ 第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク）
平成18年 (2006年)	・ 第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催（東京）
平成22年 (2010年)	・ 第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）（ニューヨーク）開催
平成23年 (2011年)	・ UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）正式発足
平成24年 (2012年)	・ 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択
平成27年 (2015年)	・ 第59回国連婦人の地位委員会（「北京+20」）開催（ニューヨーク） ・ 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択 持続可能な開発目標（SDGs）の一つとして、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことが掲げられる。

(4) 男女共同参画に関する国の動向

■男女共同参画に関する国の動向

年	内容
昭和50年 (1975年)	・「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進会議」開催 ・「婦人問題担当室」設置（内閣総理大臣官房審議室）
昭和51年 (1976年)	・行政機関における女性の登用等について婦人問題企画推進本部決定、事務次官等会議で申合せ
昭和52年 (1977年)	・「国内行動計画」策定 ・「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」策定
昭和56年 (1981年)	・「国内行動計画後期重点目標」策定
昭和60年 (1985年)	・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「国籍法」改正
昭和61年 (1986年)	・婦人問題企画推進本部の拡充（構成を全省庁に拡大） ・婦人問題企画推進有識者会議開催
昭和62年 (1987年)	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 ・婦人問題企画推進本部の参与の任務の拡充
平成3年 (1991年)	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」改定 ・「育児休業法」公布
平成4年 (1992年)	・婦人問題担当大臣の設置
平成5年 (1993年)	・「男女共同参画型社会づくりに向けての推進体制の整備について」婦人問題企画推進本部決定 ・中学校で技術・家庭科の男女共修実施
平成6年 (1994年)	・男女共同参画室、男女共同参画審議会（政令）、男女共同参画推進本部設置 ・高等学校で家庭科の男女必修実施
平成7年 (1995年)	・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）
平成8年 (1996年)	・男女共同参画推進連携会議発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定
平成9年 (1997年)	・男女共同参画審議会設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布
平成11年 (1999年)	・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行（女性の参画の促進を規定） ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「改正労働基準法」施行
平成12年 (2000年)	・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「ストーカー行為等の規則等に関する法律」施行 ・「児童虐待の防止に関する法律」施行

年	内容
平成13年 (2001年)	・内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第1回男女共同参画週間 ・「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「女性に対する暴力をなくす運動について」男女共同参画推進本部決定 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定
平成14年 (2002年)	・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置 ・「改正育児休業法」施行
平成15年 (2003年)	・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「少子化社会対策基本法」公布・施行 ・「次世代育成対策推進法」公布・一部施行 ・第4回・5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議
平成16年 (2004年)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「児童虐待の防止に関する法律」改正 ・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ・男女共同参画社会の将来像検討会報告書の取りまとめ
平成17年 (2005年)	・「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
平成18年 (2006年)	・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 ・「男女雇用機会均等法」改正
平成19年 (2007年)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成20年 (2008年)	・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出
平成22年 (2010年)	・「育児・介護休業法」一部改正施行（所定外労働の制限制度の創設など） ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定
平成25年 (2013年)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」改正
平成26年 (2014年)	・「DV防止法」一部改正施行（法律名の改正、生活の本拠を共にする交際関係からの暴力を適用対象とする等）
平成27年 (2015年)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）施行 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」策定 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定
平成29年 (2017年)	・「育児・介護休業法」一部改正施行（介護離職の防止など） ・「働き方改革実行計画」策定 ・「育児・介護休業法」一部改正施行（育児休業期間の延長など）

軽井沢町人権総合計画
第3次男女共同参画計画（きらめきプラン3）
平成31年3月

発 行 : 軽井沢町
編 集 : 軽井沢町 教育委員会 生涯学習課
住 所 : 〒389-0111
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2353 番地 1
電 話 : 0267-45-8695
